

令和7年度
市町村別 移住・定住支援制度一覧
5月現在

岡山県 県民生活部
中山間・地域振興課

各市町村別 移住・定住支援制度一覧

目 次

目	次	P 1
一	覧	P 2
岡	山	市 P 3～ P 5
倉	敷	市 P 6～ P 7
津	山	市 P 8～ P 12
玉	野	市 P 13～ P 16
笠	岡	市 P 17～ P 18
井	原	市 P 19～ P 21
総	社	市 P 22
高	梁	市 P 23～ P 24
新	見	市 P 25～ P 27
備	前	市 P 28～ P 30
瀬	戸	市 P 31～ P 32
赤	磐	市 P 33～ P 34
真	庭	市 P 35～ P 36
美	作	市 P 37～ P 39
浅	口	市 P 40
和	気	町 P 41～ P 44
早	島	町 P 45
里	庄	町 P 46
矢	掛	町 P 47 ～ P 49
新	庄	村 P 50
鏡	野	町 P 51～ P 52
勝	央	町 P 53～ P 55
奈	義	町 P 56～ P 57
西	粟	村 P 58
久	米	町 P 59～ P 60
美	咲	町 P 61
吉	備	町 P 62～ P 64
	中		
	央		

各市町村別 移住・定住支援制度一覧（令和7年度）

	移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度						空き家情報	
			東京10月	大阪7月	大阪2月	日程	会場	日程	行程	お試し暮らし等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供	空き家情報システム利用
岡山市	市民協働企画総務課 おかやまぐらし推進室	○	○	○	○	①6/4 ②9/5 ③11/7 ④12/3	オンライン			○	○	○	○	○	○	○	○
倉敷市	くらしき移住定住推進室		○	○	○	○ (時期未定)	未定	○ (時期未定)	1泊2日 (2回)	○	○			○	○	○	○
津山市	津山ぐらし移住サポートセンター	○	○	○	○	①5/17 ②6/14	①シティ・プラザ ②オンライン	7/12・13	1泊2日	○	○	○	○	○	○	○	○
玉野市	総合政策課移住定住推進室	○	○	○	○					○	○			○	○	○	○
笠岡市	まちづくり課・都市計画課	○			○			随時	オーダーメイド		○	○		○	○	○	○
井原市	企画振興課			○						○	○	○	○	○	○	○	○
総社市	総合政策部・人口増進課	○	○	○	○					○	○			○	○	○	○
高梁市	協働定住課	○	○	○	○	未定	未定	随時	随時	○	○	○	○	○	○	○	○
新見市	移住・定住推進課	○	○	○	○			随時	オーダーメイド	○	○	○	○	○	○	○	○
備前市	産業建設部都市計画課	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○
瀬戸内市	企画振興課	○	○	○	○			随時 <small>実施主体 瀬戸内市移住 交流促進協議会</small>	希望に応じて 個別対応 (基本コースあり)	○	○	○	○	○	○	○	○
赤磐市	政策推進課	○	○	○	○			随時	オーダーメイド		○	○	○	○	○	○	○
真庭市	真庭市交流定住センター	○	○	○	○	未定(決定次第 交流定住サイトで紹介)		随時	オーダーメイド	○	○	○	○	○	○	○	○
美作市	総合政策課				○					○	○	○	○	○	○	○	○
浅口市	企画財政部地域創造課		○	○	○						○	○			○	○	○
和気町	総務部まち経営課	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○
早島町	まちづくり企画課			○									○	○	○	○	○
里庄町	企画商工課				○									○	○	○	○
矢掛町	企画課	○		○							○	○	○	○	○	○	○
新庄村	総務企画課									○	○			○	○	○	○
鏡野町	まちづくり課	○	○	○	○			随時		○	○	○	○	○	○	○	○
勝央町	総務部元気なまち推進室	○	○	○	○	未定	大阪ふるさと暮らし情報センター	随時	オーダーメイド	○	○	○	○	○	○	○	○
奈義町	情報企画課		予定		予定	未定	未定	随時	オーダーメイド	予定	○	○	○	○	○	○	○
西粟倉村	総務企画課										○			○	○	○	○
久米南町	産業振興課		○	○	○			随時	未定		○	○	○	○	○	○	○
美咲町	地域みらい課	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○
吉備中央町	定住促進課	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○

市町村名	岡山市															
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度						空き家情報	
		東京 10月	大阪 7月	大阪 2月	日程	会場	日程	行程	お試し暮らし等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供	うち空き家情報システム利用
市民協働企画総務課 おかやまぐらし推進室	○	○	○	○	①6/4 ②9/5 ③11/7 ④12/3	オンライン			○	○	○	○	○	○	○	○

1 移住相談窓口

	担当者名	連絡先
おかやまぐらし推進室	増田 百香	086-803-1335

2 移住専門相談員の有無

有 ・ 無

名称	氏名	連絡先
おかやまぐらし相談センター	中村養子（東京） 熊取谷育子（大阪）	0120-936-751（東京） 0120-936-708（大阪）
主な業務	就職のあっせん、移住相談	

3 お試し住宅の有無

有 ・ 無

整備年度	活用施設	利用単位	R6年度利用件数	うち移住件数
H27	民間賃貸物件	最長4か月	36組	36組

4 市町村主催の体験ツアー

--

5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し暮らし等	岡山市移住サポート補助金 賃貸住宅家賃サポート	民間の賃貸物件を活用し、県外から岡山市へ移住・定住を希望される方、二地域居住をされる方を対象として、お試し住宅を利用する費用の一部を補助 ○対象者 ・令和8年3月31日時点で満50歳未満の方 ・転入の直前に、岡山県外に1年以上住民票があった方 ・利用する住宅の賃貸借契約の名義人である方 ・1年以上岡山県外在住で、本市へ移住又は二地域居住される方（転勤、進学、結婚以外であること） ・官公庁から住宅に係る補助金や公的扶助を、企業等から住宅手当を受けていない方 ・暴力団構成員ではない方 ・岡山市税を滞納していない方	○家賃補助（上限月額37,500円） ○補助率1/2 ○期間：最長4か月
起業	スタートアップ支援拠点 「ももスタ」運営事業	起業を志す方等を対象に「ももスタ」を運営。定期的にイベントやプログラムを開催し、スタートアップの創出・成長や地域におけるイノベーション創出を支援します。	○場所 ももスタ（岡山市北区駅前町一丁目8番18号1COTNICOT2階）
	開業総合支援サービス	開業・経営に必要な知識の習得や開業の事務手続きに関する個別相談等を行います ○対象 法人設立や個人事業主として開業を検討している方 ○概要 1. オンラインによる開業に関する事務手続きの個別相談 2. 開業に関する知識習得のためのオンライン講習 3. 経営等に関する知識習得のためのオンラインセミナー	3. 経営等に関する知識習得のためのオンラインセミナーは、特定創業支援等事業に該当します
	創業促進助成金	市内で新たに会社を設立される方を対象に創業促進助成金を交付します ○対象者 以下1～4の全ての条件を満たす方であること 1. 産業競争力強化法に基づき、岡山市が認定を受けた創業支援等事業計画に位置付けられた認定連携創業支援等事業者が実施した特定創業支援等事業による支援を受けるとともに、同事業による支援を受けたことを証する書類（特定創業支援事業報告書）を岡山市より受けた方 2. 新たに株式会社又は合同・合名・合資会社のいずれかを設立し、登記上の本店所在地を岡山市内に置き、その代表となる方であること 3. 会社の設立日が証明の発行日以降であること 4. 次のいずれにも該当しないこと ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する業種 イ 岡山市暴力団排除基本条例第2条第1号に規定する暴力団 ウ 岡山市暴力団排除基本条例第2条第2号に規定する暴力団員 エ 暴力団又は暴力団員と社会的非難されるべき関係を有している方	株式会社を設立された方：1社10万円 合同・合名・合資会社のいずれかを設立された方：1社5万円 ※複数の会社を設立された場合でも、最初に立ち上げられた1社のみが対象となります

	新規開業の際の資金 ①創業資金融資 ②創業促進特別資金融資 ※令和7年6月1日以降申込みいただけます	新規開業等に際し資金を必要とされる方に融資を行っています。 ①創業資金融資 ・市内で新たに事業を開始する方、または市内で事業を開始してから5年を経過していない方 ②創業促進特別資金融資 以下のいずれも満たす方 ・市内で新たに事業を開始する方、または市内で事業を開始してから1年を経過していない方 ・特定創業支援等事業（開業時に必要となる経営、財務、人材育成、販路開拓等の分野について商工会議所や金融機関等の認定連携創業支援等事業者が習得を支援するもの）による支援を受けていること ※①の創業資金融資との同時申込みはできません 詳細な条件等については岡山市産業振興課までお問い合わせください。	①創業資金融資 ・限度額 1500万円 ・融資の期間 10年以内 ・利率 1.13% ・保証料 年0.7% ②創業促進特別資金融資 ・限度額 500万円 ・融資の期間 10年以内 ・利率 当初1年間0%、2年目以降1.13% ・保証料 年0.7%
就農	新規就農者サポート事業	岡山県外から岡山市へ移住就農された新規就農者に対して、就農の初期投資を支援します。 ○対象者 下記のいずれかの者。 ・県外からの転入による新規参入者 岡山県外から岡山市内への移住後5年以内に、新たに農業経営を開始する、または、親(3親等以内の親族を含む。以下同じ。)の農業経営とは別に新たな部門を開始する就農形態で認定新規就農者(※)となった者 ・県外からのUターン後継者 岡山県外から岡山市内への移住後5年以内に、親の農業経営を継承する就農形態で認定新規就農者(※)となった者 (※)農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。)に基づき、新たに農業経営を営もうとする青年等が市町村基本構想に示された就農5年後の農業経営の目標に向けて農業経営の基礎を確立しようとする計画を岡山市から認定を受けた方	○補助対象経費 ①国の事業(経営発展支援事業、または、初期投資促進事業)の採択を受けた農業用機械・施設・資材等取得、改良又はリース費 ②老朽化ハウス撤去費 ③農地賃料 ④大型特殊・けん引免許、または、その他資格取得費 ⑤研修費 ○補助率 ①対象事業費の1/8(上限 県外からの転入による新規参入者:125万円、県外からのUターン後継者:62.5万円) ②県外からの転入による新規参入者:対象事業費の3/4、県外からのUターン後継者:対象事業費の1/2(上限 県外からの転入による新規参入者:75万円、県外からのUターン後継者:50万円) ③対象事業費の1/2(上限 3万円) ④対象事業費の1/2(上限 5万円) ⑤対象事業費の1/2(上限 2万円)
住宅	岡山市移住サポート補助金 中古住宅購入又はリフォームサポート	岡山市に移住される方を対象に、中古住宅の購入、リフォームの費用の一部を補助します。 ○対象者 ・令和8年3月31日時点で満50歳未満の方 ・転入の直前に、岡山県外に1年以上住民票があった方 ・令和7年4月1日以降に岡山市に転入し、転入の直前に岡山県外に1年以上住民票があった方 ・実績報告日以降、2年以上岡山市に住む予定がある方 ・移住の理由が転勤、進学、結婚以外の方 ・暴力団構成員ではない方 ・岡山市税を滞納していない方	○中古住宅の購入費用、リフォームの工事費用、購入・リフォームに関連する付帯工事にかかった費用(購入・リフォームともに20万円、併用不可) ○補助率1/2
子育て	シルバー世代産前産後応援事業	研修を受けた60歳以上のシルバー世代(支援者)が、妊娠中や産後のお母さん(利用者)の家事や育児をサポートします。 ○対象者 市内在住で出産予定日の1か月前から出産日の5か月後までの妊産婦の方 ※以下の妊産婦の方は、出産予定日の1か月前から出産日の12か月後まで ・双子や三つ子などの多胎児の妊産婦の方 ・出産予定日において、5歳以下の子供(胎児を含む)が3人以上いる多子世帯の妊産婦の方	○利用料 500円/時間(支援内容によって別途実費をいただく場合あり) ○利用時間・回数 1回2時間まで(1日2回まで可)、期間内に合計30回まで ※多胎児・多子世帯の妊産婦の方は、期間内に合計65回まで ※原則として、年末年始(12月29日から1月3日)を除く8:00~19:00の間
	こんにちは赤ちゃん事業	研修を受けた地域の愛育委員さんが絵本のプレゼントと、読み聞かせ・相談窓口などの子育て支援情報を持って、生後4か月ごろまでの赤ちゃんのお宅を訪問します。	
	ファミリー・サポート・センター	お子さんを預けたい方(依頼会員)と、お子さんを預かる方(提供会員)とを仲介する事業です。 ○依頼会員(子育ての応援をしてほしい方) 岡山市在住の方で、おおむね生後3か月から小学生の子どもをお持ちの方。	○利用料金 ・平日の午前7時から午後7時までの利用:1時間700円 ・土日祝、平日の上記以外の時間での利用:1時間900円 ・年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)の利用:1時間900円 (会員登録費や会費は不要)
その他	岡山市移住サポート補助金 就職・転職サポート	Uターン希望者が岡山市内の企業等の面接又は2日以上インターンシップを受ける際の交通費の一部を補助 ○対象者 ・令和8年3月31日時点で満50歳未満の方 ・岡山県外在住の方 ・就職・転職活動の一環として、岡山市内の企業等の面接又は2日以上インターンシップを岡山市内で受ける方※公務員試験は原則対象外 ・雇用形態が正規雇用となる方 ・面接会場まで鉄道、飛行機、高速乗合バスを往復利用する方 ・移住の理由が転勤、進学、結婚以外の方 ・暴力団構成員ではない方 ・岡山市税を滞納していない方	○鉄道・飛行機・高速乗合バス代の往復分の半額を補助(上限16,000円、下限2,000円) ○一人につき2回/年まで利用可能

岡山市移住支援金事業	<p>東京圏から岡山市に移住し、就業要件を満たす場合に補助金を交付</p> <p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入する直前10年間のうち通算5年以上、且つ直前に連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏に在住し東京23区内に通勤していた方 ・転入後3か月以上1年以内であり、5年以上岡山市に居住する意思がある方 ・次のいずれかの就業要件を満たす方 <ul style="list-style-type: none"> (1)岡山県が運営管理しているマッチングサイトの移住支援金対象求人に新規就業した3か月以上在職、5年以上継続して勤務する意思を有している方 (2)岡山県地域課題解決型起業支援事業実施要領に規定する起業支援金交付決定を受けて1年以内の方 (3)プロフェッショナル人材戦略拠点事業又は内閣府地方創生推進室が行う先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業した方 (4)テレワークを利用し、自己の意思により移住される方 (5)関係人口として移住された方 ・暴力団構成員ではない方 ・岡山市税を滞納していない方 	<p>○単身で移住した世帯:60万円 (テレワークの場合:30万円)</p> <p>2人以上で移住した世帯:100万円 (テレワークの場合:50万円)</p> <p>18歳未満の世帯員1人につき30万円加算</p>
------------	---	---

市町村名	倉敷市															
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度					空き家情報		
		東京10月	大阪7月	大阪2月	日程	会場	日程	行程	お試し暮らし等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供	うち空き家情報システム利用
くらしき移住定住推進室	-	○	○	○	○ (時期未定)	未定	○ (時期未定)	1泊2日 (2回)	○	○			○	○	○	○

1 移住相談窓口

担当部署	担当者名	連絡先
くらしき移住定住推進室	松本 一也	086-426-3153

2 移住専門相談員の有無 有・**無**

名称	氏名	連絡先
主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・移住相談 ・お試し住宅の運営 ・移住者交流会の実施 等 	

3 お試し住宅の有無 **有**・無

整備年度	活用施設	利用単位	R6年度利用件数	うち移住件数
①平成27年度 ②令和4年度	①倉敷ライフ・キャンパス ②せとうち古民家お試し住宅	①2泊3日～29泊30日 ②2泊3日～14泊15日	①125 ②87	①13件 ②9件

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】
 ●倉敷市移住体験ツアー
 倉敷の住環境の紹介や特定の分野に関する魅力を体感し、移住後の生活がイメージできるようなツアーを開催予定。
 ツアー詳細や開催時期は未定。

5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し暮らし等	倉敷・流域お試し住宅	高梁川流域圏内に移住を検討している方を対象に、お試し住宅を拠点に高梁川流域圏内での就職・住宅探し等、あるいは風土及び日常生活を体験する。 *お試し住宅利用者を対象に、事前予約制で「ミニ移住相談会」を実施(無料)	1泊2,000円(自転車等利用) 2泊3日～29泊30日
	せとうち古民家お試し住宅	倉敷市(特に児島地区)への移住を検討している方や児島下津井地域に興味・関心のある方を対象にお試し住宅を拠点に暮らし体験のほか、地域住民との交流を図り移住に向けた情報収集を行う。 ※お試し住宅利用者には、下津井魅力体験プログラムを受けていただいている。 (まち歩き・創業/古民家セミナー・コミュニティへの参加・先輩移住者との交流) 空き状況・予約申し込みは専用サイトから(下記URL) https://setouchi-trial-stay.jp	1泊2,000円(自転車等利用) 2泊3日～14泊15日
起業	創業サポートセンター	倉敷市・早島町と5つの商工団体、9つの金融機関、岡山県よろづ支援拠点が連携して創業を目指す方を支援する。	・創業計画書の作成等の創業準備の手伝い ・補助金等各種支援制度の紹介 ・創業に関連する情報発信
子育て	子どもの医療費助成	中学校3年生までの子どもの医療費の助成を行っている。	中学校3年生まで、入院・通院とも医療費が無料。
	子育てハンドブック「KURA」	倉敷市の子育てに関する様々な情報を掲載している冊子	市内各所で無料配布
	妊婦・子育てステーションすくすく	保健師や助産師等の専門スタッフが妊娠期から子育て期の育児の悩みやサービス利用に関する相談を受ける窓口。(市内5か所)	・妊娠中～出産後の支援サービス「すくすくプラン」の提案 ・妊娠後期に産前産後のサービス等を掲載した「すくすくレター」の送付
	ファミリー・サポート・センター	お子さんを預けたい方(依頼会員)と、お子さんを預かる方(提供会員)とを仲介する事業。 ○対象者(依頼会員) 倉敷市在住か通勤している方で、0歳から小学6年生の子どもを持つ保護者。 ○活動内容 施設までの送迎、保護者が病気や冠婚葬祭の時の預かり等	○利用料金 ・平日 7:00～19:00 700円/h ・土日祝、上記以外の時間 900円/h *2人目からは半額 *交通費やおやつ代等の必要経費は別途負担(会員登録費や会費は不要)
	児童館・子育て支援拠点	○児童館・児童センター 0歳～18歳未満の子どもに遊び場と遊びを提供している場所。 伝統遊びや季節行事、ボランティア活動など色んな体験ができる。 ○地域子育て支援拠点(子育て支援センター) 0歳～概ね3歳までの子どもとその保護者が気軽に集まり遊んだり交流する場所。イベント開催や子育て支援情報なども行っている。	児童館・児童センター：市内6ヶ所 子育て支援拠点：市内21ヶ所 利用料：無料 *子育て支援拠点のうち7ヶ所で「託児サービス」を実施(生後6ヶ月～3歳までの就園前児/1日最大4時間まで/利用料：300円/h(詳細は、各施設へ要確認))
総合療育相談センター	障がいの有無に関わらず、子どもの発達に関する相談、福祉サービス利用に関する相談、専門スタッフによる相談などを行っている窓口。イベントの実施や情報発信なども行っている。	利用料：無料	
その他	移住者向け就労支援制度「くらしき移住就労サポートデスク」	県外に在住し倉敷市内の企業等への就職を希望する大学生などの若者や東京圏及び大阪圏をはじめとする大都市圏からの移住希望者に、倉敷市内の企業等への就職相談対応を行う。	東京・大阪に倉敷市への移住検討者向けの就労支援窓口を設置し、就職支援のマッチング業務を行う。(窓口・電話・メール・オンライン対応)

移住等希望者支援交通費補助金の支給	東京圏・大阪圏在住で倉敷市への移住を希望する方が、倉敷市内で採用面接や住居探しなどの移住活動を行う場合に交通費の一部を支給する。 *採用面接日以前にくらしき移住定住推進室又はくらしき移住就労サポートデスクへ事前登録必要。 *住居探しの場合、出発7日前までにくらしき移住定住推進室またはくらしき移住就労サポートデスクで活動計画の提出・確認が必要。 *住居探しの場合、現地活動期間中にくらしき移住定住推進室及び、不動産業者への訪問が必要。	採用面接や住居探しに係る交通費の半額 *鉄道、航空機(東京圏のみ)、高速バス利用料金に限る。(千円未満切り捨て) 東京圏に在住者 16,000円上限 大阪圏に在住者 6,000円上限 *1人2回まで(ただし、住居探しの場合は1回)
移住支援金の支給	東京23区から倉敷市へ移住・定住し、かつ、就労等に関する諸条件を満たす方を対象に移住支援金を支給する。 ・岡山県が行う就労のマッチングサイトに掲載する求人に就業した方 ・起業支援金の交付を受けた方 ・テレワークにより移住前の就労を継続する方 ・関係人口に該当する方が新規就職または起業した場合	1世帯100万円 ただし、単身世帯は60万円 さらに、2人以上の子育て世代(18歳未満の子)には、2人目以降につき30万円を加算
くらしき移住者応援補助金	県外から倉敷市へ転入し、「IT」、「文化」、「医療・福祉」、「繊維」、「農業」の5分野に関する起業や新規就職または、テレワークによる就労を行った方を対象に移住者応援補助金を支給する。 起業・「IT」、「文化」、「繊維」、「農業」 新規就職・「医療・福祉」、「農業」 テレワーク・就業分野は問わない。自らの意思でテレワークを行う方	1人30万円(年度10万円×3か年ずつ支給)
コワーキングスペース「Co-Creation倉敷児島」	多様な立場の利用者が、倉敷市児島を中心とする繊維産地の企業など対話をしながら、新しい価値を共に創ること目指してコワーキングスペースとして整備。仕事や打ち合わせスペースとして利用可能。Wi-fiと電源を完備している。	利用に際して会員登録が必要(有料/無料) 有料会員 入会金5,500円 平日利用料金 8,800円/月 全日利用料金 11,000円/月 無料会員 1,100円/日、550円/3h
アレルギー対応	アレルギーのある園児・児童・生徒	入学時の申請書類にアレルギーの有無を記入してもらうとともに、診断書を提出してもらい、栄養士等を踏まえて個別の対応を協議する。 原則、アレルギー源の除去のみ。代替食の提供は無し。(学校園毎の対応)

市町村名	津山市															
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度						空き家情報	
		東京 10月	大阪 7月	大阪 2月	日程	会場	日程	行程	お試し暮らし等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供	うち空き家情報システム利用
津山ぐらし移住サポートセンター	○	○	○	○	①5/17 ②6/14	①ンティ プラザ ②オン ライン	7/12・13	1泊2日	○	○	○	○	○	○	○	○

1 移住相談窓口

担当部課	担当者名	連絡先
津山ぐらし移住サポートセンター（仕事・移住支援室）	岡 李々圭	0868-24-3787

2 移住専門相談員の有無

有

・ 無

名称	氏名	連絡先
IJUコンシェルジュ	石坂 めぐみ	0868-24-3787
主な業務	移住・定住の相談対応、移住・定住に関する情報発信	

3 お試し住宅の有無

有

・ 無

整備年度	活用施設	利用単位	R6年度利用件数	うち移住件数
①H26 ②R7	①1棟4戸 ②1戸	①原則1月～1年 ②3日～14日	①1件 ②12件	①1件 ②1件

※②についてはR6.4月～10月に使用した旧物件実績を含む

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】

移住や多拠点居住を検討している方に、津山市に来ていただき暮らしの様子などを体感してもらう。その中で、移住希望者が先輩移住者等との交流会やワークショップを通じて津山市の魅力に触れることで、移住促進へと繋げていく。

○募集対象：津山市への移住を検討中の方など

○参加費：未定

5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し暮らし等	あば村お試し住宅	阿波地域における定住促進、地域活性化のため、旧小学校職員住宅を市が地域協議会（あば村運営協議会）に貸し付け、「お試し住宅」として協議会が管理・運営している。 ○対象者：阿波地域への移住を希望し、自治活動等へ参加する意思のある者	○使用料 ・世帯用（2LDK）20,000円/月 ・単身用（1DK）15,000円/月 ○利用可能期間 原則1月～1年
	トライアルステイ	津山市への移住者、関係人口候補者の増加や移住希望者のスムーズな移住定住を図ることを目的に、津山市の生活環境の体験、住まい探しや仕事探しを行う短期間のお試しぐらしを移住希望者が実施できるよう、拠点となるお試し住宅の整備・管理運営を行うとともに、IJUコンシェルジュが利用者に対し相談の対応や市内案内等トライアルステイのコーディネートを行います。	○利用期間 3日～14日以内 ○体験料 3～7日以内 10,000円 8～14日以内 20,000円 ○設備等 ・家具家電付き ・自転車の貸し出しあり。 ・敷地内に駐車場2台あり ※ただし、寝具や食料等の消耗品、生活必需品は利用者が用意。
起業	サテライトオフィス設置・創業拠点整備・創業等サポート補助金	サテライトオフィス設置・創業拠点整備サポート ◎市内で創業や第二創業を目指す方やサテライトオフィス設置を検討する事業者様を対象に、事業の立ち上げに必要な建物の改修費、事務機器等購入費を一部補助します。 ◆補助対象 サテライトオフィス設置 ソフト系事業（IT、設計、デザイン等）でのサテライトオフィス設置を行う市外企業（ただし、1名以上の雇用が条件） 創業拠点整備サポート 新規性・独創性・優位性があり、3年以上の事業計画を有する創業予定者（企業内起業、第二創業含む） ◆対象経費 事務機器等購入経費、改修費、賃借料（サテライトオフィス）	サテライトオフィス設置・創業拠点整備サポート ◆補助額： （A）事務機器等購入費…上限25万円 補助率1/2以内 （B）改修費…上限100万円 補助率1/2以内 （C）賃借料（サテライトオフィス）…上限30万円 補助率1/2以内 ※1次募集 5月末、2次募集 8月末
	創業サポート補助金	創業サポート ◎市内で新たに事業を開始する（新規創業、第二創業、企業内起業）企業等の事業活動に要する経費の一部補助します。 ◆補助対象 3年以上の事業計画を有し、センターが定める要件を満たす事業で創業する企業（企業内起業、第二創業含む）または開業届後3年以内の個人及び創業予定者 ◆対象経費 旅費、原材料費、設備費、賃借料、謝金、先行技術調査費、委託費、広報費、技術指導受入費、外注費、人件費（設計・IT企業に限る）、登記等費用その他経費	創業サポート ◆補助額： 上限30万円 補助率1/2以内 ※1次募集 5月末、2次募集 8月末、3次募集 10月末

	<p>[オフィスの概要] 津山市二階町の複合施設「INN-SECT」の3階は、会員様限定のシェアオフィスとなっており、個室オフィス又はオープンスペースを24時間自由に使用いただけます。 個室オフィスをご契約の場合は、住所利用・法人登記も可能です。</p> <p>[月額利用料] スタンダードプラン(企業様向け): 49,500円(共益費込) ※鍵付き個室ブース1室とオープンスペースをご利用いただけます。 ライトプラン(個人様向け): 11,000円(共益費込) ※オープンスペースのみ利用可能です。</p> <p>[設備] 高速Wi-Fi(300~400Mbps以上)、コンセント、パーテーション、ディスプレイ、ホワイトボード、プロジェクタ ¥550/1回、スクリーン ¥550/1回</p> <p>URL: https://inn-sect.com/ 場所: 津山市二階町29</p>	<p>利用希望の方は レプタイル㈱まで TEL0868-35-2405</p>
	<p>[オフィスの概要] Ziba Platform(ジバ プラットフォーム)は2階をシェアオフィスとして利用できます。(机やネット環境も整っています) 1階スペースはシェアスペースとなっており、ワークショップやイベント会場としての利用や、キッチンを利用したカフェ開業希望の方向けのテストキッチン利用(ポップアップ)を行うこともできます。</p> <p>◆シェアオフィス利用料 [ワンフロア利用(1階/2階)] 1,000円(1時間)7,000円(営業時間内終日) ※1Fはフンドリンク注文で1時間以内無料で利用可能(貸切ではありません。)</p> <p>◆設備 コピー機、Wi-Fi、電源完備等(備品設置は要相談)、プロジェクター、スクリーン</p> <p>URL: https://npomec.or.jp/ 場所: 津山市山下46-19</p>	<p>利用希望の方は (特非)マルイ・エンゲージメントキャピタルまで TEL0868-32-8801</p>
	<p>[オフィスの概要] オフィス仕様の完全個室の空間で仕事ができます。 宴会場・会議室(有料)を使用した勉強会、講演会、懇親会、展示会を併せて開催することも可能です。</p> <p>◆オフィス利用料(消費税別) 1時間1,000円~/室、4時間3,000円~/室 1日 4,500円~/室、1週間 27,000円~/室、1ヶ月 154,000~/室</p> <p>◆設備 専用インターネット回線、Wi-Fi、モニター(27インチ、カメラ有り)、空気清浄機(加湿機能付き)、ケトル、冷蔵庫、複合機など ※個室によって設備の内容は異なります。</p> <p>URL: https://kakuzan-hotel.co.jp/satellite-office/ 場所: 津山市東新町114-4</p>	<p>利用希望の方は 津山鶴山ホテルまで TEL0868-25-2121</p>
起業	<p>[オフィスの概要] 古民家を改修した個室・オープンスペース及びセミナー等スペースを備えたシェアオフィスです。キッチンやカフェスペースでの模擬店・懇親会等の利用もできます。 市役所エリア、商店街から徒歩圏内の橋高下交差点にあり交通の便も良い。</p> <p>◆オフィス利用料 ドロップイン 2時間1,000円/人 フリースペース 11,000円/人 専用スペース 16,500円~50,000円 (住所利用、法人登記可能)</p> <p>◆設備 Wi-Fi、電源、モニター、プロジェクター、スクリーン、ホワイトボード、プリンター、マイク&アンブスピーカー、映像配信スイッチャー、カメラ 《共有スペース》カフェスペース</p> <p>URL: https://tsuyamap.com/ 場所: 津山市橋高下117口</p>	<p>利用希望の方は ひととば津山まで TEL090-4103-0058 mag@tsuyamap.com</p>
	<p>[オフィスの概要] 複合商業施設アルネ・津山内にあるテレワークオフィスです。大きさが異なる7つの賃貸オフィスがあり、ポスト設置や法人登記、荷物代理受け取りも可能です。 また、集中できる半個室ブースと打ち合わせができるテーブル席・ソファ席があるスペースや、会議室があります。</p> <p>◆オフィス利用料 《個人》 日中(10:00~19:00) 1,100円/日、夜間(17:00~22:30) 1,100円/日、 全日(9:00~22:30) 1,980円/日 月会員日中(10:00~19:00) 3,300円/月 月会員夜間(9:00~22:30) 27,500円/月 ※法人利用料などその他料金はホームページでご確認ください。 《サテライトオフィス契約》 90,200円/月~178,200円/月 ※各オフィスの面積等、詳細についてはホームページでご確認ください。</p> <p>◆設備 《共有スペース》 Wi-Fi、電源、ライブラリー、コピー機、ロッカー、 プロジェクター、マイク、PCモニター</p> <p>URL: https://www.tsuyama-terework.jp/cotoyado 場所: 津山市新魚町17</p>	<p>利用希望の方は COTOYADOまで TEL0868-32-8880</p>

就農	トライアルワーク	津山圏域外から農業体験希望者を募集し、受入団体とマッチングする。 ・地域交流しながら農業体験(米・野菜・ブドウなど) ・長期、短期など希望者のニーズに合わせた体験が可能	
住宅	津山市住まい情報バンク	一般社団法人岡山県宅建物取引業協会と一般社団法人岡山県不動産協会が開設する「住まいる岡山」内に、「津山市住まい情報バンク」を開設し、「住まいる岡山」内に登録されている物件のうち、津山市内の空き家物件を抽出して情報を提供	
	空き家活用定住促進事業補助金(購入者)	空き家を購入する移住者に対し、購入費や改修費の一部を補助 ○対象者 次の全てに該当する人 ・転入の直近5年間、岡山県外に住所を有し、転入日から3年を経過していないこと ・空き家の所有権を有する人が、移住者の2親等以内の親族でないこと ・市税等の滞納がないこと ・申請年度の3月31日までに該当空き家への居住が可能であること ・空き家に補助金の交付を受けた日から3年以上※定住する意思がある人 ・暴力団員でないこと ・空き家の改修の場合は、空き家の売買契約と同時にその改修を行う人 ※改修補助金を申請する場合は、10年以上定住する意思がある人	①購入補助金 補助率 100分の10 (上限300,000円) 新婚世帯 一律10万円 子育て世帯 18歳未満の子どもの数×10万円 加算 ②改修補助金 補助率 3分の2 (上限600,000円)
	空き家活用定住促進事業補助金(所有者)	売却した空き家所有者に、物件流動奨励金と片付けにかかる費用の一部を補助 ○対象者 次の全てに該当する人 ・空き家活用定住促進事業補助金の補助金対象となった移住者に空き家を売却した空き家の所有者であること(宅地建物取引業者を除く) ・売却した空き家の所有権を有する者が、移住者の2親等以内の親族でないこと ・市税等の滞納がないこと ・片付け補助金の場合は、所有者の責任において空き家の売却に支障がないようにこの空き家の家具等の処分を行うこと	①空き家活用物件流動奨励金 一件につき40,000円 ②空き家活用片付け補助金 補助率 10分の10 (上限100,000円)
子育て	教育・保育施設	教育・保育施設として、保育園(所)は24ヶ所(公立2ヶ所、私立22園)幼稚園は4園(公立2園、私立2園)、認定こども園は5園(公立2園、私立3園)と施設が充実しており、平成25年度以降待機児童はいません。	
	病児保育	保育園(所)・認定こども園や小学校に通っているお子さんが、病気のため登園や登校ができない時に、お子さんを預かる施設が市内に2ヶ所あります。	
	保育園(所)保育料	保育料は、父母の市民税額及び児童の年齢等により決定します。ただし、父母以外が家計維持の主体である場合は、家計維持主体者の市民税額によって決定します。(多子軽減、ひとり親世帯等の軽減あり) 国の幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳児クラスから5歳児クラスのお子さんと、0歳児クラスから2歳児クラスで市民税非課税世帯のお子さんの保育料は、無償です。	
	公立幼稚園 保育料	国の幼児教育・保育の無償化に伴い、保育料(基本的な利用者負担額)は無償です。 ただし、食材料費、行事費等は無償化の対象外となり、保護者の負担です。	
	就学援助制度	経済的理由によって就学することが困難な児童や生徒に対し就学に必要な一部経費の援助を行っています。	
	一時預かり保育	保護者が仕事や買い物、用事で保育できない時や、リフレッシュしたい時などに、保育園(所)、認定こども園などで未就学のお子さんをお預かりします。土日祝日に預けられる施設もあります。	
	地域子育て支援拠点(親子ひろば、地域子育て支援センター)	小学校就学前のお子さんと保護者を対象に、親子の遊びや交流、情報交換の場を無料で提供しています。スタッフへの子育て相談や、子ども・子育て支援サービスなどの情報提供を受けることもできます。 また、オンラインによる相談業務等も行ってまいります。	
	津山ファミリーサポート・センター	子育てを手伝ってほしい人(依頼会員)と、手伝うことができる人(提供会員)が会員となり、子育てを地域で支えあう有償ボランティア組織。お子さんの一時預かりや保育施設などへの送迎などを行います。	
多子世帯応援給付金	津山市に在住し、第2子以降の児童を養育する父母に、応援金を給付します。 ○対象者 次の1から3の全て該当する方(児童の父または母) 1. 次のいずれかに該当する児童を養育していること ・令和5年4月1日以降に満1歳、満2歳を迎えた第2子 ・令和5年4月1日以降に満1歳、満2歳、満3歳を迎えた第3子以降の子 2. 1の対象年齢を迎えた年の1月1日から申請日までの期間、申請者(親)と対象児童が津山市へ住所を有していること 3. 申請者(親)と対象の児童が同居していること	多子世帯応援給付金 (第2子) 満1歳時、満2歳時 それぞれ10万円 (第3子以降) 満1歳時、満2歳時、満3歳時 それぞれ10万円	
その他	IJUターンカフェ	先輩移住者や移住希望者が交流を深める意見交換会を開催し、移住者ネットワークの形成を図る 令和7年度は2回開催予定。 (6/28及び12月に実施予定) ○対象者 ・先輩移住者 ・移住希望者	
	移住支援金	東京圏からの移住定住促進及びに中小企業等における人手不足の解消を目的に、県のマッチングサイトに登録の企業に新規就職した方やテレワークにより移住前の業務を継続する方等に交付。 ○対象者(全ての要件に該当する方) ・移住直前に連続1年以上、かつ、移住直前10年間で通算5年以上、東京23区に居住していた方、又は東京圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)に在住し、東京23区に通勤していた方 ・移住後、津山に5年以上継続して居住する意思のある人など	単身:60万円 2人以上の世帯:100万円 ※18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者1人につき100万円加算
	給食アレルギー対応	①保育園(所)・認定こども園・幼稚園 入園前に、申請書と医師が記入した意見書・園生活管理指導表で要申請。アレルギー源除去による除去対応食の提供 ②小・中学校 入学前に、申請書と医師が記入した意見書・学校生活管理指導表で要申請。アレルギー源の除去対応のみ、代替食無	①保育園(所)・認定こども園・幼稚園 除去対応する原因物質 「卵類、牛乳・乳製品、小麦、大豆、えび、ピーナッツ、ごま、ナッツ類、果物類等」 ②小・中学校 除去対応する原因物質 「卵類、牛乳・乳製品、小麦、大豆、えび、ピーナッツ、ごま、ナッツ類」

<p>一般不妊治療助成</p>	<p>タイミング法や人工授精をはじめとする一般不妊治療(体外受精及び顕微授精を目的とした薬物療法及び手術療法を除く治療)を受けられたご夫婦に対し、経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成</p> <p>○対象者 次の全てに該当する方が対象 ・法律上の婚姻をしているご夫婦又は事実婚関係にあるご夫婦 ・ご夫婦いずれか一方が申請日現在、津山市に1年以上住所を有し、医療機関において不妊症と診断され、治療の必要があると認められた方 ・助成金の交付を受けようとする一般不妊治療に要する費用について、他の地方公共団体から助成金の交付を受けていないこと。</p>	<p>○対象者が負担した本人負担額の2分の1以内の額(1,000円未満は切り捨て)とし、1年度当たり40,000円を限度とします。 ○助成対象とする一般不妊治療の回数は、1子に対し通算して3年度を限度とします。 ※申請は、「治療を受けた日の属する年度末」か「一般不妊治療を終了した際」に、すみやかにお願いします。 ※3月31日が閉庁日の場合は3月の最終開庁日までが受付となります。(生殖補助医療助成・不育治療助成も同様) ※様式等詳しくは津山市ホームページをご覧ください。</p>
<p>生殖補助医療助成</p>	<p>体外受精や顕微授精等(生殖補助医療)を受けられたご夫婦に対し、経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成</p> <p>○対象者 次の全てに該当する方が対象 ・生殖補助医療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない、又は極めて少ないと医師に診断されている方 ・法律上の婚姻をしているご夫婦又は事実婚関係にあるご夫婦 ・ご夫婦いずれか一方が申請日現在、津山市に1年以上住所を有する方 ・助成金の交付を受けようとする生殖補助医療に要する費用について、他の地方公共団体から助成金の交付を受けていない方 ・指定医療機関で生殖補助医療を受け、助成上限回数(1子につき6回)に達していない方(1回目の申請の治療期間の初日における妻の年齢が40歳以上であるときは3回までとする。) ・治療期間初日の妻の年齢が43歳未満である方</p>	<p>○助成内容 【保険適用】 ・医療機関の領収金額(受診証明書に記載されている金額[*1])の2分の1以内(1,000円未満は切り捨て)で、1回の治療につき9万円を限度 【併用診療(保険適用と先進医療を併用して行った場合)】 ・医療機関の領収金額(受診証明書に記載されている金額[*1])の2分の1以内(1,000円未満は切り捨て)で、1回の治療につき12万円を限度 【混合診療(全額自己負担の場合)】 ・1回の治療につき20万円を限度(1,000円未満は切り捨て) ※1:高額療養費制度・付加給付金の支給がある場合は、実際に支払われた額から差し引いた額になります。詳しくは津山市ホームページをご覧ください。 ※申請の手続きは、治療費の支払いが終了後、すみやかにお願いします。3月31日が閉庁日の場合は3月の最終開庁日までが受付となります。ただし、3月15日から3月31日までに治療の支払いを終了した場合は、翌年度の4月30日まで申請可となります。</p>
<p>不育治療助成</p>	<p>医療保険の適用とならない不育治療を受けられたご夫婦に対して、治療費の経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成(助成対象治療は、一般社団法人日本生殖専門医学会が認定した生殖専門医により不育症の診断を受けたのち、妊娠成立し、不育治療を開始した時から出産まで〔流産及び死産を含む〕の治療となります。)</p> <p>○対象者 次の全てに該当する方が対象 ・法律上の婚姻をしているご夫婦又は事実婚関係にあるご夫婦 ・ご夫婦いずれか一方が申請日現在、津山市に1年以上住所を有する方 ・一般社団法人日本生殖専門医学会が認定した生殖医療専門医により、不育症と診断されていること ・上記の診断に係る、医療保険の適用とならない不育症の治療を受けていること</p>	<p>○受診証明書に記載されている金額の範囲内で、1,000円未満は切り捨て 1人当たりの上限は、1年度30万円、通算で150万円</p> <p>※申請の手続きは、治療費の支払いが終了後、すみやかにお願いします。3月31日が閉庁日の場合は3月の最終開庁日までが受付となります。ただし、3月15日から3月31日までに治療の支払いを終了した場合は、翌年度の4月30日まで申請可となります。</p>
<p>定住自立圏 (津山広域事務組合 構成市町: 津山市・鏡野町・奈義町・勝 央町・久米南町・美咲町)</p>	<p>津山圏域の魅力をもとめたパンフレット作成(津山広域事務組合) 津山圏域での暮らしや移住情報、津山圏域の魅力をもとめたパンフレットを作成し、移住相談等で活用し津山圏域全体の情報発信を行う。</p> <p>地域企業説明会等参加助成金(津山広域事務組合)</p> <p>新規学卒者等のIJUターンを促進し、若者の定住化及び地域の活性化を図るため、企業説明会等に参加する新規学卒者及び既卒3年以内の者に対し企業説明会等に参加するために要する交通費の一部を助成</p> <p>○対象者 次の全てを満たす、県外の大学等へ進学した新規学卒者等 ①岡山県外に居住している者 ②岡山県外の大学(大学院含む)・高等専門学校・専修学校等の学生、または卒業生(卒業から3年以内) ○対象となる就職活動 次のいずれかにあてはまる就職活動 ①地方公共団体や公共職業安定所等の公的機関が津山圏域内で開催する企業説明会等 ②地域企業が津山圏域内にある事業所で実施するインターンシップ ③地域企業が津山圏域内にある事業所で実施する企業見学や就職面接</p> <p>IJUターン就職活動助成金(津山広域事務組合)</p> <p>岡山県外から津山圏域への移住を希望する者(IJUターン希望者)が、津山圏域企業の採用面接に参加するために必要な交通費の一部を助成</p> <p>○対象者 次の全てを満たす、IJUターン希望者(新規学卒者等を除く) ①津山圏域への移住を希望する者 ②津山圏域企業を対象に就職活動又は転職活動を行っている者 ③津山広域事務組合構成市町又は津山圏域無料職業紹介センターの紹介を受けた者 ④企業面接時に、県外に住所を有する者</p>	<p>新規学卒者等の現住所と対象企業説明会等の会場との間の主要幹線道路による距離の区分に応じた定めた額。 (1)片道100キロメートル未満 5,000円 (2)片道100キロメートル以上200キロメートル未満 10,000円 (3)片道200キロメートル以上 20,000円</p> <p>1回当たりの助成金の交付の限度額は2万円 1会計年度当たり2回まで</p> <p>IJUターン希望者の居住地の最寄りのJR乗車駅から会場最寄りのJR駅までの往復の交通費を基準とする額。津山広域事務組合職員等の旅費支給規則に準ずる。 他の自治体や企業等から交通費の補助等がある場合、助成対象となる交通費からその金額を差し引いた額の2分の1を助成する。 1回当たりの助成金の交付の限度額は2万円 1人当たり2回まで</p>

		<p>津山圏域移住・定住相談会 R7.10.14(大阪・ふるさと暮らし情報センター) 【岡山県主催】ミニフェア&相談会 R8.1.17-18(東京・とっとり・おかやま新橋館) 参加自治体【津山市・鏡野町・勝央町・奈義町・久米南町・美咲町】</p>	
		<p>移住体験ツアー(1泊2日) R7.11.1-2(予定) 津山市・久米南町・美咲町</p> <p>移住を検討している岡山県外在住の方に、津山圏域(令和7年度は、津山市・久米南町・美咲町)へ訪れることで津山圏域での暮らしの様子を知ってもらい、また先輩移住者・地域住民との食事会で交流を図り、津山圏域の魅力を伝え、移住促進へ繋げることを目的とする。</p> <p>○募集対象者 津山圏域への移住を検討されている岡山県外にお住まいの方</p> <p>○参加費 無料 ※但し食事代等を別途徴収いたします。(金額未定) ※ご自宅から集合場所までの往復交通費は参加者負担</p>	

市町村名	玉野市															
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度					空き家情報		
		東京10月	大阪7月	大阪2月	日程	会場	日程	行程	お試し暮らし等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供	うち空き家情報システム利用
総合政策課移住定住推進室	○	○	○	○					○	○		○	○	○	○	

1 移住相談窓口

担当部課	担当者名	連絡先
総合政策部政策企画課移住定住推進室	高橋 駿彦	0863-32-5580

2 移住専門相談員の有無

有 ・ 無

名称	氏名	連絡先
たまののIJUコンシェルジュ	森 美樹	0863-31-1388
主な業務	① 空き家等の住居情報の収集、空き家の利活用及び当該情報の提供に係る支援 ② 生活習慣、地域資源等の地域情報の収集及び当該情報の提供に係る支援 ③ 移住希望者の問い合わせに対する支援 ④ 移住者に対する移住後の支援 ⑤ 本市への移住希望者及び移住者の把握、登録及び管理 ⑥ 前各号に掲げるもののほか、移住・交流の促進に係る支援	

3 お試し住宅の有無

有 ・ 無

整備年度	活用施設	利用単位	R3年度利用件数	うち移住件数

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】 ○移住相談員が、移住希望者のニーズに沿ったプランをオーダーメイドで作成し、案内する。
--

5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し暮らし等	たまののお試し滞在助成金	本市への移住を希望する者が住居又は仕事を探す活動等を行う際に、滞在費及び市内での活動費の一部を助成する。 【対象】 たまのの認定移住者登録制度に登録している人(同行者1名を含む)が下記に掲げる活動を行う場合とする(ともに県外在住の方に限る)。 ・市内で住居又は仕事を探す活動 ・市内の地域情報を収集する活動	下記の費用について、上限5万円までを助成。 ・宿泊施設又は居住物件借上げに係る費用 ・レンタカー借上げに係る費用 ・レンタサイクル借上げに係る費用
起業	創業アシスト奨励金	魅力ある商店等の創出による地域商業の活性化を図るため、情報サービス業(コワーキングスペース等を整備・運営するもの)、小売業、飲食店(バー、ナイトクラブを除く)、宿泊業における新規創業に対する奨励金を交付する。 【交付対象】 ・市内で対象業種に関する店舗を開業する新規創業者(第二創業は除く) (情報サービス業(コワーキングスペース等を整備・運営するもの)、小売業、宿泊業、飲食サービス業) ・個人…事業主が市内に住所を有する ・法人…市内に本店を有する ・適正な収益を上げる事業計画を有し、当該事業計画について玉野商工会議所又は岡山南商工会の確認を受けている ・必要な許認可等を受けている ・玉野商工会議所又は岡山南商工会の会員である ・創業塾の全てに出席している ・創業の日から5年間、事業の継続が見込まれる ・市税を完納している ・暴力団員、暴力団員等でない ・創業日から1年2か月以内に申請書を提出する 【対象外】 ・過去に市内で個人又は法人として対象業種(情報通信業、小売業、宿泊業、飲食サービス業)を行ったことがある ・過去に奨励金の交付を受けた者 ・他者の事業の承継 ・中小小売商業振興法第4条第5項に規定する連鎖化事業 ・移動販売など事業所が常設でない ・事業所で宗教活動や政治活動を行う	【基本額】 一般 15万円 【加算額】 ・指定地域 5万円 ※指定地域 = ハシいろ・OKAYAMA サイクリングルート沿線

	空き店舗改装事業補助金	<p>新規創業に際し大きな負担の1つである改装費の一部を補助することで、新規創業の促進を図り、創業アシスト奨励金との相乗効果を図る。</p> <p>【交付対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内で対象業種に関する店舗を開業する新規創業者(第二創業は除く) (情報通信業、小売業、宿泊業、飲食サービス業) 個人…事業主が市内に住所を有する 法人…市内に本店を有する 適正な収益を上げる事業計画がある 必要な許認可等を受けている 創業の日から5年間、事業の継続が見込まれる 市税を完納している 暴力団員、暴力団員等でない 創業日から1年2か月以内に申請書を提出する <p>【対象外】</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去に市内で個人又は法人として対象業種(情報通信業、小売業、宿泊業、飲食サービス業)を行ったことがある 過去に奨励金の交付を受けた者 他者の事業の承継 中小小売商業振興法第4条第5項に規定する連鎖化事業 移動販売など事業所が常設でない 事業所で宗教活動や政治活動を行う 	<p>一般物件 1/2 上限50万円 空き店舗情報登録物件 2/3 上限100万円</p>
就農	新規就農者育成総合対策事業(経営開始資金)	<p>次世代を担う農業者となることを目指し、新たに経営を開始する者に資金を交付する。</p> <p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立・自営就農時に49歳以下の者 経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画を立てていること 経営を継承する場合、新規参入者と同等の経営リスクを負うと市長に認められること 目標地図に位置付けられている、若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること 前年の世帯所得が600万円以下であること 	<p>【交付額】 経営開始1～3年目150万円/年</p>
	就業奨励金支給事業	<p>市内で新たに農業に従事し、将来にわたり専業として農業経営を続けていこうとする者に対して、奨励金を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 将来にわたり専業(年間従事日数がおおむね250日以上)として農林漁業経営を続けていく意志及び条件を有すること 年齢が申請年度初めにおいて、39歳以下であること <p>【新規就業のタイプ】</p> <ul style="list-style-type: none"> A 後継ぎ型: 経営主の経営を継続し、発展充実するタイプ B 経営分離独立型: 経営主と経営基盤を分離して新たに経営を開始するタイプ C 新規参入型: 新規に経営を開始するタイプ 	<p>【交付額】 5万円/人</p>
住宅	玉野市空き家改修事業補助制度	<p>空き家の利活用を促進するために、空き家改修費用を補助する。</p> <p>【対象者】</p> <p>次の全てに該当する人</p> <ul style="list-style-type: none"> 玉野市の「空き家情報」に登録されている空き家の所有者又は利用登録者(登録者同士が2親等以内の親族でないこと) 玉野市の「空き家情報」に登録されている空き家を購入する人、贈与を受ける人、貸借契約する場合の貸主又は借主のいずれか 市税等の滞納がない人 <p>【その他補助要件】</p> <p>次の全ての要件を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内の施工業者を利用して改修工事を行うこと 補助金交付後3年以上(拡充補助の場合は10年以上)継続して補助対象となった住宅に補助金の交付を受けた時点で居住している同一人が居住すること 補助金の交付条件に関する誓約書の提出 補助金交付条件を確認するための住民基本台帳等の閲覧に関する同意書提出 (拡充補助の場合、以下の要件が追加) 移住者であること 補助対象住宅以外に市内に自己用住宅を所有していない人であること <p>【補助対象住宅】</p> <ul style="list-style-type: none"> 玉野市空き家情報提供制度を通じて成立したもの 一戸建ての住宅 併用住宅(住宅と店舗が一体となった建物のうち住居部分が2分の1以上の建物) <p>※補助対象は住居部分のみ (拡充補助の場合、以下の要件が追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> 居住、その他の使用がなされていない状態が概ね1年以上のもの 補助対象住宅が実績報告までに耐震基準を満たしていること 	<p>【補助率】</p> <p>(基本)</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費の2分の1(上限50万円) 補助対象者の委任により直接施工業者に交付 <p>(拡充)</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費3分の2(上限100万円) 補助対象者の委任により直接施工業者に交付 <p>【補助対象経費(例)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅の増・改築工事 浴室、台所、トイレのリフォーム 給排水、電気、ガス設備工事 屋根、外壁の改修工事 ※車庫、物置等の設置工事や、門扉、塀等の外構工事など、住宅本体以外の工事は対象になりません。 <p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正があったときや、補助用要件を満たさなくなった場合などは、交付した補助金の一部または全額の返還を求められます。
	玉野市空き家家財等処分支援制度	<p>空き家の利活用を促進するために、空き家に放置された家財等の処分費用を補助する。</p> <p>【対象者】</p> <p>次の全てに該当する人</p> <ul style="list-style-type: none"> 空き家の所有者であること この補助金の交付の決定を受けた日から起算して3年間継続して、所有者の2親等以内の親族でない者に対して売却、贈与、賃貸又は貸与するまでの間、補助対象住宅を情報提供制度に登録すること 本市の市税を滞納していないこと 当該補助対象住宅に対し、この補助金の交付を受けたことがないこと <p>【補助対象経費】</p> <p>玉野市一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託して実施した家財等の処分及び搬出に要した経費</p> <p>【補助対象物件】</p> <p>玉野市の「空き家情報」に登録している物件</p>	<p>【補助率】</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助対象経費の2分の1(上限10万円)

子育て	子ども医療費助成制度	高校生世代までのこどもの医療費を助成する。(保険適用の医療費が無料) 【対象者】 次の要件を満たす高校生世代まで(18歳になった最初の3月31日まで)の児童 ・玉野市内に住民票があること ・国民健康保険、その他の健康保険に加入していること 【対象とならない場合】 ・生活保護を受けている ・無保険期間の診療	高校生世代までのこどもの医療費(保険適用)自己負担分を全額助成
	在宅育児手当	乳児を日中家庭で保育する保護者に対し、手当を支給する。 【対象者】 次の全ての要件に該当する保護者 ・玉野市内に住民票があること(里帰り出産等一時的な居住を除く) ・生後2カ月を超え満1歳に達するまでの乳児を、保育所等に入園せず、家庭で養育している方 ・対象乳児の育児休業給付金を受給していない方 ・生活保護を受けていない方(配偶者を含む) ・暴力団員や暴力団と関係していない方	対象乳児1人につき、月額10,000円(上限10万円)
	子ども家庭センター	妊産婦・子育て世帯・子どもが気軽に利用できる身近な相談機関 妊娠・出産・子育てに関する各種サービスをワンストップで、提供	
	産前産後支援事業	<たまの産前産後タクシー> タクシー会社へ事前に迎え場所・かかりつけ産科医療機関・出産予定日を登録することで、陣痛時に簡単にタクシーを利用できる制度。R5年度からタクシー料金の全額助成。 <産後ケア> 産科医療機関及び助産院に宿泊又は日帰り入所し、産後の休養、生活面の支援、授乳指導、子育て支援が受けられる。 <ママヘルプサービス(子育て世帯訪問支援事業)> 出産前後のお母さんにホームヘルパーを派遣し、育児・家事などの支援を行う事業。	
	地域子ども楽級推進事業	地域で子どもたちを育てる体制として、様々な体験活動や世代間交流など地域に根ざした活動等を行う「子ども楽級」、基礎基本習得の学習支援を行う「おさらい会」を実施。	
	子育てファミリーサポートセンター運営事業	育児の支援を行いたい人、支援を受けたい人を組織化し、会員の相互支援活動を実施する。	
	放課後児童クラブ管理運営事業	就労等で放課後、保護者が昼間家庭にいない児童(小学1年生～小学6年生)を放課後児童クラブにおいて指導員が見守り、児童の健全な育成を図る。 ※市内に17クラブ開設	
その他	たまの認定移住者登録制度	本市への移住を希望する人を「たまの認定移住者」として登録することにより、本市の日常生活、イベント等の情報の提供を行い、本市への関心を維持するとともに、個別の要望等に応じて支援する。	
	たまの就職活動助成金	本市へ移住を検討されている方が、市内企業等(※)へ就職・転職するため、市内で面接を受ける際にかかる交通費の一部を助成する。 (※)市内に本社、支社、事務所等が所在する企業等	【対象者】 たまの認定移住者登録を行っている県外在住の方 【対象経費・補助金額】 居住地から面接会場に要した交通費の1/2 (鉄道、飛行機、高速乗合バスに限る) 上限：1万6千円/回 ※1年度あたり、1人2回まで。
	移住支援金	東京圏から玉野市へ移住・定住し、かつ就労等に関する要件を満たした方に対して、移住支援金を支給する。 【就労等に関する要件】 ・岡山県が行う就労のマッチングサイトに掲載する求人に応募し、就業した方 ・起業支援金の交付を受けた方 ・テレワークにより移住前の就労を継続する方	・単身世帯：60万円 ・2名以上の世帯：100万円※ ※世帯に18歳未満がいる場合、100万円が加算されます。
	結婚新生活支援事業	結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用を補助する。 【対象となる費用】 対象期間(令和6年4月1日～令和7年3月31日)に支払った以下の経費 ・住宅取得費(新築、購入) ・住宅リフォーム費 ・住宅賃借費(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料) ・引越し費用 【補助対象世帯】 次の全てに該当する世帯 ・令和6年1月1日以降に新規に婚姻した世帯 ・夫婦ともに居住する世帯が玉野市内にあり、その住宅に住民登録をしていること ・婚姻日時時点で年齢が夫婦ともに39歳以下であること ・申請時における夫婦の所得が、500万円未満であること ・夫婦ともに、市税等の滞納がないこと ・市が指定する講座等に参加する意思があること ・過去にこの補助金の交付を受けていないこと ・生活保護を受給していないこと ・夫婦ともに暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと	【補助限度額】 夫婦二人の年齢が ・29歳以下：60万円 ・30～39歳以下：30万円

<p>葬祭費無料制度</p>	<p>玉野市民が亡くなった場合に適用できる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市所有の祭壇の使用・貸出 無料 ※使用場所は市内に限る。 ※斎場以外で使用する場合は無料で貸出。 ・葬祭用消耗品 無料 ※市で定めている消耗品に限る。 ・霊柩車の使用 無料 ※運行は、ご遺体1体につき1回2時間以内、市内に限る。 ・斎場使用料無料 ※待合室を使用の場合は次の区分により有料。 ・1室2時間まで市内500円、市外1,000円 ・1室2時間以上23時間まで市内5,000円、市外10,000円
<p>給食アレルギー対応</p>	<p>アレルギー対応や配慮を要する場合は、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出・面談が必要となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・詳しい献立表で対応 ・牛乳や主食など、一部停止が可能。 ・「卵」「牛乳・乳製品」の除去食対応。 ・代替食無し。

市町村名	笠岡市															
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度					空き家情報		
		東京 10月	大阪 7月	大阪 2月	日程	会場	日程	行程	お試し暮らし等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供	うち空き家情報システム利用
まちづくり課・都市計画課	○ ※都市計画課			○			随時	オーダーメイド		○		○	○	○	○ ※都市計画課	

1 移住相談窓口

担当部課	担当者名	連絡先
まちづくり課・都市計画課	池田憲太郎	0865-69-2123

2 移住専門相談員の有無

有 ・ 無

名称	氏名	連絡先
移住相談員	村上泰恵子	0865-69-2377
主な業務	空き家バンク	

3 お試し住宅の有無

有 ・ 無

整備年度	活用施設	利用単位	R3年度利用件数	うち移住件数

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】
空家や市内の主要施設の案内、先輩移住者、農業者、漁業者との面談など

5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
起業	新規創業者支援事業	新規創業者の創業による賑わいの創出に資する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、本市の地域経済の活性化を図ることを目的とする。 ・新規創業者 事業を営んでいない個人であって、市内において新たに事業を開始する具体的な計画を有する者をいう。 ・補助対象経費 新規創業に際して必要な次に掲げる経費 (1) 店舗等の新築、改装に係る経費 (2) 機械装置及び設備の購入、修繕に係る経費 (3) 特殊車両、工具、備品の購入に係る経費 (4) 広告宣伝費	・補助率 都市機能誘導区域内での事業は3分の2 都市機能誘導区域以外での事業は2分の1 ・補助金交付限度額 100万円
	空き店舗等活用事業	新規事業者等の空き店舗等の解消に資する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、本市の地域経済の活性化を図ることを目的とする。 ・新規事業者等 新たに商業等を行おうとする者又は既に商業等を営む者で、市内の空き店舗を新たに賃借しようとする個人、個人事業者として市長が認めたものをいう。 ・補助対象経費 空き店舗及び空き家等を活用するために必要な次に掲げる経費 (1) 店舗の改装に係る経費 (2) 機械装置及び設備の購入、修繕に係る経費 (3) 特殊車両、工具、備品の購入に係る経費 (4) 広告宣伝費	・補助率 都市機能誘導区域内での事業は3分の2 都市機能誘導区域以外での事業は2分の1 ・補助金交付限度額 100万円
住宅	住宅リフォーム助成金事業	地域経済の活性化や市民の居住環境の向上を図るため、市民が市内の施工業者を利用して個人住宅等のリフォームを行う場合に、対象工事経費の一部を助成する。また、耐震改修工事と同時に実施する場合は、助成率・助成額を嵩上げしている。	助成対象経費の2分の1 ※上限10万円 【耐震改修工事と同時にリフォームを行う場合】 助成対象経費の2分の1 ※上限70万円(居住誘導区域内の場合10万円加算)
	笠岡市空き家バンク物件リフォーム助成金交付事業	市内の空き家の利活用を促進し、本市への移住者及び定住人口の増加を図るため、市が運営する空き家バンク制度の登録物件の所有者及び登録物件を購入又は賃借した者に対し、助成金を交付する。	助成対象経費に3分の1を乗じて得た額とし、30万円を限度
	空き地バンク登録促進に係る老朽空き家解体撤去費助成金交付事業	老朽空き家が管理不全な状態になることを防止し、市民の生活環境を保全するとともに、不動産市場への流通を促進することにより、本市への定住人口の増加を図るため、老朽空き家の所有者が老朽空き家を解体撤去し、解体撤去後の土地を市が運営する空き地バンク制度へ物件登録する場合に助成金を交付する	助成対象経費に3分の1を乗じて得た額とし、限度額は次のとおり (1) 居住誘導区域内 25万円 (2) その他の区域 15万円
子育て	保育所等保育料減免制度	幼児教育・保育無償化制度により、3歳以上児(4月1日現在)及び市民税非課税世帯の3歳未満児の保育料が無料。 さらに、保護者の経済的負担を軽減し就労しやすい環境を作るため、市独自基準で保育料の全額または一部を減免。	第2子 最大で全額減免 第3子 全額減免
	副食費免除制度	幼稚園・保育所等の保護者の経済的負担を軽減するため、国の基準による免除に加え、市独自で第3子以降の副食費を免除。	第3子以降 免除
	風しん予防接種償還払い補助金	妊娠を希望する女性とその配偶者等の同居者が風しんの抗体値が不十分である場合、風しん予防接種の補助を行う。	風しんワクチン 6,000円 MR(麻しん風しん混合)ワクチン 10,000円
	不育治療支援事業	不育で悩む夫婦に対し、治療費の一部を助成する。	補助率1/2(限度15万円/回) 一対象者6回(90万円)まで

妊婦歯科検診事業	妊婦が歯科検診を行うことで、虫歯の早期発見。早期治療を目指す。	全額市負担※治療費は利用者負担
妊産婦医療費助成制度	妊娠期にかかる疾病のうち、妊娠貧血、産科出血、切迫流産・早産にかかる治療費を助成する。	補助率10/10(限度3万円/1回の妊娠)
産後ケア	産後1年未満の母子で、育児の協力者がいない等育児支援が必要な方に、宿泊・日帰り・母乳相談などのサービス利用料の一部を助成する。	宿泊型 課税状況により15,000円～20,000円 助成 デイサービス // 9,000円～11,000円助成
おたふくかぜ予防接種	おたふくかぜの予防接種を行う場合、助成制度を行う。	一人1回のみ 2,000円
kasaokaすくすくログ	スマートフォンやパソコンを使って、妊娠期～乳幼児期にわたる健康管理情報(健診・予防接種など)を入力し、健康状態を把握・管理することが出来るウェブサービス。乳幼児健診等の案内や、月齢に応じた育児に関する情報をタイムリーに知ることができる。	
はぴナビ	市内のイベントや講座の紹介をインターネットで公開している。メールマガジンの配信も行っている。	
こども家庭センター「ほっと★はぐ」	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を目指し、妊娠・出産・子育てに関する相談支援を充実させた「こども家庭センター」を笠岡市子育て支援課内に開設。	
子育てコンシェルジュ	笠岡市の子育て支援課に育児・保育に精通した専任職員を「子育てコンシェルジュ」として配置。様々な子育て、教育に関する相談に対して、その方にあったサービスを紹介する。	
びゅあそーる	発達障がい・障がい児を育てている保護者、子どもの育ちに不安を感じている保護者、不登校の子供を育てている親などを対象に、子どもと遊べる場所を提供している。	
ファミリーサポート事業	育児を応援してほしい人と応援したい人を結びつけることにより、地域のなかで育児の相互支援を行うお手伝いをしている。 対象児童 生後3か月～小学6年生 利用料:平日中 600円/時間 上記以外の曜日・時間 800円/時間 軽度の病気の場合 800円/時間	
児童館	子どもが遊びを通して体力・持久力・想像力・社会性を高め、情操を豊かにし、生きる力をはぐくむ事を目的として、児童館を設置している。(運営は委託)	
放課後児童クラブ	両親が共働きなどの留守家庭の子どもたちが楽しく健やかに育つために、学校・家庭・地域の協力のもとに、地域ぐるみの活動として実施している。 市内 15クラブ	
子ども医療費公費負担制度	高校生以下の子どもの医療費(保険診療分)の自己負担額を助成する。 ※中学生は入院・外来ともに対象、高校生は入院のみ対象 ※予防接種・入院時の食事代等は対象外	
その他	アレルギー対応	保育所・こども園:入所・入園前申請要、アレルギー源の除去、代替食有り 幼・小中学校:入学前申請要(途中でも対応可能)、アレルギー源7品目の除去、主食・主菜の代替

市町村名	井原市															
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度						空き家情報	
		東京10月	大阪7月	大阪2月	日程	会場	日程	行程	お試し暮らし等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供	うち空き家情報システム利用
企画振興課			○						○	○	○	○	○	○	○	

1 移住相談窓口	担当部課	担当者名	連絡先
	企画振興課	上村 真	0866-62-9521

2 移住専門相談員の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	名称	氏名	連絡先
		主な業務		

3 お試し住宅の有無	<input checked="" type="radio"/> 有・無	整備年度	活用施設	利用単位	R6年度利用件数	うち移住件数
		H28・H29	3戸 2日～14日 2日～90日	組	14組26人	1組2人

4 市町村主催の体験ツアー	【ツアーの概要】 実施予定なし
---------------	--------------------

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し暮らし等	いばらぐらしお試し住宅	井原市への移住検討者に、井原市での生活を体験していただくため、お試し住宅を整備。 ○対象者 ・移住を検討している人 ・市の実施する市内案内及びアンケートに協力する人 ・空き家バンクの利用登録をする人	○使用料 ・1,000円/1日 ○利用可能期間 1泊2日～13泊14日(井原) 1泊2日～89泊90日 (芳井・美星) ○その他 ・生活に必要な備品あり
起業	井原市起業支援補助金	市内での創業者を支援し、市内産業の振興、雇用の促進及び定住促進を図る 【対象者】 市内で起業する新規創業者のうち、次の各号に掲げる要件を全て満たす者 (1) 市内に事業所を設置し、又は設置しようとしている者 (2) 新たに日本標準産業分類のうち、大分類に規定する農業、林業、漁業、医療及び福祉を除く業種を営む者 (3) 事業開始日に市内に住所を有する個人、又は市内事業所を商業登記簿に本店登記する法人で、かつ、井原商工会議所又は備中西商工会(以下「商工会議所等」という。)の会員である者 (4) 十分な調査研究に基づく計画性があるもので、継続発展を見込んでいる事業を起業し、金融機関等から事業資金の融資を受ける者 (5) 産業競争力強化法(平成25年法律第98号)で認定された創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業による支援を受け、市区町村が発行する証明書の交付が受けられる者 (6) 市税を滞納していない者	【対象経費】 ①【事業所開設支援事業】建物又は建物の一部の取得及び改修に係る経費。設備(耐用年数1年以上)の導入及び備品(耐用年数1年以上)の購入に係る経費。ただし、設備又は備品の1個又は1組の購入価格が10万円以上のものに限る。 ②【経営支援事業】上記①の事業を実施した事業者が市場調査や販売促進等経営の安定に向けて行う経費 【補助金額】 ①対象経費の2分の1以内、補助限度額200万円。ただし、対象店舗(小売業、飲食店、浴場業、映画館、劇場、興行場、スポーツ施設提供業)を新規に設置し営業する場合は、補助限度額300万円。 ②対象経費の2分の1以内、補助限度額30万円
	ものづくりのまち井原創業支援奨励金	計画性を持って創業することにより井原の未来を創る者を支援する事業を行い、もって雇用の創出及び地域経済の成長発展に資するため、その計画が適当と認める者に対して奨励金を交付する。 【対象者】 市内で起業する新規創業者のうち、次の各号に掲げる要件を全て満たす者 (1) 日本標準産業分類のうち、主として大分類に規定する製造業の用に供する工場等又は本市の産業構造の高度化及び多角化に寄与する事業所を市内に設置又は設置しようとしている法人(認定申請時点では法人・個人共に可。ただし、法人にあつては設立から3年以内であり、かつ操業の実態がないもの) (2) 十分な調査研究に基づく計画性があり、かつ継続発展する見込みのある事業であり、本市の行う審査で適当であると認められる事業を計画する者 (3) 奨励金の交付日から10年間、市内に本社を有する者。 (4) 奨励金の認定日から3年以内に当該計画に基づく事業を開始し、10年間事業を継続する者 (5) 交付申請の日から事業を10年間継続する期間、井原商工会議所又は備中西商工会の会員である者 (6) 固定資産(土地・家屋・償却資産)を取得した場合には10年間維持・保持すること。 (7) その他市長が不適当と認める者でない者 ※会社の役員履歴の無い個人又は認定申請時において法人設立から3年以内でかつ代表者が他の会社の役員履歴の無い者である必要があります。	【奨励金額】 1事業者当たり2,000万円から1億円

就農	井原市農林業就業奨励金	新たに県内で農業に従事した者で、次に掲げる条件に該当する者に奨励金を支給する。 ア 将来にわたり専業（年間従事日数が概ね250日以上）として農林漁業経営を続けていく意志と条件を有すること。 イ 年齢が申請年度初めにおいて、39歳以下であること。 ウ 過去に就業奨励金（岡山県就業奨励金を含む。）の支給を受けたことがないこと。 エ 井原市内に住所を有していること。	5万円
	ぶどう栽培短期体験研修	ぶどう栽培で、市内での就農に意欲を持たれている方を対象に、体験・産地見学を行う。 体験期間：随時（要相談） 体験日数：1日～5日 活動費：無料（ただし、食事、宿泊、作業服等は自己負担）	
	井原市農業後継者就業交付金	市内で専ら農業で生計を営む農家の後継者で、市内に住所を有し、将来にわたり専ら農業に従事し、生計を営もうとする45歳未満の方を対象に交付金を交付する。	交付対象期間：交付決定のあった月から29年間 交付金額：月額100,000円
	新規就農研修事業	（井原市ではぶどう農家研修のみ実施） 【農業体験研修】 農業や農村生活等への適性を確認することを目的に、先進農家で1か月の農作業や農家生活を体験するための研修を行う。 【農業実務研修】 農業体験研修を修了し、本格的な農業に取り組みたい方に対する2年以内の研修。農業技術や経営技術の習得、地域との信頼関係づくりなどを通し、独立に向けての実践的なトレーニングを行う。	【農業体験研修】 研修費：5万円（研修終了後に支給） 【農業実務研修】 研修費：180万円/年 ※基本の150万円に、井原市とJAが30万円を上乗せ支給
	早期経営確立支援事業	上記の農業実務研修により独立・就農した者（就農後1年以内の者）を対象に、円滑に就農し、経営が早期に確立・安定できるように実施する。 【農地確保等応援事業】 農地の賃借料（1年分）及び土づくり資材費を助成。 【空き家等借入応援事業】 農業経営又は新規就農研修を行うために入居している住宅の賃借料（1年分）を助成。（公営住宅は対象外） 【農業施設等整備支援事業】 農業経営で使用する中古農機具・施設や入居する住宅等の修繕経費を助成。	【農地確保等応援事業】 補助対象事業費の1/2以内 （補助対象事業費の上限10万円/10a） 【空き家等借入応援事業】 補助対象事業費の1/2以内 （補助対象事業費の上限72万円（月額6万円）） 【農業施設等整備支援事業】 補助対象事業費の1/2 （補助対象事業費の上限90万円）
住宅	井原市移住者住宅新築等補助金	移住及び定住を促進し、地域の活性化を図るため、市内に住宅を新築又は建売を購入する者に対し、住宅新築に要する経費の一部を補助 ○ 対象者 ・ 移住者（転入日から起算して1年を経過しない人、かつ、転入日以前3年以内の期間において市内に居住していない人） ・ 本市に5年以上定住する意志のある者 ・ R4.4.1～R8.3.31までに住宅新築等に係る契約し、R9.3.31までに市内に新築、入居した者	補助対象経費の1/10 （上限100万円）
	井原市四季が丘団地助成金	分譲地の販売と定住促進を目的として、四季が丘団地の分譲地を購入した者又は住宅等を建設した者若しくは建設された住宅等を購入した者に対し助成金を交付 ○ 対象者 ・ 分譲地を購入した者、分譲地の所有権を取得してから1年以内に住宅工事に着工し、1年以内に完成させることができる者 ・ 販売を目的とした業者が建築した住宅を購入した者	・ 住宅等取得資金利子助成金 借入金（上限3,000万円）に対する利息（上限2%）を3年間（36か月）補給 ・ 固定資産税相当額助成金 固定資産税相当額を3年間助成（土地、建物）建物対象は住宅部分のみ ・ 上水道加入負担金助成金 上水道加入負担金相当額（88,000円） ・ C A T V加入等助成金 C A T V新設工事等の基本料金（1台）を助成（新設の場合55,000円） ・ 新エネルギーシステム導入助成金 太陽光発電1kW当たり10万円 上限50万円（新築時のみ対象） ・ 引越費用助成金 引越費用として、1区画につき5万円を助成
	井原市中古住宅活用補助金	空き家の有効活用による井原市への定住人口の増加を図るため、空き家バンクに登録のある空き家を購入・賃借して移住する者に対し、経費の一部を補助 ○ 対象者 ・ 市外から本市に転入して1年以内の者で、空き家入居日以前3年間、市内に居住していないもの ・ 空き家入居日より購入者は5年以上、賃借者は1年以上当該空き家に引き続き居住するもの ・ 市町村税の滞納のない者 ・ 空き家の所有者と購入者又は賃借者が3親等以内の親族でないこと	【購入】 空き家の購入に要する費用の1/5以内で、上限100万円 【賃借】 月額賃借料の1/2以内で、1か月あたりの限度額を2万円とし、12か月分（上限24万円） 【改修】 市内建築業者等を利用して、空き家の居住の用に供する部分の改修工事費の1/2以内で、上限100万円 【家財整理】 業者に委託する、空き家の家財道具の搬出処分及び清掃に係る費用の1/2以内で、上限30万円

井原市就職者等移住支援補助金	<p>移住人口の増加を図るため、市内企業等へ新たに就職又は就農し、市内の住宅を賃借する40歳未満の移住者に家賃の一部を補助</p> <p>○対象者 移住要件と就職又は就農要件を満たし、市町村税の滞納のない者</p> <p>(移住要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市外から本市に転入して1年以内であること。 ・転入前3年以内の期間において市内に居住していないこと。 <p>(就職要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に事業所を有する法人又は個人事業主(以下「法人等」という。)に雇用された者で雇用日から1年以内であること。 ・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、法人等に新たに雇用され、雇用日に40歳未満であること。また支援補助金の申請時において当該法人等に在職していること。 <p>(就農要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業実務研修を開始した者で、開始日に40歳未満であること。 ・市内で農業実務研修を受けていること、又は終了し市内で就農していること。 	<p>【補助対象経費】 住宅の賃借料自己負担相当額の1/2か月分 (住宅手当等の受給額は除く)</p> <p>【補助金額】 補助対象経費の1/2で、1か月あたりの限度額2万円(上限額24万円)</p>
スマイルプラス制度	<p>若者世帯・子育て世帯・移住世帯を応援する。 四季が丘団地の分譲地を購入される方には、分譲地購入助成金を交付。 井原市移住者住宅新築等補助金、井原市中古住宅活用補助金(購入費補助)を申請される方には、補助上限額に加工をし、住宅取得にかかる経費の一部を補助。</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者世帯：夫婦双方が40歳未満 ・子育て世帯：小学生以下の子ども1人につき ・移住者：転入日以前3年間市内に居住していない者 	<p>【分譲地】 分譲地の購入に対し、対象ごとに10万円補助。</p> <p>【住宅】 移住者住宅新築等補助金・中古住宅活用補助金(購入費補助)の補助上限額に、各対象ごとに10万円プラス。</p>
子育て	<p>こども医療費の無償化</p> <p>こどもの病気や養育に係る費用の負担の軽減を図るため、保険診療にかかる自己負担分を全額無償化する。</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住居登録があり、健康保険に加入している、かつ、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童 <p>※ただし、以下のいずれかに該当する児童は対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険の本人である ・所得税法上の扶養親族の要件に当てはまらない 	<p>満18歳に達する年度末までの保険適用となる医療費の自己負担を無償化</p>
保育園・幼稚園保育料を無償化	<p>市独自の制度として、保育料については、年齢・所得に関わらず、0歳から5歳のすべてのこどもを対象に完全無償化を行い、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。</p>	<p>国の無償化対象とならない全園児の保育料を市独自に無償化</p>
保育園・幼稚園の給食副食費を無償化	<p>市独自の制度として、給食副食費については、年齢・所得に関わらず、0歳から5歳のすべてのこどもを対象に完全無償化を行い、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。</p>	<p>国の免除対象とならない全園児の給食副食費を市独自に無償化</p>
不育治療助成事業	<p>不育症と診断された者が受ける治療行為で、保険対象外となる治療費の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図る。</p>	<p>1回当たり30万円上限で、1対象者につき3回まで助成。</p>
その他	<p>幼稚園・小中学校給食のアレルギー対応</p> <p>①アレルギー記載献立表の配布 ②飲用牛乳の対応 ⇒希望者に対して飲用牛乳を無しとし、飲用牛乳代金を徴収しない ③卵の対応 ⇒希望者に対して卵を抜いた学校給食を支給</p>	<p>一せ帯100万円 ただし、単身世帯は60万円 ※18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき100万円を加工算される場合があります。</p>
移住支援金の支給	<p>東京23区から井原市へ移住・定住し、かつ、就労等に関する諸条件を満たす方を対象に移住支援金を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岡山県が行う就労のマッチングサイトに掲載する求人に就業した方 ・起業支援金の交付を受けた方 ・テレワークにより移住前の就労を継続する方 	<p>一せ帯100万円 ただし、単身世帯は60万円 ※18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき100万円を加工算される場合があります。</p>
地方就職学生支援金の支給	<p>東京都内に本部がある大学及び大学院の東京圏内のキャンパスに通う学部生が、移住や就業の条件を満たし、本市内の企業の採用活動(選考面接)に要した往復交通費(1回分限り)の一部を支給する。</p>	<p>往復交通費の1/2以内(上限16千円)</p>

市町村名	総社市															
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度						空き家情報	
		東京10月	大阪7月	大阪2月	日程	会場	日程	行程	お試し暮らし等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供	うち空き家情報システム利用
総合政策部・人口増進課		○	○	○					○	○		○	○	○	○	○

1 移住相談窓口

担当部課	担当者名	連絡先
総合政策部 人口増進課	白神、朝倉	0866-92-8308

2 移住専門相談員の有無 有 ・ 無

名称	氏名	連絡先
移住コーディネータ	今西 千晴	0866-92-8308
主な業務	移住希望者への相談対応、市内アテンド、移住フェア・セミナーへの参加	

3 お試し住宅の有無 有 ・ 無

整備年度	活用施設	利用単位	R6年度利用件数	うち移住件数
令和元年度	1か所 (民間からの借り上げ空家)	2~14日	33組73人	3組6人

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】

5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し暮らし等	総社市お試し住宅	市外に住所を有する移住希望者に、本市での生活を一時的に体験できる機会を提供するため、お試し住宅を整備している。	1泊を単位として、2~14日の滞在が可能。 1泊3,000円
起業	そうじゃ商人(あきんど)応援事業補助金	市内の商業振興及び地域経済の活性化を図ることを目的として、市内の空き店舗又は空き家を改修して事業を行う者に対し、改修費用として上限50万円を助成する制度。	改修費用の1/2補助(上限50万)
住宅	空き家リフォーム助成金	移住定住の促進と空き家の有効な活用を図ることを目的として、空き家のリフォーム工事を行った方に対し上限30万円を助成する制度。	リフォーム工事経費の1/2補助(上限30万円)
子育て	そうじゃ出産おめでとうギフト	令和6年4月1日以降に総社市で生まれた子どものいる家庭に対して、子育て支援の1つとして子育てに必要な物品を詰め合わせたバックをプレゼントする。	オリジナルデニムトートバックに、以下のような物品を詰め合わせてプレゼントする。 内容物：市指定ごみ袋100枚、オムツ等クーポン券(56,000円分)、絵本等
その他	移住支援金	東京圏から総社市に移住し、就業要件を満たす場合に補助金を交付。 【対象者】 ・転入する直前10年間のうち通算5年以上、且つ直前に連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏に在住し東京23区内に通勤していた方 ・転入後3か月以上1年以内であり、5年以上総社市に居住する意思がある方 ・次のいずれかの就業要件を満たす方 ①岡山県が行う就労のマッチングサイトに掲載する求人就業した方 ②起業支援金の交付を受けた方 ※詳細は企業誘致商工振興課までお問い合わせください。	単身で移住した世帯:60万円 2人以上で移住した世帯:100万円 18歳未満の世帯員1人につき100万円加算

市町村名	高梁市															
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度						空き家情報	
		東京10月	大阪7月	大阪2月	日程	会場	日程	行程	お試し暮らし等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供	うち空き家情報システム利用
協働定住課	○	○	○	○	未定	未定	随時	随時	○	○	○	○	○	○	○	○

1 移住相談窓口

担当部課	担当者名	連絡先
協働定住課	清水 光介	0866-21-0282

2 移住専門相談員の有無

有 ・ 無

名称	氏名	連絡先
移住コンシェルジュ	山縣 麻理子	080-4614-0285
主な業務	①移住相談・現地案内 ②情報発信業務 ③移住フォローアップ業務	

3 お試し住宅の有無

有 ・ 無

整備年度	活用施設	利用単位	R6年度利用件数	うち移住件数
H21	2K:2戸	概ね1か月～1年	25世帯	4世帯(8人)
H21	3K:2戸			
H24	4K:1戸			
R2	3DK:2戸			
R5	3DK:2戸			

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】
空き家見学ツアー 1回目：城下町を歩いて巡る空き家見学会（5月18日開催） 2回目以降：未定

5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し暮らし等	お試し住宅	・本市で農業に就業することを目指して、市内で実務研修を行う者 ・自身の農業への適性を計るため、市内で短期研修を行う者 ・田舎暮らしを志向する者で、本市の農業や生活文化等に触れるため、宿泊を必要とする者	【使用料】 2K：月7千円 4K：月1万円 3K：月9千円 3DK：月9千円
	お試し暮らし	県外在住者で高梁市への移住を検討し、生活を体験してみたい方 ①市内の宿泊施設を利用した場合 ②市内の業者のレンタカーを利用して市内を視察した場合	①1人当たり1泊の宿泊料金から、2千円を差し引いた額で上限4千円/泊（4泊/年度を限度とする）※ただし、1世帯2名分まで ②レンタカー料金：上限2千円/日（4日/年度を限度とする）
起業	新製品開発等支援	地域資源を活用した新製品やパッケージデザインの開発費用を助成する	※補助率1/2（上限30～50万円）
	地域商業の活性化支援	・市内で新規開業や新規分野に参入する人に対し、対象となる店舗等を改修する経費や備品購入費を助成する ・市内で3年以上営業している店舗等をリニューアルするための補助金を交付する ・移動販売を行うために車両を取得又は改造する経費を助成する ・市内事業者の事業承継を行い、新しい取り組みに対して補助金を交付する	補助率1/2（上限50万円）
就農	新規就農者向け農業スクール	ビオオーの栽培技術習得のため、通年での講習会を開催している	
	農業実務研修	国・岡山県の制度に沿った2年以内の就農研修制度	年額150万円の研修費の支給がある（対象要件有）
	農業次世代人材投資事業	経営の不安定な就農直後の所得を確保する給付金を最長3年間給付する	（年間最大150万円）を最長3年間給付する（就農時の年齢が50歳未満等の要件有）
	経営開始資金	高梁市に定住し新規に就農する者に対し、就農激励金を支給する。	上限300,000円（居住や年齢等の要件有）
住宅	空き家情報バンク制度	市内の空き家を有効活用するため台帳に登録し、空き家情報を提供している	
	空き家情報バンク活用促進助成金	空き家情報バンク登録物件を対象に、空き家の購入、家財処分、改修に要する経費の一部を補助する	※購入：補助率1/10（上限50万円） ※家財処分：補助率2/3（上限20万円） ※改修：補助率1/3（上限70万円） ※要件により加算有り
	スマートエネルギー導入促進補助金	住宅への太陽光発電や省エネ機器の設置に対して補助金を交付する。	・太陽光発電：7万円/kW（上限30万円） ・省エネ機器：補助率1/3（上限10万円）他
	子育て世帯向け賃貸住宅建設促進助成金	定住人口の拡大と地域経済の活性化を図るため、市内において子育て世帯向け賃貸住宅を建設する民間業者に対し、建設費用の一部を助成する。	交付限度額：100万円/戸（市内業者は10万円/戸を加算、居住誘導区域内への建設で10万円/戸を加算）

子育て	子ども医療費	子ども医療費を無料化	18歳までの保険診療自己負担分を全額市が負担
	妊活サポート助成金	保険適用開始後の不妊治療【体外受精・顕微授精】に対する助成	
	産科初回医療費助成	妊婦さんの経済的負担の軽減を目的として、妊娠確定までの自由診療にかかった費用を助成する	
	風しん予防接種費用助成事業	妊娠を希望される女性とその配偶者、妊娠中の女性の配偶者に対し、風疹抗体価が低い場合、事後申請により予防接種費用の助成が受けられる	・風しんワクチン5,000円 ・麻しん風しん混合(MR)ワクチン7,000円 ※いずれも助成上限額
	産前産後ヘルパー	身の回り、家事、育児が困難な家庭に、母子手帳交付後から出産後1年まで産前産後ヘルパーを派遣する	500円/1時間(8:30~17:00 1回4時間以内)20回まで
	ママ・サポート119(妊婦事前登録制度)	妊婦さんの希望により、出産予定日、出産予定医療機関等の情報を高梁市消防へ事前に登録して、緊急時に救急車を利用する際の119番通報や医療機関への連絡・搬送をスムーズに行う	
	妊婦宿泊費助成金	妊婦が県内の分娩施設で出産する前に、分娩施設周辺の宿泊施設に待機する宿泊費を助成する	宿泊に要した費用から2,000円/泊を控除した額を助成 ※上限14泊分
	出産子育て応援金(妊婦支援給付金)	妊婦さんが安心して出産・子育てすることを目的とした支援給付	1回目:妊婦さん1人につき50,000円 2回目:妊娠しているお子さん1人につき50,000円
	高梁市子育て応援給付金	お子さん1人につき50,000円、第3子以降は50,000円の上乗せあり	
	病後児保育	保護者の就労等により、家庭での保育が困難な病後の児童を一時的に保育する ※病児保育・・・岡山県病児保育広域相互利用に基づき当該施設を利用できる	1人一日当たり2,000円(申請により生活保護世帯は無料、市民税非課税世帯は1,000円で利用できる)
	産後ママ安心ケア事業	産後の母子が一定期間、医療機関や助産院の助産師等から、産婦の乳房ケアなどの健康管理や授乳・沐浴など育児の保健指導や相談を受けられる	①宿泊型ケア:産後12ヶ月以内の母子が、宿泊してサービスを受ける。(通算7日以内) ②日帰り型ケア:産後12ヶ月以内の母子が、日帰りでサービスを受ける。(通算7日以内) ③母乳育児相談(日帰り型):産後12ヶ月以内の母子が、1時間程度のサービスを受ける。(通算4回以内) ④母乳・育児相談(アウトリーチ型):産後12ヶ月以内の母子が自宅でサービスを受けることができる
	産婦健康診査	おおむね産後2週間および産後1か月の産婦を対象に、健康診査にかかる費用を助成する	
	子育て応援チケット	市の子育て支援サービス6事業を1回分無料(一部自己負担あり)で利用できる	
	乳児全戸訪問(こんにちは赤ちゃん訪問)	保健師が生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる	
	ファミリーサポート事業	こどもの一時的な預かり援助などを希望する人と援助を行うことを希望する人との相互援助活動を行う	
	一時預かり事業(一般型)	家庭での保育が困難となった場合に、一時的に保育士や保育補助員等がこどもを預かる。	
	定期予防接種費用助成事業	里帰りなどで県外へ滞在する際に予防接種を行う場合、事前・事後申請を行うことで、予防接種費用の助成が受けられる。(高梁医師会との契約額が上限)	
	延長保育	すべての保育園・こども園で、延長保育を行っている	
	預かり保育・学童保育	幼稚園・こども園での預かり保育の実施、全ての小学校区で学童保育を実施している	
	おむつ支援	保育園・こども園で使用される紙おむつとおしりふきの支援を行っている	
遠距離通学支援	小・中学生の遠距離通学に対しスクールバスの運行やバス代補助等を実施している		
高校生バス通学支援	高校生がバスで通学する際に必要な通学定期券購入費の半額を助成する		
その他	移住支援金	高梁市への移住を促進し、市内中小企業等の人手不足を解消するため、東京圏から高梁市に移住し、岡山県が開設するマッチングサイトに移住支援金の対象として掲載する企業に就業した方、又は岡山県の起業支援金の交付決定を受けた方を対象に移住支援金を交付	・2人以上の世帯の場合 100万円 (※18歳未満の者一人につき100万円が加算) ・単身の場合 60万円
	給食提供	市内全ての幼稚園・保育園・こども園で、給食の提供を行っている	給食のアレルギー対応を実施(入園前等事前申請要。アレルギー源の除去のみ、代替食無し)
	給食提供(小・中学校)	市内全ての小学校・中学校で、給食の提供を行っている。	給食のアレルギー対応を実施(入学前等事前申請要。アレルギー源の除去のみ、代替食無し)

市町村名	新見市															
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度						空き家情報	
		東京10月	大阪7月	大阪2月	日程	会場	日程	行程	お試し暮らし等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供	うち空き家情報システム利用
移住・定住推進課	○	○	○	○			随時	オーダーメイド	○	○	○	○	○	○	○	○

1 移住相談窓口

担当部課	担当者名	連絡先
総務部 移住・定住推進課	真壁 恒子	0867-72-6114

2 移住専門相談員の有無 有 ・ 無

名称	氏名	連絡先
新見市移住交流支援センター	松田 礼平	0867-88-8331
主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・移住に関する総合的な相談 ・6次産業化などソーシャルビジネス支援 ・地域交流に関すること 	

3 お試し住宅の有無 有 ・ 無

整備年度	活用施設	利用単位	R5年度利用件数	うち移住件数

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】
 ○移住アドバイザーが、移住希望者のニーズに沿ったプランをオーダーメイドで作成し、案内する。
 ○ツアー中の宿泊については、下記のお試し暮らし支援事業補助金の活用も可能。

5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し暮らし等	お試し暮らし支援事業補助金	○目的 移住を検討している人にとって移住先の様子を知る機会があることは、移住先の選定に際して有利な材料となるため、新見市内での実際の生活を安価に体験できる機会を提供する。 ○対象者 本市への移住を検討している人及びその者と生計を一にする世帯構成員	指定する宿泊施設での宿泊に要する経費(1泊食事なしの料金)の一部を支援 ・利用者は、1世帯あたり1泊2千円のみを負担し、差額は市が宿泊施設へ補助 ・同一申請者における年度内の利用上限:3泊
	にいまde子育て体験事業	○目的 子育て世代向けに、子育て環境と実生活に近い体験を提供することで、将来的な移住者の増加と移住後のミスマッチを防ぐもの。体験期間は、2週間程度を想定しており、子どもは保育所体験、親はリモートワークをしながら、市内を見学し、移住後の生活をイメージしてもらう。 ○対象者 新見市への移住を検討している子育て世帯。	既存の「お試し暮らし支援事業補助金」を活用することで、宿泊費を抑え、気軽に体験事業に来ることが可能
起業	創業・事業承継支援事業補助金	○目的 市内で創業・第二創業・事業承継を行う者に対して、その経費の一部を補助することにより創業等を促進し、JUターンによる定住促進や市の産業・経済の活性化を図ることを目指す。 ○対象者 本市の住民、または補助事業を完了する日までに本市の住民になる満年齢65歳未満の人 ※申請には、新見商工会議所又は阿哲商工会の支援を受けた事業計画が必要	創業等に必要の官公庁への申請書類作成等に係る経費、店舗等借入費、設備費(改装工事は市内施工業者による施工に限る)、原材料費、広報費(自己で行う広報に限る)、在庫処分費(第2創業かつ自己所有物に限る)、処分費(第2創業かつ自己所有物に限る)、原状回復費及び修繕費(第2創業かつ借入物に限る)、委託費ほか ○補助率:2/3以内 ○補助限度額:100万円
就農	就農サポート事業補助金	○目的 ○新規就農者の確保・育成及び就農環境を整備する。 ○対象者 ○農業体験研修を終了した者・農業実務研修生・新規参入型就農者 ○内容 ○①借家賃借料の助成 ○②借家リフォーム費の助成 ○③農地借地料及び土づくり資材費の助成	①補助率:1/2以内、上限3万円/月 ①補助期間:農業実務研修開始後又は就農開始後1年間を限度 ①開始後1年間を限度 公営住宅入居者は対象外 ②補助率:55/100以内 補助対象事業費上限90万円 1人1回限り ③補助率:55/100以内 補助対象事業費上限10万円/10a、 1人1回限り

	<p>新規就農者住宅確保事業補助金</p>	<p>○目的 ○新規就農者が円滑に住宅を確保できるよう支援し、農業振興及び福祉の向上を図る。 ○対象者 ○農業体験研修事業を終了した実務研修生又は新規就農者 ・就農計画において農業経営が適当と認められる者 ・45歳以下の者、実務研修終了後10年以内の者又は経営開始後10年以内の者で同居の農業に従事する配偶者がある者 ・リース契約等において保証人が存在する者 ・その他市長が特に必要と認める者 ○内容 ○①住宅リース料の助成 ②新築住宅購入費の助成 ③中古住宅購入費の助成</p>	<p>①月額4万円、期間：5年間 ②150万円、1人1回限り ③補助率：1/2以内 補助金額上限150万円、1人1回限り</p>
<p>住宅</p>	<p>空き家情報バンク登録制度による情報提供</p>	<p>○目的 市内に存在する空き家の情報提供から入居決定までの支援を行うことにより、市の定住人口の増加と地域の活性化を図る。 ※登録された空き家情報については、市ホームページ等により公表 ※利用に際して、事前登録等は必要なし</p>	
	<p>空き家活用推進事業補助金</p>	<p>○目的 空き家の有効活用による本市への定住促進と地域の活性化を図る。 ○対象者 ・新見市に定住する意思をもって転入しようとする人もしくは転入から3年を経過しない人 ・空き家使用者又はその配偶者が満40歳以下で市内に住所を有している人 ・定住するために市内の空き家を購入、賃借等を行う人(入居者)又は移住希望者等へ賃貸等を行う人(所有者) ・申請時点において、空き家への入居者が決定している人 ・税等の滞納がない人、暴力団員等でない人 など ※ただし、同一申請者及び同一物件に対し、次の補助メニューにつき、それぞれ1回限りとする。 ○条件 補助金交付後、市内に5年以上引き続き定住する(させる)こと ○内容 【購入補助】 次の全ての条件を満たす空き家の購入(家屋及び宅地購入費のみを対象)に要する経費の一部を補助 ・購入した不動産の登記を補助金の交付決定後に実施するもの ・年度内に登記が完了し、実績報告書の提出ができるもの 【改修補助】 空き家の居住部分に係る機能回復もしくは設備改善のための改修工事のうち、次のすべての要件を満たすもの ・市内の建築業者(個人を含む)が実施するもの ・補助対象経費が30万円以上であるもの ・まだ事業着手していないもの ・年度内に工事等が完了し、実績報告書の提出ができるもの 【家財整理補助】 家屋内に残された家財道具等を市内の専門業者に委託し、処分する場合、その処分経費の一部を補助(次の条件全てを満たすこと) ・補助対象経費が10万円以上であるもの ・移住希望者の入居前又は入居後1年以内に行うもので、補助金の交付決定後に実施するもの ・年度内に事業が完了し、実績報告書の提出ができるもの</p>	<p>【購入補助】 補助対象経費×3/10 または※4/10 上限100万円 【改修補助】 補助対象経費×1/2 上限150万円 空き家使用者が中学校卒業までの子を養育している場合、子1人につき50万円を補助上限額に加算 ただし、改修した空き家に10年以上居住する意思を示すことを条件とする 【家財整理補助】 補助対象経費×1/2 上限20万円</p>
	<p>新見産材のめぐりを活かした家づくり支援事業</p>	<p>○目的 木造住宅の普及促進と品質が安定した新見産材の使用を推進し、新見産材の需要拡大による市内木材産業及び建築業の活性化を図るとともに、市内定住者の確保・促進を図る。 ○対象者 市内に一戸建ての木造専用住宅を新築又は増改築する者 ○要件 以下の要件をみたすこと。 ①市内に自ら居住するために新築・増改築する1戸建て木造専用住宅であること。 ②対象となる住宅の要件は、新築は延べ床70㎡以上又は新見産材の使用量が5㎡以上。増改築は主要構造部及び内外装等に木材を1㎡以上使用する場合とする。 ③新築の場合、主要構造材のうち新見産材を70%以上使用し、うち70%が乾燥材であること。 ④市内の建築業者(個人を含む。)が建築する住宅であること。</p>	<p>新築 1戸あたり70万円 増築 1㎡あたり3万5千円(上限30万円)</p>
<p>子育て</p>	<p>子育て支援金(出生祝金)</p>	<p>○目的 新しい子の誕生を祝福するため、出生祝金を支給することにより、次代を担う子の多くの誕生を祝い、健やかな成長と明るい家庭を築くことを促進する。 ○対象者 出生した子を養育している保護者 ※出産後1年以上、本市住民である意思がある者 ※申請できる期間は、出産後1年以内</p>	<p>○支給内容 ・現金8万円 ・地域ポイント2万円分 ※出生後、1年以内に転出した場合は返還金が生じる。 ※第5子以降は現金10万円を加えて支給する。</p>
	<p>子育て支援医療費の助成制度</p>	<p>○目的 子どもに係る医療費の一部を支給する措置を講じ、子どもの健康保持及び増進に寄与するとともに児童福祉の向上及び子育て支援を推進する。 ○対象者 18歳に達した日以降の最初の3月31日までの子ども</p>	<p>医療費の自己負担額を助成することで、医療費を無料とする。</p>
	<p>保育料の減免制度</p>	<p>○目的 保育施設を利用する子どもの保護者の経済的負担軽減を図る。 ○対象者 3歳未満の子ども(第2子)</p>	<p>第2子・・・基準額の1/2 第3子以降・・・無料</p>

<p>保育料、副食費、教材費の無料化</p>	<p>○目的 教育、保育施設を利用する子どもの保護者の経済的負担軽減を図る。 ○対象者 満3～5歳児クラスの子ども</p>	<p>保育所等における保育料及び副食費、教材費を無料とする。</p>
<p>新見市版「こども誰でも通園制度」事業</p>	<p>○目的 児童が保護者の勤務状況等に関わることなく、公平に市立保育所及び認定こども園が利用でき、児童の福祉の増進を図る。 ○対象者 1歳児及び2歳児 ※毎年4月1日時点で満1歳、満2歳に達している児童</p>	
<p>学校給食費応援に一みんポイント事業</p>	<p>○目的 学校給食費相当分の地域ポイント(に一みんポイント)を、保護者のICOCAカードに付与することにより、子育て世代の経済的支援を推進する。 ○対象者 以下の要件を全て満たす者 ・児童生徒及び保護者が新見市に住所を有していること ・保護者が新見市オリジナルICOCAカードを所有していること ・学校給食費を滞納していないこと</p>	<p>地域ポイントを年3回に分けて付与する。 ・小学生の保護者へ 年間64,000円分 ・中学生の保護者へ 年間76,000円分</p>
<p>その他</p>	<p>給食のアレルギー対応</p>	<p>原則入学前申請、対象者の状況によりアレルギーの除去又は代替食の提供を行う。</p>
<p>新見市結婚新生活支援事業</p>	<p>○目的 結婚に伴うスタートアップに係るコストを支援することで新婚世帯の負担を軽減し、本市内での安心した新生活を応援する。 ○対象 令和7年1月1日以降に入籍された、夫婦ともに39歳以下で、合計所得が500万円未満の新婚世帯が対象で、住宅取得費用や賃借費用、引越費用、リフォーム費用の一部を補助する。</p>	<p>【補助限度額】 ・夫婦ともに29歳以下…60万円 ・上記以外の39歳以下…30万円</p>
<p>新見市移住定住奨励ポイント</p>	<p>○目的 IJUターン者で市内又は通勤可能な事業所に就職した者に対して地域ポイントを付与することで、新生活時の財政的負担を軽減し、定住につなげるもの。 ○対象 市外に1年以上居住していた者で、本市に転入後1年以内に市内又は通勤可能な市外事業所に正規職員として就職した者</p>	<p>市内の加盟店で使用できる地域ポイントを20万円分付与する。</p>
<p>新見市市内就職奨励ポイント</p>	<p>○目的 IJUターン者で市内事業所に就職した者に対して、就職から1年経過ごとに地域ポイントを付与することで、市内事業所への定着を図るもの。 ○対象 市外に1年以上居住していた者で、本市に転入後1年以内に市内事業所に正規職員として就職した者</p>	<p>雇用開始日から1年経過ごとに、地域ポイントを10万円分ずつ付与する(最大3年間で30万円分) ※市内大学・高校等の新規学卒者は別途10万円分加算</p>
<p>移住支援金の支給</p>	<p>東京圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)から新見市へ移住・定住し、かつ、就労等に関する諸条件を満たす方を対象に移住支援金を支給する。 ・岡山県が行う就労のマッチングサイトに掲載する求人に就業した方 ・起業支援金の交付を受けた方 ・テレワークにより移住前の就労を継続する方</p>	<p>一世帯100万円 ただし、単身世帯は60万円 ※18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき100万円を加算される場合があります。</p>

市町村名	備前市															
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度						空き家情報	
		東京10月	大阪7月	大阪2月	日程	会場	日程	行程	お試し暮らし等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供	うち空き家情報システム利用
産業建設部都市計画課	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○

1 移住相談窓口

担当部課	担当者名	連絡先
産業建設部都市計画課空家・住宅政策係	山中 基恵	0869-64-2225

2 移住専門相談員の有無

名称	氏名	連絡先
定住相談員	永田 美穂	0869-64-2225
主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・移住、定住に関する相談業務 ・空き家の掘り起こし ・移住体験住宅利用者のフォロー ・移住者と移住希望者とのマッチング 	

3 お試し住宅の有無

整備年度	活用施設	利用単位	R6年度利用件数	うち移住件数
平成27年度	1戸	27泊まで	11件	1件

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】
市内の主要箇所を車で巡り、先輩移住者との交流の場やワークショップ体験等を設定している。

5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し暮らし等	備前市移住体験住宅(吉永)	備前市への移住を希望される者を対象に、実際に市内で生活体験ができる場を提供するため移住体験住宅を整備。 【対象者】 備前市へ移住を希望されている者	【使用料】 1日1,000円(1泊2日の場合は2,000円) 【利用可能期間】 5泊以上～27泊まで
	備前市移住調査宿泊費補助事業	備前市への移住を希望している者が、市内での住居探し又は生活環境を調査するために市内宿泊施設を活用した際に、宿泊費を補助する。 【対象者】 ・県外に住所を有し、市内への移住を目的としている者 ・住居探し(建物の内見等)、仕事探し(ハローワーク相談、シェアオフィス内見、起業)に取り組みられること ・市内の民間宿泊施設に宿泊すること ・1人2,000円以上の宿泊料金(飲食代を除く)を支払うこと	【補助額】 補助対象者及びその家族が市内の民間宿泊施設に宿泊した日数が1泊につき1人4,000円以内を補助 【限度額】 1年度につき1家族当たり5万円、個人は1人当たり24,000円を限度
起業	創業塾	これから創業を考えている者、創業して間もない者を対象に「創業塾」を開講し、修了者には会社設立の優遇制度あり。 ※創業塾…特定創業支援事業として認定を受けた事業で、市内で起業しようとする者を対象として行う塾	全5日間の講義を受講し、4日以上出席者には会社設立時の登録免許税の減免、創業関連保証の特例、日本政策金融公庫による融資・開業支援資金など優遇
	備前市創業奨励金交付事業	雇用の拡大と地域経済の活性化に資するため、「創業塾」を受講した、市内での起業者に奨励金を交付	奨励金 10万円
	新規創業者支援事業(備前市商業振興対策事業)	新規創業に際して、空き店舗、空き家などを小売店、飲食店、事務所として活用見込みのある本市に住民登録のある市民に対して、工事費等の対象経費を補助する。 ※開店後、3年以上事業継続が可能であること	【補助額】 工事請負費、備品購入費等の対象経費の1/3 【限度額】 100万円 【交付額】 経営開始1～3年目150万円/年
就農等	新規就農者育成総合対策事業(経営開始資金)	次世代を担う農業者となることを目指し、独立・自営農業する認定新規就農者に対し、資金をを交付する。 【要件】 ・独立・自営就農時に49歳以下の者 ・経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること ・経営を継承する場合、新規参入者と同等の経営リスクを負うと市長に認められること ・目標地図に位置付けられている、若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること ・前年の世帯所得が600万円以下であること	【交付額】 後継ぎ型、経営分離独立型、新規参入型 各5万円
	備前市就業奨励補助金	市内に住所を有し、新たに農林漁業を営業者で、将来にわたり専業(年間従事日数250日以上)として農林漁業経営を続けていく15歳以上39歳以下の者(夫婦の場合いずれか一方)に奨励金を交付する。	【交付額】 後継ぎ型、経営分離独立型、新規参入型 各5万円
住宅	空き家情報バンク	個人が所有する居住していない空き家を、賃貸借や売買するためのマッチングを図るために、「空き家情報バンク制度」を開設。宅建協会及び不動産協会に加盟する不動産業者に照会し物件仲介業者を探すことができる。	登録無料
子育て	保育料無償	負担公平性の確保と子育て支援の充実及び若い世代の定住促進を図るため、平成27年度から満4歳・満5歳児の保育料の無料化を開始。28年度からは、対象年齢を満1歳から満3歳の園児も対象、さらに、29年度からは、0歳児も対象となり、完全無償化とする。 給食費(おやつ代含む)及び保育材料費についても、令和5年度から完全無償化とする。 【対象者】 満0歳から満5歳の園児(※満年齢は、各年度の4月1日時点の年齢により判断) 【要件】 保護者とお子さんが備前市に居住し、住民登録をしていること	保育料、給食費、保育教材費が無料

おむつ等無償提供	【対象者】0歳児、1歳児、2歳児の園児（※満年齢は、各年度の4月1日時点の年齢により判断）	こども園で使用する紙おむつ・おしりふきをサブスクにより無償提供
備前市子ども医療給付	子どもの健康保持及び増進に寄与するとともに児童福祉の向上に資するため、子どもの医療費を市が助成する。（原則無料） 【対象者】 ・出生の日から満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者 ・備前市に住所を有すること ・国民健康保険、その他の健康保険に加入していること	保険適用外の医療費や医療材料、入院時の食事代、差額ベッド代、予防接種は助成対象外
備前市家庭育児応援金支給	保育施設を利用せずに在宅で子どもを育児している保護者に対し、経済的な負担を軽減するとともに、子どもを安心して家庭で産み育てることができる環境づくりを行うことを目的として、家庭育児応援金を支給する。 【対象者】 次のいずれにも該当する者とする。 (1) 満3歳に達する日以後最初の3月31日までの者（以下「対象児童」という。）で、保育施設等を利用していないものを在宅で育児している保護者であること (2) 市内に住所を有し、対象児童と生計を同一にしていること (3) 生活保護法に基づく扶助を受けていないこと (4) 同一世帯に属する者に市税その他の徴収金の滞納がないこと	【支給額】 月額2万円（要件を同一月内に15日以上満たす月を対象とする。）
小・中学校給食費無償化・学用品費サポート事業	保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援を推進するため、小・中学校に在籍する児童・生徒の学校給食費を無償化する。学用品費についても、学校の授業での指導上全員が一律に購入するものを無償化する。 【対象者】 ・備前市立の小・中学校に在籍している児童・生徒	①学校給食費の納付免除 ②学校の授業での指導上全員が一律に購入する学用品費の納付免除
放課後児童クラブ	放課後帰宅しても、勤労等により保護者が家庭にいない小学校の児童を対象に、遊びや生活の場を提供しています。	全ての小学校区にて開設
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を受けたい方と援助を行いたい方がネットワークをつくり、助け合う会員組織です。 【会員の種類】 依頼会員：生後3か月から10歳未満の子どもを育てている人 提供会員：健康で援助活動に熱意を持っている人 【サポート内容】 ・保育園、こども園等の施設までの送迎 ・保育園、こども園等の開始前や終了後の子どもを預かること ・放課後児童クラブ終了後の送迎及び子どもを預かること ・子どもが軽度の病気の場合、終日子どもを預かること ・その他保護者の必要に応じて	【利用料金】 登録料：500円（新規登録時） 保険料：500円（年度に1回1分として） 平日7～19時：600円/時 土日祝7～19時：700円/時 軽度の病児保育7～19時：800円/時
ひとり親家庭への支援	①高等職業訓練促進給付金 市内のひとり親家庭等の父または母が経済的自立に役立つ資格取得のために、1年以上養成機関等で修業する際に、修業期間4年を限度に高等職業訓練促進給付金を支給する。 ②自立支援教育訓練給付金 市内のひとり親家庭等の父または母が経済的自立に役立つ資格取得のために、市が指定した教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給する。	【支給額】 ①70,500円/月または100,000円/月を1年以上4年間を限度に支給 ②12,000円以上の受講費用の6割（上限20万円）を支給
未熟児養育医療費支援	養育のために病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療費を扶養義務者の所得に応じて公費負担する制度。 【対象者】 備前市に住所があり、医師が入院を認めた1歳未満の乳児	支給額は所得に応じて変わるため、要相談
弱視等治療用眼鏡等購入費助成	医師の指導のもとに弱視又は斜視の治療用眼鏡及びコンタクトレンズを購入した場合は、購入費の一部を助成する。 【対象者】 ・満9歳から満15歳になって最初の3月31日までの者 ・前回購入から2年間経過している者 ・世帯員に市税の滞納がない者	【助成額】 購入金額に10分の7を乗じた額で、上限3万円
備前まなび塾プラス	①土曜日・長期休業講座 支援者の指導のもと宿題や問題集など自主学習を行います。登録制で最寄りの公民館に塾生が通います。主に土曜日と長期休業中に開催します。 ②体験活動講座 子どもの知的好奇心を刺激し、学校での学びの基礎となる体験活動講座を行います。学び方を学んだり、郷土の良さを理解したりする内容も含まれています。参加者を募集し、土曜午後・日曜・祝日などに実施します。	主に小中学生を対象とし、2講座両方の受講も可能。
子育てひろば等	子育て世帯が気軽に集い、情報交換や仲間づくりができる子育て支援拠点が市内各所にあります。野外の交流広場などもあり、学校や園とは違った友達関係を築くことができます。備前市の子育て情報サイト「びぜんっこ子育て情報ネット touch!」で確認してください。	各拠点とも利用無料
その他	結婚新生活支援事業 若年者世帯の婚姻に伴う新生活を支援することにより地域における少子化対策の強化に資することを目的に、新婚世帯の住居費や引越費用等を補助する。 【対象者】 令和7年3月1日以降に婚姻届を提出し、令和8年3月31日までに夫婦ともに市内に居住した世帯が対象。 ・婚姻届の受理された日において、夫婦がいずれも満39歳以下であること ・前年の所得を世帯で合計した額が500万円未満であること。ただし、次の場合にあつては、それぞれに掲げる計算方法により算出して得た額が400万円未満であること。（補助金の交付申請の時点において無職である者については、所得なしとする。貸与型奨学金(公的団体又は民間団体から学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。)の返済を現に行っている場合は、世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した額とする。） ・他の公的制度による家賃補助等又は生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく扶助を受けていないこと ・市税等を滞納していないこと ・市内に定住する意思があること	住居費及び引越費用の合算額(これらの費用について勤務先等から住宅手当又は移転手当(これらに類する手当を含むもの)が支給されている場合にあつては、当該住宅手当等の額を控除した額)とする。 ・婚姻届の受理された日において、夫婦がいずれも満29歳以下の新婚世帯 60万円 ・上記以外の新婚世帯 30万円

一般不妊治療支援事業	<p>不妊症のため子どもを持つことが困難な夫婦に対し、一般不妊治療に要する医療費の自己負担額の一部を助成することにより、不妊治療の機会の拡大を図る。</p> <p>【対象者】次のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 夫婦(原則として法律上の婚姻の届出をしている夫婦とし、生まれてくる子の福祉に配慮しながら事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)のいずれか一方が補助金の交付を申請する日において、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定による市の住民基本台帳に1年以上前から引き続き記録されていること。</p> <p>(2) 夫婦のいずれか一方が医療機関において不妊症と診断され、一般不妊治療の必要があると認められていること。</p> <p>(3) 補助金の交付申請の日において、夫婦のいずれにも市税の滞納がないこと。</p> <p>(4) 他の地方公共団体から補助金の交付を受けていないこと。</p>	<p>【補助額、限度額】</p> <p>保険診療における自己負担額の1/2以内とし、1回あたり4万円を上限とする。</p>
生殖補助医療支援事業	<p>不妊症のため子どもを持つことが困難な夫婦に対し、生殖補助医療(治療期間の初日における妻の年齢が満43歳未満である夫婦間で行うものに限る。以下同じ。)に係る治療費等の自己負担額の一部を助成することにより、経済的負担を軽減するとともに、不妊治療の充実を図る。</p> <p>【対象者】次のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 生殖補助医療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない、又は極めて少ないと医師に診断されていること。</p> <p>(2) 夫婦(原則として法律上の婚姻の届出をしている夫婦とし、生まれてくる子の福祉に配慮しながら事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)のいずれか一方が補助金の交付を申請する日において、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定による市の住民基本台帳に1年以上前から引き続き記録されていること。</p> <p>(3) 補助金の交付申請の日において、夫婦のいずれにも市税の滞納がないこと。</p> <p>(4) 他の地方公共団体から補助金の交付を受けていないこと。</p>	<p>【補助額、限度額】</p> <p>保険診療：自己負担額の1/2以内とし、1回あたり9万円を上限とする。</p> <p>併用診療：自己負担額の1/2以内とし、1回あたり12万円を上限とする。</p> <p>混合診療：混合診療に係る費用と同額とし、1回あたり20万円を上限とする。</p>
不育治療支援事業	<p>(一社)日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医による不育症と診断された者が受ける治療行為にかかる治療費について助成する。</p> <p>【対象者】</p> <p>不育治療を受けている人であって、下記の全ての条件を満たす者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・婚姻後1年以上経過している夫婦であること。 ・現在婚姻相手との間に子(養子を除く)が出産していないこと。 ・不育治療を開始した時から申請に至るまでの間、夫婦がともに備前市に住所を有していること。 ・夫婦の前年の所得の合計が730万円未満であること。 ・助成対象者及び世帯員に市税の滞納がないこと。 	<p>【補助額、限度額】</p> <p>1回の治療に対する助成金の額は当該治療に係る治療費等の額の範囲内とし、1回につき30万円を限度とする。</p>
備前市移住支援事業	<p>1年以内に岡山県地域課題解決型起業支援事業実施要領に基づく起業支援金の交付決定を受けて、本市に移住され5年以上定住される者に移住支援金を交付する。</p>	<p>【補助額、限度額】</p> <p>2人以上の世帯100万円、単身は60万円</p>
産後ケア事業	<p>産後12月未満のお母さんと赤ちゃんで、心身の不調や育児不安がある人や家族等から産後サポートが得られない人が利用できる。</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備前市に住居があること ・出産後12月未満のお母さんとお子さん ・お母さんの体調の不調や子育てに関して不安のある人 <p>【サービス内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産後のお母さんの健康状態のチェックや乳房ケア ・沐浴、授乳指導 ・お子さんの健康状態や体重のチェック ・子育てに関する相談 <p>【利用可能単位数】</p> <p>1回の出産につき通算6単位まで利用可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊型ケア：1単位/1泊2日 ・デイサービス型ケア：1単位/日 ・家庭訪問型ケア：1単位/回 	<p>【助成額】</p> <p>①生活保護受給世帯、市民税非課税世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊型ケア：17,500円/単位 ・デイサービス型ケア：13,500円/単位 ・家庭訪問型ケア：5,000円/単位 (2回目以降4250円/単位) <p>②上記に属さない世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊型ケア：15,000円/単位 ・デイサービス型ケア：12,000円/単位 ・家庭訪問型ケア：4,000円/単位 (2回目以降3500円/単位)
奨学金等	<p>①備前市奨学資金貸付金 将来社会に貢献し得る人材を育成するため、学習意欲が旺盛な学生に奨学資金の貸付を行う。</p> <p>【対象者】 高等学校、専攻科、高等専門学校、大学及び専修学校に在学する者で、その保護者が市内に住居を有している者。</p> <p>【貸付期間】 正規の最長就学年限</p> <p>【募集期間】 募集期間中に応募</p> <p>②定住促進奨学資金返還補助制度 市内に住居し、令和6年4月以降に備前市圏域(備前市、岡山市、瀬戸内市、赤磐市、美作市、和気町、赤穂市、上郡町)に就業した方を対象に、奨学資金の返還の一部を補助する。</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請日時時点で、就業日から起算して1年以内であり、かつ年齢が満30歳未満であること ・次のア～ウのいずれかの奨学資金の貸付を受けており、将来返還予定であること <p>ア (独)日本学生支援機構の第1種・第2種奨学金 イ (公財)岡山県育英会の育英奨学金・修学奨学金 ウ 備前市奨学資金貸付金</p> <p>・大学等を卒業または前職を退職した翌月から備前市の住民基本台帳に記録され、かつ令和6年4月以降に備前市圏域の事業所等において常用労働者として就業した者</p>	<p>【金額等】</p> <p>①備前市奨学資金 学校の種類、奨学金の種類によって金額が違うので、要確認</p> <p>②定住促進奨学資金返還補助制度 3年間分の奨学資金返還実績額で1区分ごとに54万円が上限(2区分108万円が上限)</p>

市町村名		瀬戸内市														
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度					空き家情報		
		東京10月	大阪7月	大阪2月	日程	会場	日程	行程	お試し暮らし等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供	うち空き家情報システム利用
企画振興課	○	○	○	○			随時 実施主体 瀬戸内市移住 交流促進協議会	希望応じて 個別対応 (基本コースあり)	○	○	○	○	○	○	○	

1 移住相談窓口

担当部課	担当者名	連絡先
総合政策部企画振興課	正富 加那子	0869-22-1031

2 移住専門相談員の有無

有 ・ 無

名称	氏名	連絡先
移住推進員	菊地 友和	0869-22-1031
主な業務	移住希望者の相談対応、移住関連情報の収集及び提供、移住推進に係る各種イベント及び広報等の企画実施、瀬戸内市移住交流促進協議会事業の推進、移住者の定着支援、地域の受入体制整備の推進等	

3 お試し住宅の有無

有 ・ 無

整備年度	活用施設	利用単位	R6年度利用件数	うち移住件数
27	教員住宅 2棟	1週間以上 3ヶ月以内	19	0

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】
瀬戸内市移住交流促進協議会が、以下5つのコースを基本としたオーダーメイド型の体験プランを設定。随時申し込みを受け付け、個別案内を実施。滞在場所の紹介も行う。
「農」：市で代々農業を営んできた人、移住して新しく農業を始めた人など、市内の農家を実際に訪問するコース
「食」：移住先の食生活が気になるという方、移住して飲食店、食品加工業などを始めたい方向けのコース
「創」：モノ作りが好きな方、移住してモノづくりで生計を立てたい方などの参考になる拠点を巡り、体験するコース
「住」：家探しや買い物、交通機関などの生活環境を確認するコース
「育」：子育て中の方やこれから出産を考えている方などに、小学校や幼稚園、保育園、図書館などの施設を巡り、見学するコース
※季節、曜日などによって訪問可能な施設が変動する場合あり
※希望日の1ヶ月前までに連絡・相談が必要

5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し暮らし等	牛窓お試し住宅 邑久お試し住宅	移住を希望している県外在住の方に対して、本市での生活体験機会と住宅や仕事確保の拠点を提供する。	・1週間以上3ヶ月以内で利用可能 ・貸付料 牛窓お試し住宅 日額1,007円 邑久お試し住宅 日額1,264円
起業	創業支援ネットワーク	市内で起業・創業する方に対して、関係機関と連携したワンストップ相談対応や創業塾の開催等を行い、起業・創業する方を支援する。	・株式会社設立時登録免許税の減免(資本金の0.7%→0.35%) ・無担保、第三者保証人なしの創業関連保証 ・創業奨励金の交付(10万円)
	事業承継奨励金	小規模企業者等の事業承継を推進し、事業の承継者の増加を図ることで、活気ある地域を維持するため、後継者を求める市内の小規模企業者等の事業を承継する者に対し、奨励金を交付する。	・奨励金の交付(10万円)
	事業承継推進補助金	小規模企業者等の事業承継を円滑に進めるため、承継者又は被承継者が行う事業承継に必要な施設や設備を整備する経費に対し、補助金を交付する。	・事務所又は事業所の改修費等の施設の整備に要する経費等に対する補助金の交付(補助率1/2、上限100万円)
	空き家活用事業所開設支援事業補助金	人口減少が進む地域での働く場の確保や賑わいの創出を目的として、市内の空き家を有効活用して新たに事業所を開設する方に補助金を交付する。	・事業所開設に係る空き家改修費等の経費に対する補助金の交付(補助率3/4、上限100万円)
就農	農林漁業就業奨励金	新たに市内で将来にわたり専業として農林漁業に従事する39歳以下の方に対して、奨励金を支給する。	・後継ぎ型、経営分離独立型、新規参入型各5万円
住宅	分譲宅地販売事業	宅地を供給し、定住人口の増加を図るため、市が分譲する牛窓西浜団地の宅地を販売する。	・1区画70坪程度 ・1区画400万円台
	空き家活用促進事業補助金	空き家を購入又は借受けた移住者が、居住のためにその空き家を改修等する場合、補助金を交付する。	・空き家の改修工事費等の経費に対する補助金の交付(補助率1/3、上限50万円)
	定住促進補助金	市が販売する分譲宅地を購入し、住宅を建て、住民票を当該地に移した方に対して、補助金を交付する。	・当該分譲宅地の30%を補助
	空き家家財等処分支援事業補助金	空き家情報制度(空き家バンク)への登録を促進し、市内に所在する空き家を有効活用するため、空き家の家財等の撤去処分及び撤去に伴う清掃を行う所有者に対して補助金を交付する。	・空き家の家財等の撤去処分及び撤去に伴う清掃に要する経費に対する補助金の交付(補助率1/2、上限20万円)

子育て	こども医療費給付事業	子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもの健やかな成長を支援するため、18歳になった最初の3月31日までの者に対し、医療費の無料化を行う(医療費の自己負担額の助成)。	・高校3学年卒業まで医療費が無料
	すくすくチャイルドサポート事業	子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもの健やかな成長を支援するため、市内協力店舗で紙おむつや育児用ミルク等の育児用品を購入することができる「すくすくチャイルドチケット」を満3歳到達月まで交付する。	・第1子、第2子の子ども1人当たり月額3,000円分(1,000円分のチケット×3枚)、第3子以降の子ども1人当たり月額5,000円分(1,000円分のチケット×5枚)。
	病児・病後児保育事業	病気の治療中や回復期にあり、学校などでの集団生活が困難で、保護者の勤務の都合などにより家庭で育児ができない子ども(市内在住の小学校6年生まで)を一時的に預かる。	・市内では2施設実施 ・利用料は1人1日当たり2,500円
	一時保育事業	保護者の仕事や急な用事・病気などの事情や、家庭での子育て負担軽減などのため、市内在住の就学前の子ども(保育園等の在園児は対象外)を一時的に預かる。	・実施園 7園 ・利用日数 1か月13日以内 ・利用料 半日1,000円、1日2,000円
	子育て支援センター	子育て家庭や地域住民が気軽に集い交流できる場。センターでは、子育てに関する相談や子育ての情報提供を実施。	・市内5施設
	日曜小児科外来診療	日曜日の中で、子どもの急な発熱などの病気に対応し、小児専門の医師が外来診療を実施。15歳以下の子どもの内科系疾患に限る。	・市内1施設(瀬戸内市民病院)で実施
	妊産婦タクシー利用権事業	妊産婦の移動負担を軽減するために、母子健康手帳の交付を受けた日から、出産予定日3か月経過した日の属する月末まで「タクシーチケット」を交付する。	・1万円分(500円×20枚)
その他	IJUコンシェルジュ	移住希望者をきめ細かくサポートするため、地域の住民団体が暮らしや住まいに関する情報提供や、アドバイス、移住相談に対応する。現在、牛窓地域、邑久町藁掛地区、邑久町本庄地区に配置。	・空き家情報の提供 ・地域の生活習慣、資源情報の提供 ・移住希望者へのアドバイス ・現地の案内
	移住支援事業補助金	東京圏から本市に移住して就業又は起業した方、もしくはテレワークにより所属企業等での就労を継続する方に対し、移住支援金を交付する。	・2人以上の世帯の場合 100万円 ・単身の場合 60万円 ・世帯の場合、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき100万円を加算。
	食のしあわせプロジェクト	子ども達に瀬戸内市の豊かな農水産物を使った安全・安心でおいしい給食を提供するため、市が学校・園の給食向けの地産産物の買い上げを行い、給食の地産地消や農家への支援、子ども達や保護者の食育を推進。その他市民団体と連携した食育体験学習等を実施。	・学校・園への地産地消給食の提供 ・食育体験学習機会の提供 ・給食費の保護者負担軽減(市の補助) 幼稚園 320円/食(うち50円は市負担) 小学校 無償化 中学校 無償化
	給食アレルギー対応	(保育園・こども園) ・申込要。除去食、代替食あり(場合によって) (幼稚園・小中学校) ・申込要。除去食あり	

市町村名	赤磐市																
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度						空き家情報		
		東京10月	大阪7月	大阪2月	日程	会場	日程	行程	お試し暮らし等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供	うち空き家情報システム利用	
政策推進課	○	○	○	○				随時	オーダードライブ		○	○	○	○	○	○	○

1 移住相談窓口

担当部課	担当者名	連絡先
総合政策部 政策推進課	中須賀 祐美	086-955-1220

2 移住専門相談員の有無

有 ・ 無

名称	氏名	連絡先
移住コンシェルジュ	大森 智賀	086-955-1220
主な業務	・移住に関する相談業務、情報発信 ・空き家の利活用に関すること	

3 お試し住宅の有無

有 ・ 無

整備年度	活用施設	利用単位	R3年度利用件数	うち移住件数

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】

5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
起業	あかいわ創業塾 産業支援センター	市内で起業・創業を希望する人を対象としたセミナーを開催 起業、事業継承や販路開拓など中小企業診断士が相談支援を行う。	企業、金融機関、商工会等専門家による、 起業・創業に必要な知識を習得するための講座
就農	就農等支援センター	新規就農者の確保や担い手の育成を推進するため平成29年4月より開設	
住宅	空き家改修費補助金事業 ※県補助事業を利用	空き家を改修して移住を希望する人を対象に、その改修費用の一部を補助する。 *対象者(すべての要件を満たすこと) 県外からの移住であること(転勤・通学によるものを除く) 改修後の物件に3年以上居住すること。 岡山県への転入予定または岡山県へ転入後1年以内の者 親族の所有する物件に居住するUターンでないこと。 *対象住宅 赤磐市が運用する空き家情報バンクへの登録物件であること ただし、赤磐市内の中山間地域(赤坂地域、吉井地域、熊山地域のうち勢力、千躰、奥吉原)については、赤磐市情報バンクに登録されていなくても補助金の対象とする。 賃貸契約または売買契約が成立していること。 ただし、賃貸借物件の場合は、当該物件に担保権が設定されていないこと。	補助額 対象工事費の1/2 (上限50万円) 対象工事内容 台所、トイレ、浴室、内装など家屋部分の改修 ※簡易な改修、トイレや浴室の設備の設置は対象外
	定住促進奨励金	下記の分譲宅地を取得し定住する人を対象に、奨励金を交付する。 *所定の分譲宅地を取得し、延べ床面積が50平方メートル以上の居住用住宅を新築していること。 *対象住宅の宅地売買契約を締結後1年以内に定住希望者が居住を開始し、引き続き5年間以上定住することが見込まれるもの。 [分譲宅地] 安岡住宅団地宅地分譲、にぼりグリーンタウン、大池分譲宅地、中河内分譲宅地	交付額 (1戸 20万円) ※義務教育以下の子供がいる場合は一人当たり20万円加算 ※太陽光発電システム、蓄電池、HEMSを設置する場合はさらに20万円加算
子育て	子ども医療費給付制度	高校生までの医療費自己負担額を助成。	高校生まで:負担額無料
	保育料負担軽減制度	保育園・幼稚園に通う児童がいる多子世帯を支援。	
	りんくステーション	子どもや子育てに関する相談窓口(子育て世帯包括支援センター・子ども家庭総合支援拠点)、障害に関する相談窓口(障害者基幹相談支援センター)、発達障害に関する相談窓口。	
	高等学校等通学費補助金	高等学校等に通学する費用の一部を補助。	補助額 地域・通学先による

その他	<p>赤磐市新婚世帯家賃補助</p> <p>赤磐市結婚新生活支援事業補助金</p> <p>24時間電話健康相談</p> <p>給食の除去食対応</p> <p>給食費の無償化</p>	<p>婚姻届提出後2年以内に赤磐市で賃貸住宅を契約した新婚世帯を対象に家賃の助成を行う。</p> <p>*対象者 申請日現在で夫婦とも夫婦とも住宅所在地に住所があり、赤磐市税の滞納がないこと。など</p> <p>*対象経費 民間住宅の家賃</p> <p>令和7年1月1日から令和8年2月28日までの間に婚姻された世帯に住宅購入費、賃料、引越費などを補助</p> <p>*対象者(すべての要件を満たすこと) 令和7年1月1日から令和8年2月28日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦であること。 直近の所得証明書をもとに、夫婦の所得を合算した額が500万円未満であること。 婚姻日において、夫婦の年齢がいずれも39歳以下であること。 入居対象となる住宅が赤磐市内にあること。など</p> <p>*対象経費 住居取得費用(新築、購入) 住居リフォーム費用 住宅賃貸費用(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料) 住宅への引っ越し費用</p> <p>24時間体制で医療スタッフがフリーダイヤル電話による健康相談に対応。</p> <p>市内の小中学校において、事前調査にてアレルギーのある生徒、児童を調査。アレルギー源除去食にて対応。代替え食なし。 ※公立保育園については、全園対応可能。幼稚園については、お弁当の負担が必要。</p> <p>保育園、幼稚園、小学校、中学校の給食費が無償</p>	<p>補助額 1世帯あたり 月額1万円 最長12か月 ※実質家賃負担額が1万円に満たない場合は、その額とする。</p> <p>1世帯あたり上限30万円 ※ただし、婚姻日において、夫婦の年齢がいずれも29歳以下である世帯は1世帯当たり上限60万円</p> <p>相談料: 無料 相談時間: 制限なし</p> <p>全額無償</p>
-----	--	--	--

市町村名	真庭市															
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度					空き家情報		
		東京10月	大阪7月	大阪2月	日程	会場	日程	行程	お試し暮らし等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供	うち空き家情報システム利用
真庭市交流定住センター	○	○	○	○	未定 (決定次第交流定住サイトで紹介)		随時	オーダーメイド	○	○	○	○	○	○	○	○

1 移住相談窓口

担当部課	担当者名	連絡先
地域みらい創生課	辻 遼太郎	0867-42-1179

2 移住専門相談員の有無

有 ・ 無

名称	氏名	連絡先
真庭市交流定住センター	藤本 一志(センター長)	0867-44-1031
主な業務	移住定住の相談窓口(窓口、電話、メール、オンライン等各種相談対応可) 移住体験ツアーの実施、移住後のフォロー、空き家情報バンク業務 地域おこし協力他活動支援 市民、移住者、企業、行政等のネットワーク構築支援 フリースペース、コワーキング機能 市民活動の支援(会議室や会議機材等貸し出し、HP作成支援) など	

3 お試し住宅の有無

有 ・ 無

整備年度	活用施設	利用単位	R6年度利用件数	うち移住件数
古民家から昭和まで	・古民家(3棟貸し切り) ・旧教員住宅(3棟13部屋) ・専用住宅(1棟貸し切り)	1年未満	21件	3件

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】

東京23区がすっぽり入る828平方キロ、南北に50キロという広大な面積の真庭市は、地域ごとの特性が豊か、かつ多様で、とても簡単にご紹介することができません。
 そのため、相談者様と事前に丁寧な打ち合わせを行い、ご希望に応じて1件1件、オーダーメイドツアーとしてご案内を行なっています。
 「こんな場所に行きたい」「こんな人会遇到みたい」、...どんなご要望にも真庭を知り尽くしたスタッフがお応えします！

5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し暮らし等	真庭市おためし住宅	<ul style="list-style-type: none"> ●目的:真庭の風土や気候を体感、あるいは地域との交流、就業体験、住宅探しの拠点としていただき、移住につなげる。 ●対象:真庭暮らしを身近に体験したい人(単身者、世帯) ●要件:1か月以上1年未満 	<ul style="list-style-type: none"> ・集合住宅1棟(単身向け) ・古民家1棟 ・集合住宅2棟(単身向け) 家賃 ひと月20000円～/月
起業	起業支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ●目的:市内産業の振興・活性化、及び移住定住や経済活性化を図る ●対象:起業の日に市内に住所を有している方、市内に事務所を設置、または設置を予定している方、市税を完納している方 ※既に事業を営んでいる場合や他の補助金を受けている場合、農業・医療業を営む場合等、一部対象にならない場合あり 	<ul style="list-style-type: none"> ●補助額:上限100万円 ※まにわ創業塾で特定創業支援事業証明書を取得した方は上限150万円まで拡大) ※真庭市地域産業振興センターに入居された方は上限200万円まで拡大 ●補助率:1/2以内 ●対象経費:設備費、原材料費、出張旅費、広告費、委託費等
	まにわ創業塾	<ul style="list-style-type: none"> ●目的:創業に関する知識を身に付けていただく ●対象:新たに創業を予定している方、創業の知識を身につけたい方等 ●時期:1月(年1回(毎週土曜日の全4日間))※無料 ※受講者には、追加支援が受けられる特定創業支援事業証明書を発行※(公財)岡山県産業振興財団が実施する下記セミナー等を受講した場合も証明書を発行 ●セミナー等(分野別)二創業塾 事業計画書作成研修 岡山イノベーションスクール) 	<ul style="list-style-type: none"> ●支援内容 ・起業支援事業に係る補助金限度額拡大(上限100万円→150万円に拡大) ・株式会社を設立する際の登録免許税の軽減措置 ・日本政策金融公庫新規開業支援金の貸付利率引き下げ
就農	地域就農オリエンテーション	<ul style="list-style-type: none"> ●目的:意欲あふれる新規就農者を確保する。 ●対象:新たに県内で農業を始めようとする方 ●内容:各地域の農業の紹介、新規就農研修の受け入れ態勢の説明、農家見学、先輩農家等との意見交換等を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ●受講メリット ・現地見学会で研修先の農家、関係者からの情報を得ることができる ・地元精通した関係者のフォローを得ながら、就農に移行することができる
	新規就農研修	地域就農オリエンテーション参加者を対象に岡山県が実施する県内で就農を希望する55歳未満を対象とする研修で、農家生活を体験する「農業体験研修」(1か月)とその後本格的な就農に向けた準備を行う「農業実務研修」(2か年以内)の2段階がある。真庭市ではぶどうとトマトが対象品目となっており、農業実務研修生には年額150万円の交付金に加え、真庭市で研修サポート費用として年額30万円を交付。	<ul style="list-style-type: none"> ●「農業実務研修」期間は年額150万円程度の研修費が県等より支給される ●農業実務研修の対象者には、真庭市独自に最大年額30万円の追加支給を行う
	真庭いきいき帰農塾	<ul style="list-style-type: none"> ●目的:農業の新たな担い手確保を目的に、農業に興味のある市民を対象にした講座を開催している。 ●対象:農業に興味のある、農業経営を始めたい市民(中高年中心) ●内容:野菜、ブドウ、花きの各コースで、基礎から応用まで1年間 	<ul style="list-style-type: none"> ●受講メリット ・地元精通した関係者のフォローを得ながら、就農に移行することができる ●参加費 1,000円
	就農奨励金	新たに農業に従事する方で、将来にわたり専業(年間農業従事日数250日以上)として農業経営を続けていく、15歳以上39歳未満の方を対象に奨励金を支給する。	支給額:5万円(1回限り)

住宅	空き家情報バンク	●目的:個人が所有する、現に居住していない市内の住宅(空き家)について、賃貸・売買したい人と、移住を希望し、空き家を求める人とのマッチングを図る。※マッチングは確約できません	
	空き家活用 定住促進補助金(取得・改修)	●目的:真庭への移住促進及び空き家の活用、さらには市内建築業者を利用することにより、経済活性化や雇用安定を図る。 ●対象:3年以上市外に居住し定住意思をもって転入する人で転入後3年を経過しない人(配偶者・扶養加算あり) ●内容:空き家購入、及び購入に伴う改修・土地購入・諸経費等 ※購入に伴う改修の際に、耐震診断や耐震改修を併せて実施する場合は、別途補助制度あり	・取得:取得費の1/3、上限80万円 ・改修:工事費の1/3、上限80万円 真庭産材活用加算、上限20万円
	空き家 家財道具等 撤去補助金	●目的:空き家情報バンクの登録を促進するとともに、同バンク利用者の経済的負担を軽減する。 ●対象:情報バンク又は真庭市認定空き家に登録された物件の所有者又は利用者 ●内容:家財道具等の処分費用、片付業者への委託料、家電リサイクル等法定費用等	・処分に係った経費の3/4・上限20万円
子育て	不妊治療支援事業	●対象:以下すべてを満たす夫婦 ①法律上の婚姻をしている(事実婚関係も含む) ②申請日において夫婦の一方又は両方が真庭市民でありその後1年以上真庭市に住所を有する予定の人 ③医療機関で不妊症と診断されその治療を受けた人 ④他市町村から同様の助成を受けていない人 ●内容:医療保険対象外の不妊治療費について助成する。	・年度内に上限20万円 ※年度内で申請回数制限はなし ※保険適用の治療については、令和6年4月1日以降に終了したものを対象とする
	はぐくみセンター(子育て世代包括支援センター)	妊娠・出産・子育てに関する相談にワンストップで対応する。	
	ひとり親家庭など医療費給付制度	ひとり親家庭の医療費の自己負担を1割とする(世帯の所得に応じて1ヶ月の自己負担上限額を設定)。	自己負担:1割 (子が高校生年代まで対象)
	ひとり親家庭の自立支援制度	ひとり親家庭の母や父及び児童、父母のいない児童などに対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて扶養している児童の福祉を図るため、様々な資金の貸し付けを行っている	
その他	新婚さんバックアップ事業	●目的:真庭での新婚生活を応援する。 ●対象:以下のすべてを満たす新婚世帯 ①令和6.7.1~令和8.3.31日までに婚姻届受理 ②夫婦ともに50歳未満 ③申請日及び交付日において真庭市に住民票を有する ④夫婦の令和6年分の所得合計が550万円未満 ⑤真庭市税の滞納がない ⑥双方が外国人の場合は日本式の婚姻をしていること ●内容:令和6年7月1日以降に支払いをした、新規住宅取得費、新規住宅賃貸費、結婚に伴う引っ越し費(業者に払ったもの)、自宅改修費	上限100万円(新規住宅取得) 上限30万円(賃貸・引越費) ※住宅費のうち賃貸にかかる経費は初年度上限20万円とし初年度を含む3か年度まで補助 ※自宅改修費については上限30万円
	奨学金制度	経済的理由により就学が困難な高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院等に進学、又は在学する学生等で、保護者が真庭市内に居住している方を対象に奨学金の貸付を行っている。	・高等学校・高等専門学校(1~3学年):月額2万円以内 ・大学・短期大学・高等専門学校(4~5学年)等:月額3万円以内
	奨学金制度(看護人材)	看護師及び准看護師を養成する市内施設に在学し、将来において真庭市内の医療機関及び福祉施設に看護師等として就職する意思のある方に奨学金を貸し付けている。	5万円/月(貸付を受けた期間と同年、市内医療機関等にて勤務した場合、全額免除)
	移住支援金の支給	東京23区から倉敷市へ移住・定住し、かつ、就労等に関する諸条件を満たす方を対象に移住支援金を支給する。 ・岡山県が行う就労のマッチングサイトに掲載する求人に就業した方 ・起業支援金の交付を受けた方 ・テレワークにより移住前の就労を継続する方 ・関係人口に該当する方が新規就職または起業した場合	一世帯100万円 ただし、単身世帯は60万円 さらに、2人以上の子育て世代(18歳未満の子)には、2人目以降につき30万円を加算

市町村名	美作市														
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度					空き家情報	
		東京 10月	大阪 7月	大阪 2月	日程	会場	日程	行程	お試し暮らし等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供
総合政策課				○					○	○	○	○	○	○	○

1 移住相談窓口

担当部課	担当者名	連絡先
総合政策課	尾高 大介	0868-72-6696

2 移住専門相談員の有無 有 ・ 無

名称	氏名	連絡先
主な業務		

3 お試し住宅の有無 有 ・ 無

整備年度	活用施設	利用単位	R6年度利用件数	うち移住件数
H23 H24	2戸 1戸	2カ月	2件	0件

4 市町村主催の体験ツアー 【ツアーの概要】

--

5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し暮らし等	お試し住宅	○対象者 1. 現在、美作市外へ在住の方。 2. 美作市への移住を希望されている方。 3. 地元集落の自治会活動等へ参加する意欲のある方。 4. 利用期間中、1名以上が常時滞在出来る方。	○使用料 ・1号棟:2万円/月 ・2号棟:3万円/月 ○利用可能期間 2カ月 ○住宅設備 ・上水道・下水道・光ケーブル ・家電製品等 (テレビ・冷蔵庫・洗濯機・電子レンジ・ガスコンロ) ○その他 ・CATV・NTT光インターネット ・光電話は別途料金が必要 ・光熱水費は全て自己負担
起業	美作市スタートアップ支援事業補助金	○対象者 1 新規創業後も継続して市内の事業所等を拠点として事業を行う意思のあること。 2 次の住所要件を満たすこと。 [個人の場合]開業の日において市内に住所を有する個人 [法人の場合]会社設立の日において市内に主たる事業所を有する法人格を備えた中小企業者 3 補助事業の完了日までに新たに従業員(パート・アルバイト等でも可)を1名以上雇い入れること。 4 納期の到来した市税を完納していること。 5 みまさか商工会の支援を受けて事業計画を作成すること。 6 みまさか商工会の会員であること、又は新規創業後会員となることを誓約する者であること。 7 フランチャイズ・チェーンに加盟していないこと。 8 過去において新規創業に係る補助金の交付を受けていないこと。	補助対象経費の2分の1以内の額で、上限100万円 ※補助対象経費は、新規創業(新事業展開を除く。)に伴う次の費用(消費税は除く。) ①事業所、店舗等の新築又は改装に係る工事費(市内事業者により施工されるものに限る。) ②備品の購入費(汎用性がなく、新規事業の実施に直接必要な備品に限る。)
就農	就業奨励金支給事業	美作市で新たに農業に従事し、将来にわたり専業として農業経営を続けていこうとする39歳以下の者を支援する制度	奨励金5万円
	新規就農者育成総合対策事業(経営開始資金)	美作市で新たに農業経営を開始した49歳以下の認定新規就農者を支援する制度	上限150万円 (最長3年間)
	美作市就林者奨励金	美作市で新たに林業経営を始めた者、又は林業に就職した者を支援する制度。	奨励金10万円 なお、申請時において、申請を行う者が40歳未満で、社会保険に加入している場合は、10万円を加算する。

<p>住宅</p>	<p>美作市みまさか移住定住住宅補助金 R7.4.1～R12.3.31</p>	<p>市外への人口流出の歯止めを図り、市外からの移住の促進により、定住人口の増加、活力ある地域づくりを推進すること及び結婚に伴う住宅取得費用等を補助することで少子化対策に資することを目的として、美作市内に住宅を建築した者、住宅を購入した者又は3親等以内の親族の住宅を継承(相続、贈与)した後、そのリフォームを行った者に対し補助金を交付する。</p> <p>○対象要件 ・申請日において対象世帯員が美作市に住所を有すること。 ・市税等に滞納がないこと。 ・自己資金により住宅を建築、購入、リフォームしていること。 ・補助金交付後5年以上定住する意思のある者。 ・申請期間は住宅の所得日(登記日)から1年以内。 など</p> <p>○種類:新築住宅補助金、中古住宅補助金、ふるさと後継ぎ支援補助金</p> <p>※取得日(登記日)が令和7年3月31日以前は旧制度の補助金が適用され、令和7年4月1日以降は新制度が適用される。</p>	<p>○新築住宅補助金 新築住宅を建築または購入費用の1/10(上限130万円) ○中古住宅補助金 中古住宅購入費用の1/10(上限50万円) ○ふるさと後継ぎ支援補助金 リフォーム費用の1/2(上限50万円) ※加算 【市内事業者加算】建築・購入、リフォームを市内事業者とした場合(費用の1/2、上限10万円) 【児童生徒加算】世帯員に義務教育終了前の子がいる場合(10万円/人) 【中古住宅改修加算】中古住宅補助金の対象事業に併せてリフォームをした場合(費用の1/2、上限50万円) 【若者加算】申請日において補助対象者及びその配偶者の年齢が満40歳未満である場合(10万円/1世帯)</p>
	<p>美作市ふるさと住宅リフォーム補助金 R7.4.1～R12.3.31</p>	<p>空き家の利活用により、市外からの移住を促進し活力ある地域づくりを推進するため、美作市空き家情報バンク制度運営要綱で定める空き家情報バンクに登録した家屋の増改築に要する費用に対し補助金を交付する。</p> <p>○対象要件 ・空き家情報バンクに登録された家屋を増改築し、補助金の交付を受けた日から5年以上賃貸契約を行おうとする者、又は賃貸契約により居住する者。 ・市税等に滞納がないこと。 ・自己資金により住宅をリフォームしていること。 など</p> <p>○種類:ふるさと我が家リフォーム補助金、ふるさと賃貸リフォーム補助金</p>	<p>○ふるさと我が家リフォーム補助金 空き家所有者がリフォームする費用の1/2以内(上限50万円) ○ふるさと賃貸リフォーム補助金 空き家賃借者がリフォームする費用の1/2以内(上限50万円) ※加算 【市内事業者加算】リフォームを市内事業者とした場合(費用の1/2、上限10万円) 【児童生徒加算】ふるさと賃貸リフォーム補助金対象者の世帯員に義務教育終了前の子がいる場合(10万円/人) 【若者加算】申請日において補助対象者及びその配偶者の年齢が満40歳未満である場合(10万円/1世帯)</p>
<p>子育て</p>	<p>不妊・不育治療支援事業</p>	<p>不妊・不育治療を受けられた夫婦に対し、経済的な負担の軽減を図るため治療費を助成する。</p> <p>○対象者・要件 ・美作市に住所を有すること ・対象者及びその世帯員に市税の滞納がないこと。 など</p>	<p>保険適用外の治療及び検査費用 ・不妊治療 保険適用外:助成上限30万円(治療費の2/3以内) 保険適用:助成上限5万円(自己負担額の1/2以内) ・不育治療:助成上限30万円</p>
	<p>病児・病後保育事業</p>	<p>病児・病後保育室において、急な病気や病気の回復期のため、集団または家庭での保育が困難なとき、保護者に代わって子の保育を行う。</p> <p>○対象者・要件 ・美作市に住所を有する、又は保護者が美作市内に勤務をしている、生後6ヶ月から小学校6年生までの子。 ・病気の回復期に至っていない、又は回復期であっても安静にしておく必要がある子。 ・保護者が、仕事や病気などで家庭での保育が受けられない子。 ・原則予約制</p>	<p>○利用料 1日:1,500円 ※生活保護、ひとり親家庭医療費受給世帯、市町村民税非課税世帯は1,000円 ※市外在住者は2,000円 ※希望者のみ別途給食代400円</p>
	<p>発達支援センター</p>	<p>乳児から中学卒業(必要に応じて高校生にも対応)までの保護者が、子の成長発達で心配なことを相談できる。また、入園・就学時など成長段階にあわせて切れ目ないサポートを受けられる。</p>	<p>○発達支援教室 発達面が気になる、育ちに困り感があるなどの相談を受けたり、子への関わり方や子育てのポイントを学べる。 対象者:就学前までの子とその保護者 ○巡回相談 保育園・幼稚園などの集団生活の中で、保護者・保育士などの気づきを適切な支援につなげていくための、専門スタッフによる巡回相談。 各園ごとに、月1回程度実施</p>
<p>美作市電子母子手帳アプリ by母子モ</p>	<p>妊娠から出産、子育てまでを切れ目なくサポートする電子母子手帳アプリ『母子モ』 親子(母子)健康手帳の記録から美作市の情報までをスマートフォンやタブレットでカンタンにサポートできます。</p>	<p>○デジタル予診票 令和7年6月から小児予防接種予診票のデジタル化を開始し、ご都合の良い時に予診票の入力ができ、一部医療機関でデジタル予診票が利用できます。また、予防接種の記録も確認でき、スケジュールも自動で作成できます。 ○妊娠届出書&親子(母子)健康手帳の交付オンライン申請 令和7年8月から、妊娠届アンケートのオンライン申請と親子(母子)健康手帳及び母子健康ガイド(妊産婦・乳児一般健康診査受診券)の交付希望日のオンライン予約サービスを開始します。</p>	

	ひとり親世帯移住定住促進補助金	○対象者・要件 ・令和3年1月1日以降に美作市に転入と同時に賃貸住宅に入居し、同居するひとり親世帯 ・転入の時点から引き続き賃貸住宅に居住していること ・転入日から3年以上継続して市内に居住する意思があること	賃貸住宅賃貸者契約に定められた賃借料(共益費、駐車場料金、光熱水費を除く)から住宅手当等の補助を差し引いた額に2分の1を乗じた額(1月当たり上限20,000円)を申請した月から36ヶ月間
	妊婦支援給付金	(支給対象者) 妊婦支援給付金 (1回目):令和7年4月1日以降に妊娠している方(医師により胎児心拍の確認がされた方)で妊婦認定申請時に美作市に住民票のある方 (2回目):令和7年4月1日以降に妊婦給付認定者として認定され胎児の数の届出時に美作市に住民票がある方	妊婦支援給付金 1回目:妊婦1人あたり5万円 2回目:胎児1人あたり5万円 ※胎児心拍確認後の流産、死産、人工妊娠中絶も対象です。
その他	タクシー利用補助事業	運転免許証のない高齢者、障害者、妊産婦等を対象にタクシー利用料金の一部を助成します。	タクシー料金の半額(上限5,000円)
	新婚さんバックアップ事業補助金	婚姻により新生活を始めるための費用を応援します。 ○補助対象 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに支払った経費で次のもの。但し、婚姻届の受理日以降のものに限る。 ・同居する住宅の賃借費用(家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料) ・婚姻に伴い同居する住宅に引越す為の費用(※引越し業者、運送業者の費用に限る)	夫婦共に30歳未満の新婚世帯 上限60万円 夫婦共に40歳未満の新婚世帯 上限30万円
	若者移住定住促進給付金	(支給対象者)高等学校等に通学することを目的として、美作市外から美作市内に生活の本拠を移した方に給付金を支給します。	1月あたり5千円。但し、高等学校から生活の本拠を移す事により奨学金等を交付されている場合は1万円を上限として同額を支給。
	移住支援事業・マッチング支援事業補助金	東京圏から美作市に移住した人で、岡山県が実施するマッチングサイトに移住支援金の対象として掲載された求人を行う法人に就業した、または起業支援金の交付決定を受けた人に支援金を交付する。	・2人以上の世帯の場合 100万円 ・単身の場合 60万円
	美作市学校給食における食物アレルギー対応	学校給食は園児・児童・生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童・生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである事に鑑み、全ての園児・児童・生徒が安心かつ楽しく給食をたべられるよう食物アレルギーにかかる対応をする。 対象者は、各幼稚園・小学校・中学校の園児・児童・生徒で医師から「学校生活管理指導票」により規定する食品等における食物アレルギーと診断され、かつ各家庭においてアレルギーの完全除去を行っている児童等とし、その他の児童への対応は原則として行わない。	(対応食品)鶏卵・卵類・牛乳・乳製品・小麦・落花生・えび・かに・そば・ナッツ (対応内容)アレルギー源の除去のみ。代替食なし
空き家情報	空き家財道具等撤去補助金	空き家バンクに登録されている物件の所有者が「空き家の家財道具を撤去する際の費用を補助する。	補助対処経費の1/2(上限10万円)

市町村名	浅口市															
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度					空き家情報		
		東京10月	大阪7月	大阪2月	日程	会場	日程	行程	お試し暮らし等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供	うち空き家情報システム利用
企画財政部地域創造課		○	○	○			随時	オーダードアメイト		○	○	○	○	○	○	○

1 移住相談窓口

担当部署	担当者名	連絡先
企画財政部地域創造課	仁科 道也	0865-44-9034

2 移住専門相談員の有無

有 ・ **無**

名称	氏名	連絡先
主な業務		

3 お試し住宅の有無

有 ・ **無**

整備年度	活用施設	利用単位	R3年度利用件数	うち移住件数

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】
空き家物件や主要施設など、希望に応じて市内をご案内します。

5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
起業	中小企業設備資金利子補給金	中小企業者等で、新たに市内に設備を設けるために制度資金融資を受けたものに対し、利子補給を行う。	【補給金額】 払い込む利子の1%相当額以内（3年間）
	創業支援事業補助金	市内で発展性を持って新たに創業する方の事業所開設等の費用を補助する。	【補助金額】 補助率1/2、上限50万円（ただし、空き家を事業所として活用する場合は上限100万円）
就農	農林漁業就業奨励金	市内で新たに農林漁業に就業した青年に対して定額5万円を交付する。	【交付金額】 定額5万円
	レモン新植事業補助金	市内のレモンの生産振興を図るため、レモンの新植等に要する経費に対し、補助金を交付します。	【補助対象経費】 (1) レモンの苗木の購入経費 (2) レモンの生産に係る資材の購入経費 【補助金額】 補助対象経費の1/2以内
住宅	空家活用事業補助金	○対象空家 一戸建住宅で、売買・賃貸に関する不動産業者との媒介契約を締結したもの ○対象者 1. 対象空き家の居住予定者（居住するために空き家の売買契約若しくは賃貸契約を締結し、実績の報告前までに当該空き家に住民登録を行い、(1)(2)のいずれかに該当すること (1) 移住型 市外からの転居で空き家を取得してから2年以内であり、補助金交付日から10年以上継続して居住すること (2) 移住・定住型 空き家を取得してから2年以内であり、補助金交付日から5年以上継続して居住すること (申請者又はその配偶者名義の持家が市内にないこと) 2. 市税等を滞納していない人 3. 暴力団または暴力団員等でない人 ○対象事業 施工業者が行う次のすべてに該当する工事 ※市内施工業者に加え、市外の施工業者が工事を行う場合も補助対象となります。 1. 補助対象事業費が30万円以上のもの 2. 居住のための部分について、住居としての機能を回復または向上させたり、設備を改善したりするために行うもの（容易に取外しができる物を設置するものを除く）	【補助金額】 補助事業に要する経費の2分の1以内（千円未満切捨て）の額で、上限額は以下のとおりです。 ●移住型 60万円 ※若者世帯の場合は、80万円 ●移住・定住型 30万円 ※若者世帯の場合は、50万円 ※若者世帯…申請者及び配偶者等がある場合は、双方が40歳未満の世帯
	子育て	幼児教育・保育に係る費用の軽減及び無償化	幼稚園、認可保育所、認定こども園などを利用する3歳児から5歳児の保育料無償化 ○3歳児から2歳児までの第3子以降の保育料無償化及び第2子の保育料60%軽減など
	給食費免除	認可保育所・認定こども園・幼稚園・小学校は第3子以降の給食費免除（第3子以降でなくとも市町村民税所得割額によっては免除あり） 中学校の給食費免除（市外の中学校に通う場合は5,000円/月を支給）	免除には手続きが必要な場合があります。
	子育てコンシェルジュ	子育ての悩み、相談等に対応するため、保育未来課に子育てコンシェルジュを配置しています。	
	幼児期の外国語活動	浅口市では、外国語活動の充実のため全ての市立保育所・幼稚園・こども園において、外国語講師による活動を行っています。	
	給食提供・延長保育・公立幼稚園の預かり保育	市内の全ての保育所・幼稚園・こども園で給食の提供。 全ての保育所・こども園で、延長保育を実施。 全ての公立幼稚園で降園後と長期休業中の預かり保育を実施。	
	放課後児童クラブ	全ての小学校区で小学校の余裕教室や専用施設で実施しています。	
	子ども医療費の無料化	子育てを応援するため、満18歳までに子どもを対象に、保険診療（入院・外来）の自己負担額の全額を助成します。	
その他	給食アレルギー対応	公立こども園、幼稚園、小中学校で給食のアレルギー対応あり（除去食対応）。事前に面談が必要。	
	移住支援金の支給	東京23区から浅口市へ移住・定住し、かつ、就労等に関する諸条件を満たす方を対象に移住支援金を支給する。 ・岡山県が行う就労のマッチングサイトに掲載する求人に就業した方 ・起業支援金の交付を受けた方 など ※詳細は地域創造課までお問い合わせください。	一世帯100万円 ただし、単身世帯は60万円
	土地情報バンク	市内の住宅等が建築できる土地を「土地情報バンク」に登録し、土地を売りたい（借りたい）人へ情報提供しています。	

市町村名	和気町															
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度						空き家情報	
		東京10月	大阪7月	大阪2月	日程	会場	日程	行程	お試し暮らし等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供	うち空き家情報システム利用
総務部まち経営課	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○

1 移住相談窓口

担当部課	担当者名	連絡先
総務部 まち経営課	松本 慎平	0869-92-4589

2 移住専門相談員の有無

有

無

名称	氏名	連絡先
移住推進員	飯豊 信	0869-92-4633
移住推進員	能勢 陽子	0869-92-4633
主な業務	東京、大阪生活経験のある相談員が移住相談窓口常駐。住居、仕事、生活習慣、子育て・教育、就農、起業など移住に関するワンストップ総合窓口として、移住検討中の方を多面的にサポートします。 ・移住相談への総合的な対応(窓口、電話、メール、移住フェア) ・車での町内案内、現地ガイド ・空き家情報バンクの運営、移住相談者への物件紹介 ・移住者の定住支援(地域住民との交流サポート、物件紹介)	

3 お試し住宅の有無

有

無

整備年度	活用施設	利用単位	R6年度利用件数	うち移住件数
平成28年度	2棟	14日間～60日間 (特別な理由がある場合、60日延長可)	12件	5件

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】

5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し暮らし等	和気町お試し住宅 ・岩戸(戸建てタイプ) ・福富(アパートタイプ)	町が空き家を借り上げ一定期間滞在ができる住宅を整備し、移住希望者に貸し付けることにより、移住を促進することを目的とします。 ○補助対象者 次の全てに該当する者 (1)住民基本台帳法に基づき記録されている住所が岡山県外にある方 (2)和気町への移住を希望する方(転勤・通学・婚姻等による転入予定ではない方) (3)和気町への移住を目的とする活動期間中、和気町移住推進員等と面談が行える方 (4)転勤・婚姻等による転入予定者でない方 (5)2親等以内の親族が町内に住所を有していない方 (6)暴力団員でない方 (7)和気町のお試し住宅を体験したことがない世帯の方 (8)補助対象者またはその配偶者が18歳以上60歳未満の方または中学校卒業までの子供を扶養している方 (9)和気町に来町し、移住推進員等と移住相談を行ったことがある方	○料金 利用料金は1日1,000円 ○期間 貸付期間は原則として14日間以上60日以内とし、特別の理由があると認めるときは、1度に限り延長することができる(延長は60日以内)。
	移住希望者滞在費補助金	町内への移住を目的として住居や仕事を探すなどの活動を行うため滞在する者に対し、滞在費の一部を補助することにより、移住者の増加を図ることを目的とする。 ○補助対象者 次の全てに該当する者 (1)住民基本台帳法に基づき記録されている住所が岡山県外にある方 (2)和気町への移住を目的とする活動のために、町内の宿泊施設を利用する方 (3)和気町への移住を目的とする活動期間中、和気町移住推進員等と面談が行える方 (4)2親等以内の親族が町内に住所を有していない方 (5)転勤・婚姻等による転入予定者でない方 (6)暴力団員でない方 (7)補助対象者及びその配偶者が18歳以上60歳未満の方または、就学前、就学中の子供を扶養している方 ○移住を目的とする活動について (1)和気町への移住を目的として、住居又は仕事を探す活動 (2)移住のために和気町の文化や歴史、風土、気候等を知るために宿泊する活動 ※1泊から補助対象活動とする	○補助率等 (1)宿泊料の3分の2以内 (2)1泊あたり、1人4,000円を上限とする (3)1回の滞在期間につき、2泊まで対象 (4)交付は1世帯あたり、5回(最大10泊)を限度とする
	移住活動用自動車の貸出	和気町への移住希望者が移住活動を行うための自動車を無料で貸出する。 ○対象者 次の要件にすべて該当する者 (1)移住活動を行う移住希望者又は移住者であること。 (2)年齢が満21歳以上であること。	○貸出料金 無料 ○燃料費 自己負担

起業	創業塾	「これまでの経験を活かして開業したい」「自分のアイデアを形にして起業したい」などの夢を実現したい方に対して、事業を始める前に用意しておくことや身に付けておくべき経営知識について学ぶことのできる「創業塾」を開催します。	備前市、瀬戸内市、和気町が合同で開催。 ○対象 管内で創業を目指す方 創業して間もない方(5年以内)
	和気町創業奨励金	和気町内で新たに創業された方へ、創業奨励金(一律10万円)を交付 ○対象者 町が実施する特定創業支援等事業(創業塾)の受講を修了し、修了したことの証明を受けた方で、和気町内で新たに創業してから1年以内の方。または、和気町内で新たに創業した年に、町が実施する特定創業支援等事業(創業塾)の受講を修了し、修了したことの証明を受けた方。 (注意)和気町創業奨励金の交付は、同一の対象者について1回限り	創業奨励金(一律10万円)を交付
	チャレンジ店舗	JR和気駅前にある「エンターワケ」では、飲食業や小売業、サービス業等を将来起業したい方がお試しで利用できる多目的な施設を運営しています。本格的な出店前のプレ店舗として活用することができます。	○施設管理及び運営 和気商工会 ○対象者 和気商工会員及び町内で創業予定者等 ※詳細は、和気商工会(0869-93-0522)まで
就農	和気町農林業振興対策事業	新規就農者に対し、借家の賃借料補助や施設設備にかかる費用を補助することによって、新規就農者の確保及び育成することを目的とします。就農支援(農業体験・実務研修)を受ける場合は就農時50歳未満で、なす・ぶどうに限ります。	①借家賃借料金の補助 賃借料の1/2を12か月間助成(上限30千円/月) ※就農計画を認定されていることが条件 ②就業奨励金の支給 1人5万円(就農時39歳以下) ③施設・設備の補助 資材費の1/2助成(上限1,000千円)
住宅	和気町空き家情報バンク制度	和気町への定住人口の増加と地域の活性化を図るため、和気町内に存在する空き家についての情報提供から入居決定までの支援を行うとともに、入居者が地域活動に安心して参加できる環境づくりなどの支援を行う。	
	空き家片付け推進事業補助金	和気町への移住促進及び空き家の有効活用を目的として、町内の空き家の家財道具等を処分しようとする者を対象に、費用の一部を補助する。 ○補助対象者 次の全てに該当する者 (1)空き家の所有者、購入者、賃借する方で、双方が3親等以内の親族でない方 (2)空き家バンクを通じて売却または賃貸するまでの間継続して3年以上空き家バンクに登録する意思を有する方、または片付けた空き家に3年以上定住する意思を有する方 (3)町税等に滞納のない方 (4)過去にこの要綱による補助金の交付を受けていない方 (5)暴力団員でない方	○補助金額 ・2分の1 ※補助金の上限額:10万円 ○補助対象事業 ・対象空き家における家財道具等の処分及び搬出等
	和気町空き家改修補助金	和気町への移住促進及び空き家の有効活用を目的として、町内の空き家を改修して移住を希望する者を対象に、費用の一部を補助する。 ○補助対象者 次の全てに該当する者 (1)和気町の住民基本台帳に登録されていない、又は記録されて1年を経過しない方 (2)町外に3年以上居住している、又は居住していた方 (3)補助対象者又はその配偶者が18歳以上60歳未満の方又は、就学前、就学中の子供を扶養している方 (4)空き家を購入又は賃借した方 (5)空き家の所有者等の3親等以内の親族でない方 (6)改修した空き家に10年以上定住する意思のある方 (7)この補助金に係る改修に関して国、県又は町の制度による他の補助等を受けていない方 (8)自らの負担で空き家の改修をしようとする方 (9)空き家の売買契約日又は最初の賃貸借契約日から5年を経過していない方	○補助金額 ・改修費の3分の1 ※補助金の上限額:一般世帯60万円、子育て世帯120万円 ○補助対象事業 ・台所、浴室、便所、洗面所等の改修 ・内装、屋根、外壁等の改修 ・その他適当と認められる改修工事 ○その他 ・補助対象工事は、施工業者を利用して、補助金の交付決定後に着手し年度末までに完了することができる改修工事で、当該工事に要する経費が10万円以上のものとする。 ・原則として施工業者は、町内に事業所等を有する法人及び個人事業者に限る。
	和気町住宅リフォーム助成事業	町内産業の活性化を図るとともに、町民の住環境の向上に寄与するため、居住している一般住宅を町内の施工業者の施行によるリフォームを行う場合、その経費の一部を補助します。 ○対象者 ・町内に住民登録をしている方 ・当該住宅に居住している方 ・町税を滞納していない方 ○補助対象住宅 ※新築は対象外とする ・居住の用に供する建築物 ・店舗などとの併用住宅は、自己居住用部分のみ ○補助対象工事 ・町内の施工業者が施行するリフォーム工事であって、見積書及び領収書が町内の住所で発行される工事 ・申請後、町が補助金の交付決定後に着手した工事 ・補助を受けようとするリフォーム工事について、町の他の補助制度等と重複しない工事 ・住宅の修繕、補修、模様替え、一部改装、増築などの工事	○補助金額 30万円(税抜)以上の補助対象リフォーム工事に要する金額の10% ※補助金の上限額:20万円
	定住促進に係る固定資産税の課税免除	○目的及び内容 若者及び子育て世帯の定住促進を図るため、新築住宅又は中古住宅の取得に係る固定資産税(家屋)の課税を免除します。 ○対象者(下記のどちらかの要件を満たしていること) ・申請時に所有者が40歳未満であること。(ただし、所有者が40歳以上の場合でも、同居の配偶者が40歳未満であれば対象) ・申請時に就学前及び就学中(0歳から15歳)の子供を扶養していること。	新たに固定資産税が課せられることになった年度から起算して5年度を限度として、家屋に係る固定資産税を免除もしくは軽減する。 ※課税免除の額は、新築住宅に対する課税免除対象住宅の床面積120平方メートル以下の部分に係る税額のうち、法附則第15条の6第1項若しくは第2項又は第15条の7第1項若しくは第2項の規定により減額される額を差し引いた額とする。 ※中古住宅に対する課税免除の額は、中古住宅に対する課税免除対象住宅の床面積120平方メートル以下の部分に係る税額の2分の1とする。

	木造住宅の耐震診断・改修補助制度	地震に強い安全なまちづくりを目的に、昭和56年5月31日以前の古い基準で建てられた木造住宅(地上階数2階建て以下)の所有者が実施する耐震診断(現況診断と補強計画)、耐震改修工事の経費に対して、町が費用の一部を補助します。町へ申し込んだ後、建築士事務所協会から木造住宅耐震診断員が派遣されます。 STEP 1: 耐震診断(現況診断) STEP 2: 耐震診断(補強計画) STEP 3: 耐震改修工事	令和7年度の補助については5月中に決定
子育て	不妊治療支援	医療機関において不妊症と診断され、その治療を受けた場合において、その治療費の一部を助成します。	不妊症治療費の一部
	不育治療支援	1年以上町内に住所を有し、不育症のためこどもを持つことが困難な夫婦に対し、医療保険対象外の不育治療を受けた場合において、その治療費等の一部を助成します。	不育症治療費の一部
	和気町妊婦のための支援給付	【目的】全ての妊婦が安心して出産・子育てができる環境を整備するため、妊娠前から出産・子育てまで一貫した伴走型の相談支援を行うとともに、経済的支援として支援給付金を支給します。 【対象者】 (1) 妊娠届出時又は届出後に、妊婦面談を受けた方 (2) 出産予定日の8週間前到達後又は出生後に、面談又は新生児訪問を受けた方	○支給額 (1) 妊婦ひとりあたり5万円 (2) 児童/胎児1人あたり5万円 ※妊婦名義で申請・給付
	乳幼児及び児童・生徒等医療費助成制度	子育て世代の経済的負担を減らすため、乳幼児及び児童・生徒等医療費を助成します。 ○対象者 和気町に居住する0歳から18歳までの乳幼児・児童・生徒等(18歳到達後、最初の3月末まで有効)	自己負担額が無料 ※保険適用医療分(健康保険が使える医療行為)について
	おむつ購入サポート	町内在住の0歳から3歳までの児童について、おむつとおしりふきを無償提供します。	にこにこ園(認定こども園)にて無償提供 自宅保育の場合は、1ヶ月に1パック支給
	タクシー利用助成	和気町在住の妊産婦(母子手帳交付日から出産予定日の1年後まで)を対象に、町の指定する事業所のタクシーを利用する場合に、料金の一部を助成します。	1冊5,000円分のチケットを2,500円で購入可(半額助成) ※購入制限・・・1人6冊まで
	日常生活用品買い物支援	未就学児童の属する世帯を対象に、町が委託契約を結んだ事業者が実施する宅配サービスの配送手数料を助成し、日常生活用品の買い物を支援するとともに、業者による見守りも行います。	おかやまコープの個別配送手数料を後日返金
	幼児2人同乗用自転車レンタル事業	子育て中の家庭に対して、幼児2人同乗用自転車のレンタル事業を実施します。 ○対象者 次の全てに該当する方 (1) 和気町に居住し、住民基本台帳法に基づく記録がなされている方 (2) 年齢が満16歳以上で、身長が155cm以上の方 (3) 満1歳以上小学校就学の始期に達するまでの幼児を2人以上養育している方	○利用料 無料(維持管理費は自己負担) ○利用期間・・・1年間
	保育料・給食費の無償化・減免(補助)制度	子育て世代の経済的負担を軽減するため、和気町立保育園・幼稚園に通う町内の園児の保育料・給食費等に係る料金の無償化・減免を実施します。 ○対象者 (1) 保護者と園児の住民票が和気町にあり居住している方。 (2) 町税等に滞納がない方。	【3～5歳児クラス】 ○保育園保育料・幼稚園使用料の無料化 ○預かり保育利用料3,000円/月(但し、施設等利用給付認定を受けた場合は無料) ○年収約360万円未満の世帯の子どもの副食費の減免 ○年収約360万円以上の世帯で第3子以降の子どもの副食費の減免 ○生活保護法による被保護世帯・町民税非課税世帯でひとり親または在宅障害児(者)のいる世帯の給食費補助 【0～2歳児クラス】 ○住民税非課税世帯の保育料無料化 ○所得割課税額57,700円未満の世帯の第2子半額・第3子以降無料 ○所得割課税額57,700円以上の世帯の未就園児以下の子どもから数えて、第2子半額・第3子以降無料 ○所得割課税額77,101円未満でひとり親世帯または在宅障害児(者)のいる世帯の第1子半額・第2子以降無料 ※延長保育料・一時預かり保育料・その他雑費は対象外。 ※保育料は、保育料算出に係る世帯の町民税の所得割課税額と、子どもの年齢(クラス)により異なります。(0～40,000円)
小・中学校の給食費無償化	令和7年度より、和気町内の小・中学校の給食費が無償化されます。	世帯収入に関わらず、すべての児童・生徒の給食費が無償	
和気町公営塾	地域の教育環境を改善し、こどもたちに平等な学習機会の提供と学校外での居場所づくりの創出を行います。 ○対象者 町内在住の小学5年生～中学3年生 ○実施内容 英会話レッスン、英検・受験対策、プロジェクト活動、自習サポート(全教科)	受講料無料	
和気町新生児出産祝金支給事業	【目的】多子世帯支援として経済的支援を実施します。 【対象者】 次の全てに該当する方 (1) 和気町の住民基本台帳に記載されており、1年以上町内に住所を有する方で、出産後も本町に1年以上居住する意思のある方 ※居住が1年未満の場合は、1年を経過後支給対象者となります (2) 出生した子の最初の住民票の住所が和気町である場合の養育者	○支給額 出生した児童ひとりにつき10万円	

その他	結婚新生活支援事業費補助金	和気町で新生活をスタートする新婚世帯を支援することを目的に引越に係る費用を助成する。 ○対象となる世帯 ・令和7年1月1日以降に婚姻届を提出し、和気町に住民票がある世帯。 ・婚姻届提出時点で、夫婦ともに39歳以下であること。 ・世帯の前年分の所得額の合計が500万円未満であること。 ・夫婦ともに町税等の滞納がないこと。 ・過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。 ・夫婦ともに和気町暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。	○対象となる経費 ・新規の住宅賃貸費用 ・新規の住宅取得費用 ・結婚に伴う引越し費用 ・リフォーム費用 ○補助率 10/10 ○助成金の上限額 夫婦共に29歳以下 60万円 それ以外 30万円
	こどものアレルギー対策	(アレルギー対策について) 各学校・園では、アレルギー疾患のある生徒、児童の学校・園生活をより安心で安全なものにするため、入学・入園・転入時に生徒・児童のアレルギー疾患について詳しい情報を把握することを目的に「アレルギー疾患に関する調査」を実施しています。調査の結果、アレルギー疾患があり配慮を必要としているお子様には、詳しく状況を把握し面談を実施しています。 (アレルギー疾患のある生徒・児童の給食対応について) 小学校・中学校では、アレルギー疾患のある生徒・児童について除去食や代替食による対応は実施していません。弁当を持参していただきます。幼稚園・保育園については、可能な範囲で除去食や代替食の対応をしています。	
	移住支援金	東京圏への過度な一極集中の是正及び地域の中小企業等における人手不足の解消を目的として、移住先の地方公共団体が、新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用して移住者に対し支援金を支給する。 ○対象者 東京23区内に在住・在勤・通学者で、和気町に移住して岡山県のマッチングサイトを利用して就業又は起業又は移住元の仕事をテレワークで行う者を支給対象とする。 その他要件については、要綱に記載。	○支援金額 単身での移住の場合：60万円 世帯での移住の場合：100万円

市町村名		早島町															
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度						空き家情報		
		東京 10月	大阪 7月	大阪 2月	日程	会場	日程	行程	お試し暮らし等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供	うち空き家情報システム利用	
企画課			○								○		○	○	○	○	○

1 移住相談窓口	担当部課	担当者名	連絡先
	企画課	杉山 豊	086-482-0612

2 移住専門相談員の有無	有・ <input type="radio"/> 無	名称	氏名	連絡先
		主な業務		

3 お試し住宅の有無	有・ <input type="radio"/> 無	整備年度	活用施設	利用単位	R3年度利用件数	うち移住件数

4 市町村主催の体験ツアー	【ツアーの概要】
---------------	----------

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
起業	中小企業応援事業補助金<起業家支援事業>	中小企業者等の新たな事業展開等を応援し、地域経済を支える中小企業者等の競争力を高め、地域産業の振興に寄与することを目的に、起業予定者等に対し補助金を交付する。 【対象者】 当該起業以前に事業を営んでいなかった中小企業者(個人に限る。)又は当該起業以前に事業を営んでいなかった者によって設立された中小企業者(会社に限る。)であって、当該起業に当たり、産業競争力強化法(平成25年法律第98号)で認定された認定創業支援事業計画に基づいて創業支援等事業者が実施する特定創業支援等事業による支援を受けた者(共同経営者がいる場合は、その全員が当該要件を満たす者)	委託費(町内の店舗及び事務所に係る事業計画書作成及び官公庁への申請書類作成に係るものに限る。)、賃借料(町内の店舗、事務所及び駐車場の賃借料に限る。)、町内の店舗及び事務所に設置する機械装置費及び備品費などの経費について補助 補助率:3分の2 限度額:40万円
住宅	空き家利活用助成事業	町内に所在する空き家の流動化を促進し、その有効活用による地域の活性化と本町への定住人口の増加を図るため、空き家の改修や家財道具の処分等に必要経費に対して助成金を交付する。 【対象者】 ・売買、賃貸又は無償で使用させる空き家を所有する者 又は ・空き家を購入若しくは賃貸又は無償で使用する者であって次のいずれかに該当する者 (1)助成金の対象となる空き家に10年以上継続して居住する意思をもって移住しようとする者 (2)本町に住民登録を有しており、助成金の対象となる空き家に10年以上継続して居住する意思を有している者 【要件】 ・「早島町空き家情報バンク制度」に登録された戸建て住宅で、現に居住していない又は近く居住しなくなる予定のものであること ・3親等内の親族間による空き家の売買等でないこと ・暴力団・暴力団員等でないこと ・町税等の滞納がないこと ・空き家の売買契約等成立後、6ヶ月以内に着手する事業であること	【改修助成】 空き家の居住部分の修繕工事及び設備改善のための改修工事についての助成 補助率:改修工事費用の3分の1 限度額:30万円 【家財整理助成】 空き家の家財道具の搬出処分及び清掃等についての助成 補助率:対象事業費の2分の1 交付限度額:20万円
子育て	子ども医療費助成制度	子育て世帯の負担軽減のため、子どもが医療機関を受診した場合の医療費(保険診療分)の自己負担分を助成する。 【対象者】 ・早島町に居住する満18歳に達する年度末までの子ども(ただし、婚姻している人、社会保険の本人である人は除く。)	
その他	学校給食へのアレルギー対応	事前申請により、特定原材料等25品目について、原因食物の除去の実施。	
	移住支援金制度	東京圏から早島町に移住した者であることといった移住等に関する要件を満たす者であって、岡山県が実施するマッチングサイトに移住支援金対象として掲載された求人就業した者や起業支援金の交付決定を受けた者といった就業に関する要件、起業に関する要件、テレワークに関する要件又は関係人口に関する要件のいずれかを満たす者に支援金を交付する(2人以上の世帯として申請する場合には世帯に関する要件も満たす必要がある。)	単身で移住した世帯:60万円 世帯で移住した世帯:100万円

市町村名	里庄町														
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度					空き家情報	
		東京 10月	大阪 7月	大阪 2月	日程	会場	日程	行程	お試し暮らし等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供
まち整備課				○								○	○	○	

1 移住相談窓口

担当部署	担当者名	連絡先
まち整備課	仁科 成彦	0865-64-7216

2 移住専門相談員の有: 有・無

名称	氏名	連絡先
主な業務		

3 お試し住宅の有無 有・無

整備年度	活用施設	利用単位	R3年度利用件数	うち移住件数

4 市町村主催の体験ツアー 【ツアーの概要】

【ツアーの概要】

5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
子育て	保育料2人目無料制度	子育て世代のワークライフバランスを目的に、安心して子どもを産み育てられる環境づくりの一環として、保育所、幼稚園、認定こども園等に兄弟・姉妹のいる世帯の2人目以降の保育料を無料とする。	同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚園、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合において、2人目以降が保育所等に入所しているときは、2人目以降の保育料を無料とする。
	幼稚園保育料無料制度	子育て世代の負担を軽減し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりの一環として、幼稚園を2年制として、保育料を無料とする。 【対象者】 4歳児及び5歳児	保育料・・・無料 (入園者全員が対象)
	子ども医療費助成制度	子育て世代の負担を軽減し、健康かつ健やかに子どもの成長を見守ることを目的に、子ども医療費の助成を実施。 【対象者】 里庄町に居住する0歳から18歳までの児童。	医療機関で診療を受ける場合、健康保険証と受給資格者証を提示すれば、保険適用医療分(健康保険が使える医療行為)について自己負担の支払いが不要になります。ただし、県外の医療機関を受診した場合は、後日、健康福祉課へ領収書を添付して申請を行う必要があります。
	生殖補助医療費助成制度	不妊に悩む方に対し、治療にかかる経済的負担を軽減する目的で助成金を支給する。 【対象者】 夫婦のいずれか一方、又は両者が、里庄町に1年以上住所を有する夫婦(事実婚関係にあるものも含む) ・医療保険が適用される生殖補助医療を受けた方	生殖補助医療(体外受精、顕微授精)と男性特定不妊治療(生殖補助医療の一環として行われる場合)※治療の中止等の理由により、生殖補助医療助成の対象とならない場合でも、行った男性不妊治療が助成対象となります。 【助成金支給の回数・上限額】 ・6回(妻の年齢40歳未満) ・3回(妻の年齢40歳以上43歳未満) ・1回の治療につき10万円
	産後ケア事業	「産後ケア」が必要な方に利用料金の一部を助成します。 (対象者) 町内に住所を有し、産後1年未満の母子で、産後に心身の不調又は育児不安がある者	・母子に対する保健指導及び授乳指導(乳房マッサージを含む。) ・母子に対する心理的ケアやカウンセリング ・母親に対する療養上の世話 ・育児に関する指導や育児サポート等 【助成金】 ・宿泊型ケア：7泊まで(7泊8日)1泊2日あたり18,000円(1泊1単位) ・日帰り型ケア：7日間以内 1日あたり10,000円(1日1単位) ・母乳相談：7回まで 1回あたり3,000円(初回のみ4,000円)(1回1単位) 合計7単位まで(多胎出産の方は合計12単位まで)
	母子手帳アプリ	妊婦中の健康記録から子どもの成長記録、予防接種のスケジュール管理ができる「里ちゃん子育てアプリ」を配信しています。大切な記録を安全に保管できるので、災害などによる紛失など万が一の場合にも安心です。	アプリを無料で配信 町独自の子育て情報や地域のお知らせをおこなっている。 健診間診票の記入・提出がアプリでできる
その他	火葬場使用料補助制度	里庄町に暮らしていただいたことへの感謝の意を表すため、当町で最期を迎えられた方の葬儀施行者に対し、岡山県西部衛生施設組合井笠広域斎場の使用料を補助する。 【対象者】 里庄町の住民基本台帳に登録されている者又はその胎児が死亡し、岡山県西部衛生施設組合井笠広域斎場を使用した場合、当該死亡者の葬儀施行者	岡山県西部衛生施設組合井笠広域斎場の設置及び管理に関する条例(昭和62年岡山県西部衛生施設組合条例第4号)第5条に基づく別表第1に掲げる管内に区分されている火葬に係る使用料。ただし、胎衣、汚物、身体の一部、蓋入室又は待合室に係る使用料を除く。
	小中学校及び幼稚園アレルギー対策状況	里庄町では公立小中学校において自校給食を実施しているが、給食提供に当たっては文部科学省策定「学校給食における食物アレルギー対応指針」に基づき、町で対応マニュアルを策定し、アレルギー対応を実施している。入園・入学前、申請が必要。(幼稚園も小学校から給食が選ばれます。)	「里庄町学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」に基づく調査の実施、対応の徹底

市町村名	矢掛町															
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度					空き家情報		
		東京10月	大阪7月	大阪2月	日程	会場	日程	行程	お試し暮らし等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供	うち空き家情報システム利用
企画課	○		○						○	○	○	○	○	○	○	○

1 移住相談窓口

担当部署	担当者名	連絡先
企画課	木口 美和子	0866-82-1057

2 移住専門相談員の有無

有 ・ 無

名称	氏名	連絡先
移住相談員	片山 法子	0866-82-1057
主な業務	空き家バンク・移住相談	

3 お試し住宅の有無

有 ・ 無

整備年度	活用施設	利用単位	R6年度利用件数	うち移住件数
R4	1戸	1日以上10日以内	10件	1件

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】

移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し暮らし等	矢掛町移住定住お試し住宅	<ul style="list-style-type: none"> ■趣旨 矢掛町への移住定住希望者を対象に、一定期間町内での生活を体験できる「矢掛町移住定住お試し住宅」を整備・提供することにより、矢掛町への移住定住促進を図る。 ■対象者 ・矢掛町に住民登録を行っていない者 ・矢掛町への移住定住を検討している者 ・暴力団員等でない者 など ■使用期間 1日以上10日以内 ■使用料 1,000円/日 	
起業	矢掛町空き家活用新規創業支援事業補助金	<ul style="list-style-type: none"> ■趣旨 町内産業の振興、雇用促進、及び定住・交流の促進による賑わいのまちづくりに寄与するため、町内の空き家を活用して小売業・飲食業・サービス業等を新規に創業する事業者に対して支援を行う。 ■対象者 町内の空き家を活用して新規に創業する事業者 ■主要要件 ・町内の空き家バンク登録物件を活用して新たに創業すること ・町内に住所を有すること ・創業後、週3日以上営業すること ・備中西商工会の経営指導を受け、5年以上事業を行うこと など ■その他 原則、町内事業者による施工に限る ・着工前に申請のうえ、事前に補助認定を受ける必要がある ・2親等以内の親族間による活用は補助対象外 	<ul style="list-style-type: none"> ■補助率 1/2以内 ■補助上限 200万円 ■対象経費 空き家改修費、設備備品購入費等
就農	矢掛町早期経営確立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ■趣旨 町内における新規就農者が農業経営を早期に確立するために、経営が不安定な就農直後に農地や住宅の賃借料等の一部を補助 ■対象者 ・町内に居住し、事業申請時に55歳未満、かつ就農後3年以内の者 ・町税等を完納している者 ■他要件 事業の実施は、年度ごと、事業種目ごとに事業対象者あたり1回限り 	<ul style="list-style-type: none"> ①農地確保等応援事業 農地の賃借料及び土づくり資材費を助成。 <ul style="list-style-type: none"> ■補助率 1/2以内 ■上 限 対象農地10a当たり100千円 ②空き家等借入応援事業 農業経営又は新規就農研修を行うために入居する住宅の賃借料を助成（事業対象者名義で契約しているもので最大3年間まで） <ul style="list-style-type: none"> ■補助率 1/2以内 ■上 限 事業対象者1人当たり720千円/年（月換算60千円） ③農業施設等整備支援事業 農業経営で使用する中古農機具・施設や入居する住宅等の修繕経費を助成 <ul style="list-style-type: none"> ■補助率 1/2以内 ■上 限 900千円
住宅	矢掛町定住促進助成金	<ul style="list-style-type: none"> ■趣旨 定住人口の増加と少子化対策を図るとともに、地域の活性化に資するため、新たに住宅を建築又は新築住宅を購入した場合に助成金を交付 ■対象者 居住を目的に町内に新たに住宅を建築、又は新築住宅を購入した者 ■主要要件 ・10年以上定住を誓約する者 ・令和7年度末までに新築、入居した者 ・対象者が、居住することを目的に新たに住宅を建築、又は新築住宅を購入するための経費で500万円以上であること 	<ul style="list-style-type: none"> ■補助率等 ○助成対象経費の100分の10に相当する金額を助成 <ul style="list-style-type: none"> ・40歳以下の者（上限150万円） ・40歳以下で以前3年間に町内に居住したことがなく、転入してきた者（上限170万円） ・40歳超の者（上限100万円） ・40歳超で以前3年間に町内に居住したことがなく、転入してきた者（上限110万円） ※ 上記に加え、入居世帯が三世帯世帯以上の場合には30万円を上乗せする。

<p>矢掛町空き家改修補助金</p>	<p>■趣 旨 町内の空き家の有効活用による定住人口の増加に資するため、所有者及び利用者が空き家を改修した場合の工事費の一部を補助 ■対象者 ①空き家所有者 ②空き家利用者(町外からの転入者に限る) ■主要件 【所有者】5年以上空き家バンクに登録すること 【利用者】3年以内に町内での居住の経験がなく、かつ5年以上当該空き家に居住すること ■その他 ・町内の空き家バンク登録物件を対象とする ・原則、町内事業者による施工に限る ・着工前に申請のうえ、事前に補助認定を受ける必要がある ・2親等以内の親族間による活用は補助対象外</p>	<p>■補助率 1/2以内 ■補助上限 100万円/物件 (登録時改修(賃貸借契約等締結前)…50万円) ■対象経費 台所・浴室・トイレ・内装・屋根等の改修、各種住宅設備、不要物撤去・ハウスクリーニング</p>	
<p>矢掛町住宅リフォーム補助事業</p>	<p>■趣 旨 既存住宅の利便性、耐久性の向上、また町内産業の活性化を図ることを目的として、町内施工業者を利用して実施する住宅リフォーム工事に係る経費の一部を補助 ■対象者 ① 昭和56年5月31日以前に着工された住宅 耐震診断を受け、耐震性のない住宅については、耐震改修工事を実施した(する予定の)住宅 ② 昭和56年6月1日以降に着工された住宅 建築後10年以上の住宅</p>	<p>■補助率 リフォーム費用の1/10以内 ■補助上限 50万円</p>	
<p>矢掛町建築物耐震診断等補助金</p>	<p>■趣 旨 地震に対する建築物の安全性の向上を図り、公共の福祉の確保に資するため、建築物の耐震診断等を実施するに当たり、これに要する費用の一部を予算の範囲内において補助 ■対象者 ① 町内に在する民間住宅 ② 昭和56年5月31日以前に工事着工され、かつ、2階建て以下であること ③ 補強計画の申請に際しては、事前に現況診断を済ませていること</p>	<p>【現況診断・補強計画・部分補強計画】 ■補助率 診断料90,000円の内 一律 85,200円 ※延べ床面積200㎡超の場合、100㎡以内ごとに診断料加算。加算された診断料に対しても補助可。</p>	
<p>矢掛町木造住宅耐震改修事業費補助金</p>	<p>■趣 旨 大地震発生時の住宅の倒壊を防止し市街地の減災を図るために、民間の既存木造住宅の耐震改修に要する経費の一部を予算の範囲内において補助 ■対象者 ① 町内に在する民間住宅 ② 昭和56年5月31日以前に工事着工され、かつ、2階建て以下であること ③ 耐震診断を受け、その診断結果が一定の既存木造住宅の性能に満たないこと</p>	<p>【耐震改修】 ■補助率 補助対象経費の4/5 ■補助上限 115万円 ※世帯状況により補助率変動 【部分耐震改修】 ■補助率 補助対象経費の4/5 ■補助上限 80万円 ※世帯状況により補助率変動</p>	
<p>矢掛町スマートエネルギー導入促進事業</p>	<p>■趣 旨 町内の住宅などへ家庭用の省エネルギー設備を導入する場合の導入費用の一部を助成 ■対 象 下記のいずれかに該当する者で、町の他の補助制度と併用しない者 ・町内に住所を有する者 ・町内の居住用住宅の所有者または使用者 ・補助対象機器を導入した住宅を新築または購入者</p>	<p>①高効率給湯器(エコキュート等) ■補助率 1/10 ■上限額 12万円 ②蓄電池等(エネファーム等) ■補助率 1/10 ■上限額 15万円 ③断熱窓(内窓設置等) ■補助率 1/10 ■上限額 15万円 ④電気自動車等(軽自動車に限る) ■補助率 1/10 ■上限額 15万円 ⑤電気自動車等V2H充電設備 ■補助率 1/10 ■上限額 15万円 ⑥戸建用EV普通充電設備 ■補助率 1/10 ■上限額 6万円</p>	
<p>矢掛町結婚新生活支援事業</p>	<p>■趣 旨 結婚支援、及び人口増加を図ることを目的として、新居の取得費用、賃料、初期費用、リフォーム費用、引越費用等を助成 ■対 象 ・令和7年3月1日以降に婚姻届を提出し、矢掛町に住居票がある世帯 ・婚姻届提出時点で、夫婦ともに39歳以下 ・世帯の前年分の所得額の合計が500万円未満であること ・矢掛町に定住する意思があること 等</p>	<p>■助成金額 上限60万円 (住居費及び引越費用等の合算) ■対象経費 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに支払った費用 ・住居の取得費用(共有名義の場合、1/2以上の持分) ・住宅賃貸費用、共益費、仲介手数料 ・リフォーム費用、引越費用</p>	
<p>自家消費型太陽光発電システム導入促進事業</p>	<p>■趣 旨 町内の住宅へ自家消費型の太陽光発電設備を導入する場合の導入費用の一部を助成 ■対 象 ①町内に住所を有する者 ②町内の住宅の所有者または使用者 ③町内に対象設備を導入した住宅を新築または購入する者</p>	<p>補助単価 1kWあたり7万円 補助上限 49万円</p>	
<p>子育て</p>	<p>子ども医療費助成制度</p>	<p>■趣 旨 小児等の健康保持及び増進、児童福祉の向上に資することを目的として、医療費自己負担分の無償化(助成) ■対 象 満18歳に達した以後最初の3月31日まで(婚姻している者、社会保険加入者本人又は生活保護を受けている者は対象外)</p>	<p>■対象経費 保険診療の範囲内で自己負担する部分の診療代 【対象外】 保険のきかない容器代、検診料、文書料、入院室料差額等、交通事故等(第三者行為)で他の責に帰すべきもの</p>
<p>誕生祝金支給事業</p>	<p>■趣 旨 母子保健の推進と少子化対策に資することを目的として、誕生祝金及び祝品を支給 ■対 象 出生時に矢掛町に住居を有する申請時の親権者(ただし、町税及び町に納入すべき徴収金に滞納がある場合、当該徴収金等を完納若しくは充当しない限り支給しない。)</p>	<p>■祝 金 ・新生児1人目 …… 10万円 ・新生児2人目 …… 20万円 ・新生児3人目以降 …… 30万円/人 ■祝 品 やかけ観光大使やかっぱぬいぐるみ</p>	
<p>入学祝金支給事業</p>	<p>■趣 旨 小中学校等に入学する際、入学を祝福し、入学時における家庭の経済的負担を軽減するとともに、児童及び生徒の健全な育成を支援するため、入学祝金を支給 ■対 象 小中学校等に1年生として入学する児童又は生徒を養育している保護者</p>	<p>■小学校入学祝金 3万円/人 ■中学校及び中等教育学校入学祝金 5万円/人 ※ 町税及び町へ納入すべき納付金を完納していない場合は支給しない。</p>	
<p>保育園・こども園保育料無料</p>	<p>■趣 旨 子育て世帯の負担軽減と少子化対策に資することを目的として、保育園・こども園保育料を無料化 ■対 象 町内全園児</p>	<p>保育園・こども園保育料無料</p>	

予防接種費補助	<p>■趣 旨 子どもの健康増進と予防を目的として、インフルエンザ等予防接種費を補助</p> <p>■対 象 ①インフルエンザ…満1歳～高校3年生 ②おたふくかぜ…満1歳～小学校就学前</p>	<p>①インフルエンザ ■助成額 1,500円/回 (町内医療機関に限る)</p> <p>②おたふくかぜ ■助成額 3,000円/回 (町内医療機関に限る)</p>
妊婦健診支援事業	<p>■趣 旨 妊婦さんが安心して無事に出産を迎えられるよう、健診や出産準備のための経済的支援</p> <p>■対 象 母子健康手帳を交付済の妊婦で、定住の意思がある者(ただし、町税及び町へ納入すべき徴収金に滞納がある場合、当該徴収金等を完納若しくは充当しない限り支給しない。)</p>	<p>■助成額 1回の妊娠につき5万円</p>
妊産婦医療費助成事業	<p>■趣 旨 妊産婦の母体の健康を維持して安心・安全に妊娠期を過ごし、出産を迎えられるよう支援するもの。</p> <p>■対 象 母子健康手帳交付済の妊産婦</p>	<p>■助成額 1回の妊娠につき上限3万5千円 (妊産婦の通院や入院をした時の保険診療自己負担の医療費を助成)</p>
産後ケア事業	<p>■概 要 矢掛町が委託した産婦人科や助産院で産後の相談や指導を受けることができる。 宿泊型ケア、日帰り型ケア、母乳ケア(外来)を選択。併用可。 矢掛町に住所がある母子で、産後1年未満かつ医療行為を必要としない、下記のいずれかに該当する方 ・産後の体調の回復に不安がある方 ・育児に不安があり、授乳や赤ちゃんの世話などの指導を希望する方 ・産後の休養、栄養、乳房のケアなどに不安のある方 ・産後の育児支援者の協力を得ることが難しい方</p> <p>■対 象</p>	<p>①宿泊型ケア 15,000円/泊 (利用上限3泊まで)</p> <p>②日帰り型ケア 7,000円/回</p> <p>③母乳ケア 3,000円/回</p> <p>※ 宿泊型ケアを△泊、母乳ケアを▲回のように、両サービスの併用可。 事前に利用申請が必要。 計6回までの利用上限あり。</p>
その他		
矢掛町結婚祝金	<p>■趣 旨 若者の定住を促進し、矢掛町の活性化に資することを目的として、結婚する町民に祝金を交付</p> <p>■主要件 ①婚姻届が受理された日に、夫婦の年齢がいずれも満50歳未満であること ②婚姻届受理後、2カ月以内に定住の意思を持って本町に住所を有し、かつ引き続き6カ月以上居住していること ③町税及び町へ納入すべき徴収金を完納していること</p>	<p>■祝 金 10万円/組</p>
小中学校給食のアレルギー対応	<p>飲用牛乳及び卵の除去対応を実施。 代替食の提供は行っていないが、個別の相談に応じ、対応している。</p>	
保育園・子ども園給食のアレルギー対応	<p>代替食の提供あり。 入園前に医師の診断書を提出していただき、個々の相談に応じている。</p>	
首都圏移住者支援金	<p>■概 要 町に移住し、マッチングサイト(岡山県開設)に掲載の企業等に就職又は起業した場合に支援金を支給</p> <p>■対 象 東京23区在住、又は1都3県(東京・神奈川・千葉・埼玉)在住の23区内在勤者</p>	<p>■支給額 ・単身…定額60万円 ・複数人世帯…定額100万円 ・子加算(18歳未満の子1人につき)…100万円</p>
首都圏移住者支援金【関係人口の場合】	<p>■概 要 町に移住し、(関係人口に該当する(町の定める要件を満たす)場合に支援金を支給</p> <p>■対 象 東京23区在住、又は1都3県(東京・神奈川・千葉・埼玉)在住の23区内在勤者</p>	<p>■支給額 ・単身…定額60万円 ・複数人世帯…定額100万円 ・子加算(18歳未満の子1人につき)…100万円</p>

市町村名	新庄村															
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度					空き家情報		
		東京10月	大阪7月	大阪2月	日程	会場	日程	行程	お試し暮らし等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供	うち空き家情報システム利用
総務企画課	無								○	○		○	○	○	○	

1 移住相談窓口

担当部課	担当者名	連絡先
総務企画課	飛峪 俊徳	0867-56-2626

2 移住専門相談員の有無

有 無

名称	氏名	連絡先
主な業務		

3 お試し住宅の有無

有 無

整備年度	活用施設	利用単位	R3年度利用件数	うち移住件数
H24・H25	4戸	1年程度	4件	0件

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】

--

5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し暮らし等	Uターン者定住支援住宅	新庄村内にある空き家等を活用してUターン者の定住を支援する	家賃：月額2万円から3.5万円
起業	起業家支援基金貸付事業	村内の起業家の育成・支援のために、必要な経費を貸し付ける	貸付上限500万円(個人の場合、貸付上限200万円)
住宅	新庄村空き家情報バンク制度	空き家の物件所有者等から売買・賃貸を希望するという申込みを受けた情報を市のホームページを通じて提供し、村内への定住を目的として空き家の利用を希望する者に対し紹介を行う	新庄村ホームページでの情報提供
	空き家片付け推進事業	空き家情報バンク登録物件の売主又は貸主が行う空き家の片付け費用に対する補助	20万円又は対象経費のいずれか低い額で補助
	空き家改修補助	空き家情報バンク登録物件の買主に対する改修費補助	対象経費1/2以内(上限50万円)で補助
子育て	保育料無料	新庄村保育所通園の全ての子どもの保育料が無料	保育料無料
	新庄村乳幼児及び児童生徒医療費給付	18歳を迎えた年の3月末日までの子どもの医療費を支給	医療費無料
	チャイルドシート購入助成	事故同乗中の乳幼児の被害を軽減し、交通事故の防止を図るためチャイルドシートの購入費用を助成	購入金額の2分の1以内を助成
	病児保育・病後保育	対象：満2歳から小学校6年生 受入日時：月～金、午前9時から午後5時まで(土・日・年末年始及び祝祭日は休み)	料金：2,000円/日で利用可能
その他	移住支援金の支給	東京23区から新庄村へ移住・定住し、かつ、就労等に関する諸条件を満たす方を対象に移住支援金を支給する。 ・岡山県が行う就労のマッチングサイトに掲載する求人に就業した方 ・起業支援金の交付を受けた方	一世帯100万円 ただし、単身世帯は60万円
	転入奨励金	40歳未満の者を含む世帯又は構成員がともに50歳未満である夫婦のみ世帯が定住の意志をもって転入した場合、転入奨励金を支給	10万円
	引越費用助成金	転入奨励金の対象者で、奨励金申請時に領収書の添付が必要	10万円又は対象経費のいずれか低い額で助成

市町村名	鏡野町														
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度					空き家情報	
		東京10月	大阪7月	大阪2月	日程	会場	日程	行程	お試し暮らし等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供
まちづくり課	○	○	○	○			随時		○	○	○	○	○	○	○

1 移住相談窓口	担当部課	担当者名	連絡先
	まちづくり課	金島 拓人	0868-54-2982

2 移住専門相談員の有無	有	無	
	名称	氏名	連絡先
	一般社団法人カガミノミライ	杉山・瀧本	0868-54-7655
主な業務		移住定住希望者の総合相談窓口・移住者の総合相談	

3 お試し住宅の有無	有	無			
	整備年度	活用施設	利用単位	R4年度利用件数	うち移住件数
H29		一戸建住宅	1～14日	2件	0

4 市町村主催の体験ツアー	【ツアーの概要】
	<ul style="list-style-type: none"> ・オーダーメイド型移住体験ツアー 1泊2日 随時受付（令和7年4月1日～令和8年3月31日） 先着15組 ・移住体験ツアー（団体型） 1泊2日 開催時期未定 先着15名

5 移住・定住支援制度	区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
	お試し暮らし等	鏡野町お試し住宅事業	町民との交流及び町内での生活を体験できる住宅を貸し出す。 ○対象者 ・町外に住所を有し、町内へ移住を希望する者、または検討している者 ○利用期間 ・最短2日間、最長14日間	1日：1,000円
	起業	起業支援事業補助金	町内において、事業所を設置して、起業するものに対して、起業に係る経費を補助する。（詳細条件有） ○対象者（詳細条件有） ・町内に住所を有する者または起業若しくは事業承継の日の前日までに町内に住所を有する者であって申請日に20歳以上である者	補助対象経費が50万円以上で、補助金の額は補助対象経費の2分の1の額で上限100万円
		鏡野町空き家活用事業所開設支援事業補助金	町内の空き家を有効活用して企業の事務所を町内に誘致し、働く場の確保及び新たな人の交流を生むことで地域の活性化を図るため、空き家を活用して事業所等を設置するものに対して補助金を交付する。	補助対象経費の1/2 上限額100万円
	就農	新規就農奨励事業	町内において新たに農業に従事し、将来にわたり専業として農業経営を続けていこうとする者に対して、奨励金を支給する。（3年間で100万円） ○対象者 ・申請年度当初において年齢が40歳以下の者	3年間で総額100万円
	住宅	鏡野町ぬくもりの木で家づくり推進事業補助金	町産材・県産材の需要拡大と町内定住者の拡大、促進を目的として、町内に木造住宅を建設する場合に補助金を交付する。 ○対象者 ・町産材・県産材を一定材積以上使用し、町内に自ら居住するために1戸建て木造住宅（台所、便所、浴室があり、独立した生活を営むことができる住宅）を新築・増築する建築主	最大 200万円 （基本額30万円＋条件により加算）
		鏡野町定住促進空き家改修補助金	本町における空き家の有効活用を通して、本町への移住及び定住を促進する。 ・空き家の改修費用に対して補助金を交付する。 ○対象者（①～③のいずれかに該当する者） ①空き家を購入・賃借して1年を満たない者 ②空き家を購入・賃借して1年を満たない移住者（※移住者：転入後3年以内） ③第3者に賃貸するために空き家を購入して1年を満たない者	①③の場合 補助対象経費の1/2（上限額 50万円） ②の場合 補助対象経費の2/3（上限額 100万円）
	鏡野町住宅リフォーム事業費補助金	町民が町内の建築業者を活用して行う既存住宅本体の維持又は機能の向上を目的とする改修等に対し、予算の範囲内においてその経費の一部を補助する。 ○対象者（次の全てに該当する者） ・本町に住民登録若しくは外国人登録を有する者、又は交付対象工事の完了までに本町に住民登録若しくは外国人登録を有することができる者であること。 ・申請時において、申請者又は同一世帯員が納期の到来した町税等を完納している者であること。 ・交付を受けようとするリフォームについて、町の他の制度による補助や国、県の補助を受けていない者であること。 ○補助対象住宅 ・補助対象者若しくは同居の家族が所有し、又は供する予定の住宅であること。ただし、賃貸住宅等の営利目的に供されている住宅は所有者の同意を得ること。 ・集合住宅においては、補助対象者の占有部分。 ・併用住宅においては、補助対象者の居住部分。 ○補助対象工事 ・町内建築業者が補助対象改修工事の主たる施工業者であること。 ・補助対象工事に要する経費が20万円以上であること。 ・申請年度内に工事が完了すること。	補助対象経費が20万円以上で、補助金の額は補助対象経費の5分の1に相当する額で上限20万円	

子育て	子ども医療費給付	<p>子どもに係る医療費の一部を支給する措置を講じ、もって子どもの健康保持及び増進に寄与するとともに児童福祉の向上に資することを目的として支給する。</p> <p>○対象者(次の全てに該当)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鏡野町に住所を有し、出生から高校卒業(満18歳に達した日以降の3月31日)までの者 ・国民健康保険、その他の健康保険に加入している者 	<p>○対象医療費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険診療での医療費の自己負担額を全額助成 ・ただし、保険外診療となる健康診断、予防接種、入院時の食事療養費(食事代)、室料差額(差額ベット代)、くすりの容器代等は対象となりません。
	育児用品助成事業	<p>保護者の子育てに対する経済的負担を軽減し、安心して子育てが出来るよう、育児用品の助成をする。</p> <p>○おむつ購入費等助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・鏡野町内に住所を有する乳幼児(0～2歳未満)の保護者 ・助成対象費 <ul style="list-style-type: none"> ・おむつ等の購入又はレンタルに要した費用 <p>○紙おむつ処理用ゴミ袋支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児1人につき、50枚(1回限り) <p>※ただし、対象者及び対象者の世帯全員が町税等を完納していること</p>	<p>○おむつ購入費等助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児のおむつ等の購入費、又はレンタル費用 ・乳幼児1人につき、月額4千円まで ・出生日の翌月から2歳になる月の末日までの購入費、又はレンタル費用が対象 <p>○紙おむつ処理用ゴミ袋支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児1人につき、50枚(1回限り)
	チャイルドシート着用推進補助金	<p>チャイルドシートの着用を推進し、乗車中の乳幼児の安全を守るとともに子育てを支援する。</p> <p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鏡野町内に住所を有する6歳未満の乳幼児が使用するチャイルドシートを購入した保護者 <p>※ただし、対象者及び対象者の世帯全員が町税等を完納していること</p>	<p>・購入金額の2分の1 (1人につき1回、最高限度額20,000円)</p>
	高校生等通学助成金支給事業	<p>支給対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学助成金の支給の対象者は、鏡野町に住所を有し、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条又は同法第125条第2項に規定する学校に在籍し、次のア～エに該当する者で当該申請年度末の年齢が20歳を越えていない者とする。 ア 高等学校(通信制は除く。) イ 特別支援学校(高等部に限る。) ウ 高等専門学校(第3学年までの座席者に限る。) エ 専修学校(高等課程に限る。) 	<p>【助成額】※①～③は、助成額の上限2万2千円/月</p> <ul style="list-style-type: none"> ①バスまたは公共交通機関・・・1箇月当たりの定期券購入費－5千円 ②富一勝山間乗合タクシー回数券・・・購入費 ③下宿等・・・寮費、賃借料－5千円 ④その他通学方法(自宅から高等学校等までの距離が15km以上)・・・3千円
	鏡野町新卒者等ふるさと就職奨励金事業	<p>中学・高校・大学等の新規学卒者等の就職及びUターン者の就職に伴う若者の定住を促進し、地域の活性化を図るため、町内又は通勤可能な町外において就職し、定住した者に奨励金を支給する。</p> <p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ①新規学卒等就職者 (ただし、卒業又は退学から1年以内に町内に住所を有して就職した30歳未満の者) ②Uターン就職者 (ただし、本町に転入した日又は就職した日のいずれか早い日から1年経過しておらず、本町に住所を有する40歳未満の者、Uターン就職者は別途条件有) <p>○条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ①永住又は3年以上にわたって居住する意思を持って住民登録をし、かつ、町内に生活の本拠を置く者 ②公務員又は独立行政法人の職員若しくは役員でない者 ③町税等の滞納がない者 ④過去に奨励金の交付を受けていない者 ⑤就職の日から継続して6か月以上就労した者 <p>※就職とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ①法人又は個人事業所に就職すること ②農林水産業に従事すること ③自営業を開始し、又は、家業を継承するために従事すること 	<p>1人 10万円</p>
その他	鏡野町移住支援金	<p>岡山県と共同して行う移住支援事業及びマッチング支援事業において、東京圏から本町に移住した者であって、中小企業等への就職又は起業をした者に対し支援金を交付する。</p> <p>○就業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業先が、岡山県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載した求人を行う法人であること <p>○起業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本町に転入後1年以内に岡山県地域課題解決型起業支援事業実施要領に基づく起業支援金(以下「起業支援金」という。)の交付決定を受けていること 	<p>○単身 60万円</p> <p>○二人以上の世帯 100万円 (18歳未満の者一人につき100万円加算)</p>
	鏡野町家庭用生ごみ処理機等購入費助成金	<p>家庭用生ごみ処理機と生ごみ処理容器の使用を促進し、リサイクルの推進および生ごみの減量を目指す。</p> <p>○対象者(次の全てに該当する者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鏡野町内に住所を有する世帯主であり、世帯全員が町税等を完納していること ・家庭の生ごみを処理するため、生ごみ処理機等を設置し、適切に維持管理ができ、自己所有地内で継続して使用できること ・生ごみからできた堆肥を自家処理できること ・町が行うごみ減量及びリサイクル事業に協力できること <p>○助成対象機器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理機 電機などの動力を利用する機械式及び手動式の生ごみ処理機(ただし、ディスポーザーは除く) <p>※ディスポーザーとは、生ごみを粉砕して下水道に流すタイプです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理容器 庭等に埋め込み、庭等土上及び室内外に設置し、生ごみを堆肥化する容器 	<p>○生ごみ処理機</p> <ul style="list-style-type: none"> 1世帯1基 購入金額の3分の2 (限度額60,000円) <p>○生ごみ処理容器</p> <ul style="list-style-type: none"> 1世帯2個まで 購入金額の3分の2 (限度額6,000円/個)

市町村名	勝央町															
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度						空き家情報	
		東京10月	大阪7月	大阪2月	日程	会場	日程	行程	お試し暮らし等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供	うち空き家情報システム利用
総務部元気なまち推進室	○	○	○	○	未定	大阪ふるさと暮らし情報センター	随時	オーダーマイド	○	○	○	○	○	○	○	○

1 移住相談窓口

担当部課	担当者名	連絡先
総務部元気なまち推進室	古和 優貴	0868-38-3111

2 移住専門相談員の有無

有	無	名称	氏名	連絡先
		集落支援員	三雲弘和	0868-38-3111
		主な業務	移住・交流総合サポート	

3 お試し住宅の有無

有	無	整備年度	活用施設	利用単位	R5年度利用件数	うち移住件数
		H28・R2 H30	2戸(町北部) 1戸(町南部)	3日以上180日以内	5件 2件	2件 0件

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】 * R6年3月2～3日に1泊2日で津山市・久米南町・勝央町合同津山圏域移住体験ツアーを実施。11組14名参加 * 事前予約制で土日祝日も対応のオーダーマイド形式の町内見学体験ツアーを随時受付中。
--

5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し暮らし等	勝央町お試し住宅	勝央町に移住を検討している者が本町の風土及び日常生活を一定期間体験し、本町への移住及び定住の促進を図る。 ○対象者 勝央町外に住所を有し、勝央町へ移住・定住を検討されている方で、勝央町空き家情報バンク利用登録をお済みの方。	【利用料】 無料 【利用期間】 3日～180日
	お試し滞在宿泊助成金	勝央町では、移住の下見などを目的として町内に滞在される方が、気軽に訪れることができるよう、町内の宿泊施設を利用する際の宿泊費用の2分の1を助成します。実際の移住者による移住ツアーもあるので、町内の雰囲気を感じることができます。	○助成額 5,000円/1泊【上限:2泊・基本宿泊料金の1/2まで】(助成対象となる同行者は2名まで) ○助成要件・岡山県外に住所を有する人 ・勝央町内の宿泊施設に宿泊すること ・町が実施するミニ移住ツアーに参加等
起業	勝央町創業支援事業補助金	勝央町の産業振興を図るために、町内で新たに起業する際に係る経費の一部を補助します。 ○補助対象要件(下記要件を全て満たす必要があります) (1)新規創業予定者は、起業の日に町内に住所を有しているものであること。 (2)大型店舗(販売又は営業面積が500㎡以上の店舗)でないこと。ただし、大型店舗への入居により営業するものを除く。 (3)フランチャイズ・チェーンに加盟していないこと。 (4)納期の到来した町税等を完納しているものであること。 (5)営業開始後、みまさか商工会の会員となること。 (6)みまさか商工会の経営指導を受けている又は受ける意思があること。 (7)事業の種類に応じ、要件を満たすものであること。	起業に係る対象経費(新築・改修に係る工事費(町内業者による施工に限る)、登記費用及び広告宣伝費)の1/2以内(上限100万円)
就農	就業奨励金支給事業	町内において、新たに農業に従事し、将来にわたり専業として農業経営を続けていこうとする方に対して、奨励金を支給する。勝央町では、移住の下見などを目的として町内に滞在される方が、気軽に訪れることができるよう、町内の宿泊施設を利用する際の宿泊費用の2分の1を助成します。実際の移住者による移住ツアーもあるので、町内の雰囲気を感じることができます。	奨励金5万円
	借家住宅助成金	町内において就農及び就農を目指す認定農業者(勝央町内の農家の子弟以外の方)で、町内に於て農業実務研修を受ける方に家賃の一部を助成する。	月額 賃借料の2分の1以内又は20,000円のいずれか低い額(2年間に限る)
住宅	木造住宅普及促進事業補助金	勝央町への定住の促進と岡山県産材の利用促進を図るため、県が行う「おかやまの木で家づくり推進事業」とは別に補助金を交付。 ○対象となる住宅の条件 ・勝央町内に居住するために新築される1戸建て木造住宅で延床面積66㎡以上の住宅(建売住宅を含む。) ・主要構造部材に県産乾燥材を8立方以上又は県産森林認証材を4立方以上使用する住宅	・新築1戸あたり20万円、ただし、町内施工業者が施工する特定住宅については30万円

	<p>勝央町新築住宅普及促進事業</p>	<p>勝央町の定住人口の増加と地域経済の活性化を図るため、町内に新築住宅を完成させた方又は購入された方を対象に補助金を交付。 ○ 補助対象となる住宅 ・台所、玄関、便所、浴室及び居室を有し、利用上の独立性を有するものをいい、町内に自ら居住するために建築される1戸建て住宅(延床面積66平方メートル以上の住宅で、建売住宅を含む。) ※既存住宅を除去して、同一場所に新築する場合は対象となりますが、増改築及び模様替えは対象なりません。 ・まだ人の居住の用に供したことがない住宅(建設工事の完了日から起算して一年を経過したものを除く。) ○ 補助対象となる方 次の①～③の全てに該当する方。 ① 町内に自ら居住するための新築住宅を完成させた方、又は購入した方 ② 新築又は購入した住宅に、補助金の交付を受けた日から5年以上定住する意思のある方(生活の本拠とする方に限ります。) ③ 勝央町税及び上下水道料金に未納がない方 申請期限: 新築した住宅の所有権保存登記又は移転登記の日から起算して6ヶ月以内に申請書を提出</p>	<p>① 町外在住者の方・・・1戸あたり20万円 (勝央町の住民基本台帳に登録されてから6ヶ月以内であり、かつ、その前日から起算して過去3年以上連続して他の市町村の住民基本台帳に登録されていた方) ② 町内在住者の方・・・1戸あたり10万円 (①に該当しない方)</p>
住宅	<p>定住促進補助金</p>	<p>①勝央町に5年以上暮らすために空き家を購入若しくは賃借又は無償で使用する人であって、次の全てに該当する人 ア)生来町外に居住し、本町に定住の意思をもって移住しようとする人 または移住後10年を経過しない人 イ)移住する世帯の世帯主は65歳以下の人であること ② 5年以上賃貸または無償で①のア)、イ) 全てに該当する移住者へ使用させる空き家を所有する人 ※ただし、勝央町空き家バンク制度登録者に限る。</p>	<p>【改修】 ◇補助対象改修経費の総額に3分の1を乗じて得た額 ◆補助金10万円から70万円以内 ・改修工事費にともなう補助金上限50万円 ・中学生以下の子を養育する人 1人あたり加算10万円 ⇒ただし、工事費の額と補助金合計の額のいずれか低い額 ◇町内の建築業者(個人事業主含む)が対象工事の施工業者であること ◆賃借等の契約成立後、6カ月以内に着手する工事であること ◇空き家の居住用に供する部分(店舗、倉庫等の用途に係るものを除く)に関し機能回復のための修繕工事及び設備改善のための改修工事であること 【購入】 ◇補助対象購入経費の総額(含む土地代)に2分の1を乗じて得た額 ◆補助金20万円から100万円以内 ・購入費にともなう補助金上限80万円 ・中学生以下の子を養育する人 1人あたり加算10万円 ⇒ただし、購入費の額と補助金合計の額のいずれか低い額</p>
	<p>勝央町定住促進空き家片づけ事業補助金</p>	<p>勝央町内に所在する空き家の有効活用による定住促進及び流通の活性化を図るため、空き家に放置された家財道具等の処分に要する経費に対し交付する。 ○対象となる空き家 勝央町空き家情報バンク制度に登録された空き家 ○対象者 空き家所有者 空き家所有者と売買契約又は賃貸借契約もしくは使用貸借契約を締結した利用者 ○補助対象経費 1.指定ごみ袋の購入費 2.家電リサイクル料金 3.津山圏域クリーンセンターに直接搬入して処分する手数料 4.家財道具等の運搬に要する費用 5.勝央町一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託して家財道具等を処分するために要する費用 6.その他事前協議が必要と認められた経費</p>	<p>補助対象経費の3分の2以内 上限30万円</p>
子育て	<p>誕生祝い金 誕生祝い指定ゴミ袋プレゼント事業 乳幼児・児童生徒医療費補助 チャイルドシート推進助成制度 勝央中学校自転車購入助成金</p>	<p>出生届出時に申請・支給します。 ○ 対象者 子の出生届のあった父又は母(勝央町に6か月以上在住していることが要件) 出生届出時に支給します。 ○対象者 勝央町に居住する方で、平成28年4月1日以降に出生した新生児の保護者 乳幼児及び児童生徒の健康保持及び増進に寄与するとともに児童福祉の向上に資することを目的に、小児医療費の助成を実施。 ○ 対象者 勝央町に居住する0歳から満18歳に達した日以後の最初の3月31日までにいる者 チャイルドシートの着用を推進し、乗車中の乳幼児の安全を守り、交通事故の軽減を図ることを目的に、チャイルドシート購入費の助成を実施。 ○ 対象者 勝央町に居住する申請日において3歳以下の子どものためにチャイルドシートを購入した保護者 生徒の体力向上とともに自転車通学の推進を図ることを目的に、通学自転車の購入助成を実施。 ○ 対象者 勝央町立勝央中学校に在籍する生徒</p>	<p>出産祝い金3万円 10枚(45ℓ)入りを12セット支給 医療費自己負担分が無料。 上限1万円(1人1回1台限り) 在籍中1度のみ、生徒1人の申請につき上限1万円を支給</p>

その他	勝央町運転不安解消事業	<p>都市部と比較し公共交通手段のないことへの不安解消と定住者が車を使って不安なく生活できるようを図ることを目的として、町内の自動車学校が行う「ペーパードライバー講習」の受講料の一部を助成します。</p> <p>○対象者(下記要件を全て満たす方)</p> <p>(1)助成金申込日に町内に住所があり、かつ町内に居住している方。 (2)都道府県公安委員会交付の有効な自動車運転免許証を有している方。 (3)申込日において満65歳未満の方。 (4)町内にある自動車学校でのペーパードライバー講習を受講している方。 (5)過去に本助成金の交付を受けていない方。</p>	町内の自動車学校が実施する「ペーパードライバー講習」受講料の1/2(上限5時間分)を助成。
	地域アドバイザー設置事業	<p>勝央町への移住希望者に必要な支援を行うことにより、移住希望者の不安を払しょくし、勝央町への移住を促進することを目的として、地域アドバイザーを設置する。</p> <p>○対象者 勝央町へ移住を希望する方</p> <p>※地域アドバイザーへの相談や助言を希望する方は、勝央町役場総務部元気なまち推進室(電話:0868-38-3111)までお問い合わせください。</p>	移住に関する相談や勝央町空き家バンク登録物件見学の際の案内及び助言。または、移住後の地域行事等
	保育園・小中学校給食のアレルギー対応	<p>【対応可否】 対応可 【受付区分】 随時申請受付可</p>	アレルギー源の除去もしくは代替食にて対応。
	地域企業説明会等参加助成金	<p>津山圏域(津山市・鏡野町・勝央町・奈義町・久米南町・美咲町)企業への就職を支援することにより、圏域内への移住を促進し、定住化及び地域の活性化を図るため、圏域企業を対象とした就職活動に係る、交通費の助成を行います。</p> <p>【対象者】 次の全てを満たす、県外の大学等へ進学した新規学卒者等</p> <p>①県外に居住している者 ②高校在学中に津山圏域に居住していた者又は津山圏域に配偶者・父母、祖父母が居住している者 ③就活学生登録に登録している又は津山広域事務組合等が就職支援協定を締結している大学に在籍している者(既卒3年以内の者)においては、無料職業紹介センターの求職登録に登録している又は津山広域事務組合等が就職支援協定を締結している大学を卒業している者)</p>	助成金(上限20,000円)、津山広域事務組合職員等の旅費支給規則の規定の例により算出した額の2分の1、一人当たり、一会計年度につき2回まで。
	IJUターン就職活動助成金	<p>岡山県外から津山圏域への移住を希望する者(IJUターン希望者)が、津山圏域企業の企業面接に参加するために必要な交通費を助成します。</p> <p>【対象者】 以下の全ての要件を満たす、IJUターン希望者(新規学卒者等を除く。)が対象となります。</p> <p>①津山圏域への移住を希望する者 ②津山圏域企業を対象に就職活動又は転職活動を行っている者 ③津山広域事務組合構成市町又は津山圏域無料職業紹介センターの紹介を受けた者 ④企業面接時に、県外に住所を有する者</p>	
	移住支援金の支給	<p>東京23区から勝央町へ移住・定住し、かつ、就労等に関する諸条件を満たす方を対象に移住支援金を支給する。</p> <p>・岡山県が行う就労のマッチングサイトに掲載する求人に就業した方 ・起業支援金の交付を受けた方</p>	一世帯100万円 ただし、単身世帯は60万円 また、2人以上の子育て世代(18歳未満の子)には、2人目以降につき30万円を加算
	勝央町光ブロードバンド基盤整備費補助事業	<p>光インターネット回線の開通工事に係る諸費用を補助します。(町内全域光ブロードバンド整備済)</p> <p>【補助対象者】 令和2年4月1日以降に町内の住宅、事業所等に光回線の引き込みに係る工事を行った個人や法人等</p> <p>【補助対象経費】 ①光ケーブル敷設工事費用及びその契約諸費用 ②工事に付随したWi-Fiルーター等のインターネット接続に必要な機器購入費</p>	補助金額上限30,000円
	勝央町保育所等給食費補助	<p>【対象者】 保育園・幼稚園・認定こども園(町外施設を含む)に通園する3歳児から5歳児までの子ども</p>	<p>・保育所等から徴収される給食費(主食費+副食費)の半額を補助 ・町立保育園の場合は、健康福祉部にて給食費の減額手続きを行い、給食費の半額を徴収します ・町立保育園以外の保育所等の場合の交付方法は、保育所等によって、保育所等が補助金を代理受領し、保護者の支払いを減額する方法と一度保育所等に給食費を払っていただき、その後、半額相当分を償還払いする方法があります ・補助金の上限:主食費1,000円・副食費2,400円</p>
	勝央町学校給食費補助	<p>【対象者】 勝央町内の小中学校に在籍する児童・生徒及び勝央町に住所を有し、町外小・中学校過程の児童・生徒</p>	<p>・町が徴収する小・中学校の給食費の半額を免除 ・町内小・中学校の場合は、教育振興部にて給食費の減免手続きを行い、給食費の半額を徴収します ・町外小・中学校の場合は、教育振興部にて町内小・中学校の給食費の半額程度を補助</p>

市町村名	奈義町															
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度					空き家情報		
		東京10月	大阪7月	大阪2月	日程	会場	日程	行程	お試し暮らし等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供	うち空き家情報システム利用
情報企画課		予定	○	予定	未定	未定	随時	オーダーマイド	予定	○	○	○	○	○	○	○

1 移住相談窓口

担当部課	担当者名	連絡先
情報企画課	吉野 智子	0868-36-4126

2 移住専門相談員の有 有 ・ (無)

名称	氏名	連絡先
主な業務		

3 お試し住宅の有無 有 ・ (無)

整備年度	活用施設	利用単位	R3年度利用件数	うち移住件数

4 市町村主催の体験ツアー 【ツアーの概要】

--

5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
起業	奈義町起業支援事業交付金	(1) 個人が町内において新たに事業を開始する場合、若しくは、新たに事業所を設置し開業する場合 (2) 個人が町内において法人を設立し、現在の事業を継続する場合 (3) 町内に主たる事務所として法人を設立し、新たに事業を開始する場合	事業の用に供する施設の新設又は改修及び備品購入に要する経費 対象事業経費の1/2 (1)(2) 上限200万円 (3) 上限300万円
	就農	奈義町農林業振興事業費補助金	就業奨励金 町内で新たに就農した39歳以下の者
	農業次世代人材投資資金	地域の人・農地プランに位置づけられている原則49歳未満の独立・自立就農者	年間最大150万円
住宅	空家対策事業補助金	町内に所在する空家の有効活用を通じて、定住促進による地域の活性化を図るため、空家の売主、買主に補助金を交付。 (対象者) 町内に定住するため、空家(町空家情報バンクに登録されている物件に限る)を購入する者 空家を売却するため、その空家の家財を整理する空家(町空家情報バンクに登録されている物件に限る)の所有者	○空家購入補助金 対象経費の2分の1(限度額1,000,000円) 空家購入後に定住する世帯人数が3人目から1人につき200,000円加算。ただし、世帯人数5人を限度として、5人目は100,000円とする。(限度額500,000円) ○家財整理補助金 対象経費の2分の1(限度額300,000円)
	新築住宅普及促進事業補助金	町内に住宅を新築し、居住する方に補助金を交付	町内に建築する住宅20万円 町内の施行業者により建築する住宅30万円 建築する住宅に定住する世帯人数が3人目から1人につき200,000円加算。ただし、世帯人数5人を限度として、5人目は100,000円とする。(限度額500,000円)
子育て	出産祝い金	出生児の養育者で奈義町に定住している方。ただし町税等に未納がないこと	お子様のご誕生1人につき10万円
	在宅育児支援手当	子育て支援の一環として家庭保育を支援することを目的に手当を支給する制度 満7カ月児から満4歳(満4歳になった後の最初の3月31日までの)児童で保育園等に入園していない児童を養育している方	対象児童1人につき、月額1.5万円を支給 原則として、毎年5月、9月、1月に、それぞれの前々月分までの手当を支給
	多子世帯保育料軽減	多子世帯に対して保育料負担を軽減。第1子以降の保育料を軽減。	第1子の保育料を国基準の55%に軽減。第2子半額・第3子以降無料。 なお、第1子は高校生までカウント)
	給食費無償化 医療費の無償化	こども園、義務教育における給食費の無償化 高校生までの医療費無料化	こども園の園内給食、小中学校の給食に係る費用の無償化 高校生までの医療費無料
	不妊治療助成	奈義町に1年以上住所を有した戸籍上の夫婦で、一般不妊治療または県指定医療機関で特定不妊治療(男性不妊治療含む)を受けた者に助成。	保険適用もしくは併用(保険適用+先進医療)の場合：自己負担額1/2以内、上限20万円/年度 保険適用外の場合：自己負担額1/2以内、上限30万円/年度 ※いずれも回数・年齢の制限なし
	不育治療助成	奈義町に1年以上住所を有した戸籍上の夫婦で、不育治療を受けられた方に助成。	助成額は、1年間の治療費等で30万円を限度。通算5年間まで。
	子育て家庭学校教育等支援	小中学校の教育教材費の無償化	小中学校の教育教材費無料
	やすらぎ福祉年金	中学3年生までの子どもを養育しているひとり親の方に交付	月額4,500円(年額54,000円) 第2子以降は、一人ごとに月額2,250円(年額27,000円)が加算 3月、7月、11月にそれぞれ支給
	高等学校等就学支援金	子育て支援の充実を図るため、高等学校の就学に要する学費及び通学費の一部助成を含めた、就学支援金を支給 奈義町に住所を有する方であって、高等学校等に就学する生徒を養育する方に支給	生徒1人に年額24万円を3年を限度として支給

	奈義町育英金貸与制度	<p>勉強意欲がありながら経済的理由により就学が困難な大学生等に対し、育英金の貸付を行っている 貸与する学生の主たる学資負担者が奈義町内に在住し、学資の支弁が困難であると認められること</p>	<p>無利子であり、また貸与後に奈義町に一定期間在住した場合は一部返済が免除される 上限年額60万円</p>
	奈義町育英金貸与制度	<p>勉強意欲がありながら経済的理由により就学が困難な大学生等に対し、育英金の貸付を行っている 貸与する学生の主たる学資負担者が奈義町内に在住し、学資の支弁が困難であると認められること</p>	<p>無利子であり、また貸与後に奈義町に一定期間在住した場合は一部返済が免除される 上限年額60万円</p>
その他	移住支援金の支給	<p>東京23区から奈義町へ移住・定住し、かつ、就労等に関する諸条件を満たす方を対象に移住支援金を支給する。 ・岡山県が行う就労のマッチングサイトに掲載する求人就業した方 ・起業支援金の交付を受けた方</p>	<p>一世帯100万円 ただし、単身世帯は60万円</p>

市町村名	西粟倉村														
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度					空き家情報	
		日程	会場	日程	会場	日程	行程	お試し暮らし等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供	うち空き家情報システム利用
総務企画課									○		○	○	○	○	

1 移住相談窓口	担当部課	担当者名	連絡先
	総務企画課	白旗 諒	0868-79-2111

2 移住専門相談員の有無	有	無	名称	氏名	連絡先
			主な業務		

3 お試し住宅の有無	有	無	整備年度	活用施設	利用単位	R3年度利用件数	うち移住件数

4 市町村主催の体験ツアー	【ツアーの概要】
---------------	----------

5 移住・定住支援制度	区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
	起業	起業支援	<p>創業・起業支援 (創業支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業支援窓口の設置 ・創業支援機関との連携(商工会、金融機関等) ・全般的な創業者支援 ・募集、定住支援 ・インキュベーションスペースの設置 <p>(起業支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・起業計画募集 ・選考(最終計画) ・起業を行う者としての地域おこし協力隊としての採用 	<p>地域おこし協力隊 人件費 月額 最大 37.5万円 活動費 年間 最大 195万円</p> <p>正式には採用時点で決定する。</p>
	住宅	空き家改修事業補助	<p>移住者・リターン者用の住宅確保対策の一つとして、空き家改修事業補助金で空き家の改修を行う。所有者と村が契約、村と利用者が契約することで貸す方も借りる方も安心して利用することが出来る。</p> <p>○対象者 空き家所有者</p>	<p>①村補助で改修を行い賃貸物件として活用</p> <p>①-1 改修費・片付け費補助 最大145万円 (躯体・上下水道設備改修70万円以内、造作・付帯設備改修及び片付け45万円以内、下水道整備30万円以内)</p> <p>①-2 改修のための調査設計費補助 ①-1の補助額の10分の1以内</p> <p>①-3 所有者と改修事業者との仲介費用補助 最大2万円 それぞれに別途条件有。</p>
	子育て	保育園	<p>「子どもが元気にのびのびと育っていける西粟倉村」をめざし、保育園の保育料を経済的に利用しやすい価格に設定しています。</p> <p>○対象児 6か月以上の0歳児～2歳児(定員有り)</p>	<p>保育園徴収金基準額表の所得条件等により、0円～14,000円</p> <p>第2子 半額 第3子以降 無償</p>
		放課後児童クラブ	<p>「子どもが元気にのびのびと育っていける西粟倉村」をめざし、放課後児童クラブの保育料を経済的に利用しやすい価格に設定しています。</p> <p>○対象児 1年生～6年生</p>	<p>登録通常 3,000円/月 学校休日、長期休業中は利用日数につき、300円加算 他の利用方法についてはホームページ参照</p>
		高校就学支援	<p>子育て支援の一貫として、高等学校等への就学に要する学費及び通学費を助成するため、就学支援金を支給します。</p> <p>○対象者 西粟倉村に住所を有し生活の拠点として在住する方であって、高等学校等に就学する生徒を養育する方に支給します。</p>	<p>生徒一人に月額20,000円、3年を限度として支給します。(年2回支給)</p>
	その他	低炭素なむらづくり推進施設設置補助金	<p>新エネルギーと省エネルギーを活用し、皆さんの住環境の整備を積極的に支援し、家庭における二酸化炭素の排出削減に向けた取組を進めます。地球環境の保全と環境保全意識の高揚を図りながら低炭素社会の実現に向け環境に調和したむらづくりを行います。</p>	<p>住宅用太陽光発電施設・薪・ベレットストーブなど、16項目についての補助</p> <p>詳しくは、ホームページ参照</p>
		保育園・幼稚園・小中学校給食のアレルギー対応		<p>入学前申請要。アレルギー源の除去食を提供</p>

市町村名		久米南町														
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度						空き家情報	
		東京10月	大阪7月	大阪2月	日程	会場	日程	行程	お試し暮らし等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供	うち空き家情報システム利用
産業振興課	無	○	○	○			随時	未定		○	○	○	○	○	○	○

1 移住相談窓口

担当部課	担当者名	連絡先
産業振興課	釣田 明幹	086-728-2134

2 移住専門相談員の有無 有・ 無

名称	氏名	連絡先
主な業務		

3 お試し住宅の有無 有・ 無

整備年度	活用施設	利用単位	R3年度利用件数	うち移住件数

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】

①移住体験ツアー
 日程：随時
 参加者：1回1組ごと（数名程度）
 内容：移住検討者の要望に応じ町内案内や空き家物件案内のほか先輩移住者との座談会や農作業体験、地域のワークショップなどイベント参加も可能なオーダーメイドツアープランを作成し、個別の案内を行う。

5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
起業	創業支援事業補助金	創業を通じて地域経済の振興に寄与することを目的とし、商工団体等の助言、指導その他の支援を受けながら、町内で創業(第二創業を含む)を行う者に対し、その経費の一部について予算の範囲内で補助金を交付するもの。 ○対象経費(詳細は事前に確認してください) (1) 創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費 (2) 事業所等開設に係る経費(内外装工事費、賃借料等(不動産の取得に要する費用は除く。)) (3) 設備費 (4) マーケティング調査費 (5) 広報費 (6) 専門家受入れに係る経費	補助対象経費の4割(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。上限100万円)。
就農	就業奨励金	新たに町内で農業に従事した者を支援するため、次に掲げる条件に該当する者に奨励金を支給する。 ○対象者 ①将来にわたり専業(年間従事日数が概ね250日以上)として農林漁業経営を続けていく意志と条件を有すること。 ②年齢が申請年度初めにおいて、39歳以下であること。 ③過去に就業奨励金(岡山県就業奨励金を含む。)の支給を受けたことがないもの。	奨励金(10万円)を支給する。
	就農促進トータルサポート事業助成金	農業実務研修終了後1年以内に町内に就農した新規就農者又は、その対象研修制度の研修生であって町内に就農することが確実と見込まれるものに対して、農地の賃料や施設の修繕費用等を、1年に限り助成する。	【農地確保応援事業助成金】 次の費用合計額の5割(上限10a当たり10万円) ①農地の賃料 ②土づくりに要する資材代 【空き家等借入応援事業助成金】 空き家等の賃借料の5割(上限年額72万円) 【農業施設等整備支援事業助成金】 中古農業機械や施設等の修繕費用の5割(上限90万円)
	農地流動化推進事業	農用地の流動化による経営規模の拡大と低コストの農業経営を推進するとともに、荒廃地を防止するために、利用権設定を受けた者に対し、契約の初年度のみ補助金を交付する。 ○対象者 次のいずれの条件にも該当する者。 ①町内に住所を有する者。 ②町内の農地の契約であること。 ③農家経営における農地面積が、権利設定後50a以上を耕作している者 ④借りた農地を保全管理(休耕)していない者。 ※ただし、いつでも耕作できる状態に維持管理している者は除く	賃貸借契約の場合 【認定農業者及びこれに準ずる農業者】 契約年数3年以上6年未満の者：10,000円/10a 契約年数6年以上の者：14,000円/10a ※使用賃借契約の場合は補助額が上記の1/3以内
住宅	分譲宅地購入助成金	町分譲宅地への定住促進のため、分譲宅地を購入した者に対し助成金を交付。	50万円を助成。
	早期定住促進助成金	町分譲宅地への定住促進のため、下記の要件を全て満たす者に予算の範囲内で助成金を交付。 ○対象者 ①分譲宅地の引渡し3年以内に自ら居住する住宅を建築すること ②住民基本台帳に記録されていること	分譲価格の1割を助成。

住宅	木で家づくり推進事業補助金	県産材の利用促進と町への定住人口増加のため町内に住宅を建築する者へ補助金を交付。 ○対象者 ①町内に自ら居住するために新築される一戸建て住宅を取得する者 ②町が分譲する土地に建設する場合は加算する	25万円助成。町分譲地の場合はさらに25万円を加算して助成。
	空き家流動化促進事業補助金	町内に所在する空き家の流動化を図り、町内への定住促進を目的として、下記の補助対象経費にかかる費用の一部を補助する。 ○購入費補助金 空き家を購入した入居者を対象に、購入費用の一部を補助する ○改修費補助金 空き家を購入又は賃貸借等で使用する入居者か、賃貸借等で使用させる所有者に対象費用の一部を補助する 補助対象経費 ・躯体、屋根、外壁等建物本体 ・風呂、トイレ、キッチン等住宅設備 ・調理器具、照明器具等の建物と一体となるもの ・下水道接続費用 ほか ○片付け補助金 空き家バンク制度の利用増加を目的として、空き家に残存する家財道具等の処分・搬出に要する費用等の一部を補助する 対象者及び要件 ・空き家の所有者であること ・町空き家バンクに2年以上空き家情報を提供すること 対象経費 ・空き家に残存する家財道具等の処分に手数料 ・代行業者が家財の処分や清掃を行う場合の委託料	【購入費補助】(1,000円未満切り捨て) 空き家購入費用の4割(上限20万円) ※結婚新生活支援事業(住宅取得費用)補助金の対象となった物件は対象外 【改修費補助】 空き家改修費用の4割(上限50万円) 入居者が以下の若者要件のいずれかに該当する場合は、上限額を100万円とする。 ①結婚した者(婚姻の予約者を含み、男女ともに39歳以下)であること ②39歳以下の単身者(配偶者のいない者)であること ③18歳以下の子どもと同居 ④54歳以下の新規就農者であること なお、Uターン(2親等以内の所有する住宅へ上記要件を満たす者が新たに入居する場合)は上限20万円とする。 ※結婚新生活支援事業(住宅リフォーム費用)補助金の対象となった物件は対象外 【片付け補助金】 対象経費の4割(上限10万円)
	民間賃貸住宅家賃助成金	豊かで明るく活力に満ちた地域社会をつくるため、町内の民間賃貸住宅に居住する者に家賃の一部を助成。 ○対象者 次のいずれかに該当する者 ①結婚した者(婚姻の予約者を含み、男女いずれかが満40歳未満)であること ②満40歳未満の単身者(配偶者のいない者)であること ③同居者に義務教育終了前の者がいること ④満55歳未満の新規就農者であること	月額家賃(住宅手当等を差し引く)の4割(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)とし15,000円を限度とする。支給期間60カ月以内。 なお、月額家賃は、共益費、駐車場使用料等直接住宅の賃貸料と認められないものを除く。
	結婚新生活支援事業	若者の定住促進及び少子化対策を目的として、結婚に伴う新生活費用(住宅取得費・住宅リフォーム費・引越費の合計額)の負担を軽減。 ○対象者の要件 令和7年1月1日以降に婚姻届を受理された夫婦 申請時、夫婦ともに39歳以下 5年以上定住の意思がある 等 ○対象費用 令和7年4月1日から令和8年3月31日までに支払った費用(住宅取得費・住宅リフォーム費・引越費の合計額)	上限60万円 (夫婦の合計所得が500万円以上の場合には、上限50万円) ※空き家流動化促進事業補助金(取得費及び改修費)、若者住宅補助金(購入費)の交付対象を兼ねることはできない。
	若者住宅補助金	若者の定住を促進するため、町内に住宅を新築する者に対し、これに要する費用の一部を補助。 ○対象者 次のいずれかに該当する者 ①結婚した者(婚姻の予約者を含み、男女ともに39歳以下) ②39歳以下の単身者(配偶者のいない者) ③18歳以下の子どもと同居 ④54歳以下の新規就農者	新築 50万円 ※結婚新生活支援事業(住宅取得費用)補助金の対象となった物件は対象外
子育て	子ども医療費	18歳までの医療費の自己負担分を町が給付します。 ○対象者 18歳までの子ども(18歳になった年度の3月31日まで) ただし、本人が社会保険等を持ったり、結婚をした場合は対象から除かれます。	保険給付の対象となる医療費の自己負担分を現物給付(「子ども医療費受給資格者証」を医療機関の窓口で提示)
	すこやかエンゼル祝金(出生祝金)	子どもの出生にあたり、定住の意思を持ち、1年以上町内に居住する方に、祝金を交付	支給額 第1子:3万円 第2子:5万円 第3子:10万円 第4子:20万円 第5子以降:30万円
	カッパ-子育て支援金(入学・卒業時の子育て支援金)	小中学校へ入学する場合、中学校を卒業する場合(一部条件あり)に支援金を支給します。	支給額 小学校入学:3万円 中学校入学:5万円 中学校卒業:7万円
その他	おかやま縁むすびネット入会登録料助成制度(結婚支援)	令和7年度は登録無料	
	アレルギー除去	入園(入学)前申請要	保育園:完全除去対応 小中学校:特定原材料7品目完全除去対応
	移住支援金	東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県)からの移住者で、就業、起業及びテレワークで仕事を行う移住者の内で条件を満たす場合に移住支援金を交付する	一世帯 100万円 ただし単身者の場合60万円

市町村名	美咲町															
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度						空き家情報	
		東京10月	大阪7月	大阪2月	日程	会場	日程	行程	お試し暮らし等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供	うち空き家情報システム利用
地域みらい課	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	

1 移住相談窓口

担当部課	担当者名	連絡先
地域みらい課	綱澤 みわ	0868-66-1191

2 移住専門相談員の有無

有 無

名称	氏名	連絡先
主な業務		

3 お試し住宅の有無

有 無

整備年度	活用施設	利用単位	R6年度利用件数	うち移住件数
H26	一戸建て	日	18件	0

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】

5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し暮らし等	お試し暮らし住宅	目的: 移住希望者等に一定期間、生活体験ができる場を提供することを以って移住・定住を推進すること。 対象者: 美咲町空き家等情報バンク登録者 要件等: 2日から14日の期間、1日1,000円	・空家、町内の紹介等
起業	美咲町空き店舗等活用事業	目的: 町内にある空き店舗等を活用して、商業及び地域コミュニティの活性化を図る。 対象者: 町内にある空き店舗等を活用して開業する者。	・対象経費(改装工事費の10分の8)の2分の1 50万円上限
就農	美咲町就農奨励金支給事業	目的: 町内において新たに農業に従事し、将来にわたり専業として農業経営を続け、自信と誇りをもった農業経営を確立するとともに、地域農業発展の中核者として育成する。 対象: (1) 将来にわたり、専業(年間従事日数が概ね250日以上)として農林漁業経営を続けていく意志と条件を有する。(2) 年齢が申請年度初めにおいて、39歳以下である者。(3) 過去に就業奨励金の交付を受けたことがない者。	【後継ぎ型】 ...50,000円 【経営分離独立型】 ...50,000円 【新規参入型】 ...50,000円
住宅	美咲町空き家等情報バンク	目的: 美咲町における空き家の有効活用を通して、定住促進による地域活性化を図る。 対象者: 空き家等の所有者及び利用希望者	
	美咲町空き家活用定住促進事業	目的: 空き家物件の活用を促進し、本町への移住者及び定住人口の増加を図る。	① 購入費補助: 対象経費の5分の1以内、上限30万円 ② 改修費補助: 対象経費の3分の2以内、上限60万円(町内事業者を利用した場合上限100万、自己で改修する場合、原材料費の5分の4以内) ③ 引越し支援助成: 対象経費の2分の1、上限10万円 ④ 片付け支援助成: 対象経費の2分の1、上限10万円
子育て	子育て支援プラン	子どものライフステージにあわせた各種支援	・妊娠期のタクシー利用料金助成 ・出産祝金 ・育児支援手当 ・通学経費補助 ・子ども医療費給付 ・多子家庭水道基本料助成 等
その他	美咲町移住支援金	本町への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消を図る住民票を移す直前に5年以上東京23区に在住していた者、又は、東京圏内の条件不利地域以外に居住し、東京23区に在勤していた者転入後、支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有する者に支援金を交付する	2人以上の世帯の場合、100万円 単身の場合、60万円

市町村名		吉備中央町														
移住相談窓口	移住専門相談員の有無	県の移住相談会への参加			市町村独自の移住相談会		市町村主催の体験ツアー		移住・定住支援制度						空き家情報	
		東京10月	大阪7月	大阪2月	日程	会場	日程	行程	お試し暮らし等	起業	就農	住宅	子育て	その他	空き家提供	うち空き家情報システム利用
定住促進課	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	

1 移住相談窓口

担当部課	担当者名	連絡先
定住促進課	藤田 将平	0867-34-1116

2 移住専門相談員の有無 有 ・ 無

名称	氏名	連絡先
(一社) 吉備中央町移住支援センター	清水 美恵子	080-9958-4319
主な業務	・移住者相談対応 ・空き家案内、移住体験ツアー等	

3 お試し住宅の有無 有 ・ 無

整備年度	活用施設	利用単位	R5年度利用件数	うち移住件数
H27	3戸	1か月単位 (継続6か月)	3件	1件

4 市町村主催の体験ツアー

【ツアーの概要】

5 移住・定住支援制度

区分	名称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し暮らし等	お試し暮らし住宅制度	町内へ移住を検討されている家族等に町内の風土や日常生活を体感できる住宅を提供しています。 ●概要: 吉備中央町田土2695 木造平屋建 2戸 ※1号・2号共通 3DK(約62㎡) 駐車場各戸1台 吉備中央町上野2452-8 木造平屋建 1戸 ※3号 1LDK(約52㎡) 駐車場2台 ●利用期間: 1か月から6か月以内(特別な場合は延長の可能性有) ●設備: 必要最低限の家電、家具等設置	●使用料月額: 10,000円 ※光熱水費など必要な経費は利用者負担
	お試し暮らし支援事業補助金	町内への移住を希望される方が移住活動を行うために、町内の施設に宿泊する場合等にかかる費用を補助しています。 ●対象経費: 宿泊した期間の基本宿泊料金(食事料金等は除く)	●金額 対象経費から1,000円/泊を控除した額(上限7泊分)
起業	創業支援事業補助金	町内において新たに創業する小規模事業者に対し、事業開始に係る費用の一部を補助しています。 ●対象者 ・町内に主たる事業所を置いて、小規模事業者として創業する者 ・他の制度による補助を受けていない者 ・吉備中央町商工会の指導を受けた事業計画を作成していること ・補助対象者が、事業又は営業に直接携わること ・町税等の滞納が無いこと ・吉備中央町に住所を有する者、または、創業後6か月以内に本町に住民登録、もしくは、外国人登録を有することができる者 ・吉備中央町商工会会員へ加入する者、または、加入を予定する者 ・補助事業が完了した日の属する年度、および、次年度以降5年間、本町に住所を有する者 ●対象事業 ・事業に係る事務所及び店舗等の建築・改修費、賃借料、設備更新費、委託費等	●金額 補助対象額の3分の2以内の額(上限100万円)
	事業継承支援補助金	町内で事業継承する後継者となる小規模事業者に対し、事業継承時に係る費用の一部を補助しています。 ●対象者 ・小規模事業者である者 ・他の制度による補助を受けていない者 ・補助対象者が、事業又は営業に直接携わること ・町税等の滞納が無いこと ・吉備中央町に住所を有する者、または、事業継承後6か月以内に本町に住民登録、もしくは、外国人登録を有することができる者 ・吉備中央町商工会会員へ加入する者、または、加入を予定する者 ・補助事業が完了した日の属する年度、および、次年度以降5年間、本町に住所を有する者 ●対象事業 ・事業に係る事務所及び店舗等の建築・改修費、賃借料、設備更新費、委託費等	●金額 補助対象額の3分の2以内(上限50万円)

	農家民宿宿舎整備費等補助金	<p>新たに農家民宿を開業する方へ開業開始に係る費用の一部を補助しています。</p> <p>●対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内で農家民宿等を開業する人、目指す人で、町税等の滞納の無い者 ・農家民宿推進協議会に加盟する者、又は加盟を予定する者 ・簡易宿所若しくは旅館の営業許可を得た、又は得る予定の者 <p>●対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡易宿所又は飲食店の営業許可取得に必要な施設の整備や家屋等の改修等 ・客室のほか、便所、浴室、廊下等共有場所の改修 ・農家民宿で共通して設置している釜の整備 	<p>●金額</p> <p>対象経費の1/2以内(上限50万円)</p>
就職	移住支援金	<p>東京圏から吉備中央町に移住し、要件を満たす場合に補助金を交付</p> <p>●対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住直前の10年間で通算5年以上かつ直近1年以上、東京23区内に在住又は東京圏(条件不利地域を除く)から東京23区へ通勤していた者 <p>●要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の中小企業へ就業または、地域で社会的起業等を実施(※岡山県における本事業のマッチングサイトやマッチング拠点を活用すること) ・その他、交付要件あり 	<p>●金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単身で移住した世帯:60万円 ・2人以上で移住した世帯:100万円 <p>※18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき100万円を加算</p>
就農	農業実務研修事業	<p>1か月間の体験研修を終了後、農業公社において2年間の実務研修(栽培管理技術の習得等)を受けることができます。</p> <p>●対象:ピオーネ</p> <p>●要件:自己資金を有し、将来にわたって専業で農業経営を行う55歳未満の方(新規就農者育成総合対策(就業準備資金)受給者は、就業後5年以内に認定就農者になることが必要)</p> <p>●住居:研修期間中は、月額1万円の新規就農者用住宅有り</p>	<p>●研修費</p> <p>月額150,000円(年額180万円)を最長2年間支給</p>
住宅	住みたいまち定住奨励金	<p>吉備中央町への若者の定住を促進し、明るく活気にあふれる町づくりに寄与することを目的に奨励金を交付しています。</p> <p>◇住宅取得奨励金</p> <p>町内に住宅を新築し、定住の意思を持って居住される方に奨励金を交付しています。</p> <p>●対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請時の年齢が50歳以下の方 ・町内に自らが居住するための住宅を新築された方 <p>●要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の延べ床面積が50㎡以上で、玄関、台所、便所、浴室、居室を有し、住居として利用上の独立性を有すること ・併用住宅の場合は、住居部分の面積が1/2以上であること ・住宅が共有名義の場合は、対象者の持分割合が1/2以上であること <p>●申請期限</p> <p>対象住宅の新築年月日(登記事項証明書記載)から1年間</p> <p>*分譲地…吉備高原都市住区又はハートフルタウン *子育て世帯…中学生以下の子どもを養育する親がいる世帯</p> <p>◇民間賃貸住宅入居奨励金</p> <p>町内の民間賃貸住宅に定住の意思を持って居住する場合に奨励金を交付しています。</p> <p>●対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯…中学生以下の子どもを養育する親がいる世帯 ・新婚世帯…夫婦いずれかが40歳以下、婚姻日から1年以内の世帯 <p>●要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間賃貸住宅(公的住宅等を除く)の賃貸借契約を締結すること ・契約期間が1年以上 	<p>●金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分譲地…基本額100万円 ・分譲地以外…基本額60万円 ・子育て世帯または婚姻後10年以内の夫婦…加算額20万円 <p>(併用住宅・共有名義の場合) 基本額に居住用部分の面積割合、申請者の持分割合を乗じた額(1千円未満切捨て)</p>
	空き家リフォーム事業補助金	<p>空き家(居住の用に供する部分)のリフォーム(機能向上のための修繕工事及び設備改善)にかかる費用を補助しています。</p> <p>●要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内の建築業者等が主たる施工業者(元請業者)であること ・事前申請(空き家の購入又は賃貸契約後、1年以内に申請すること) ・対象工事に要する経費が30万円以上 	<p>●金額</p> <p>対象経費の3/10以内(上限50万円)</p>
	空き家バンク登録住宅購入補助金	<p>空き家バンクに物件登録している空き家の購入にかかる費用を補助しています。</p> <p>●対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家バンクに登録された住宅及びその住宅の土地(倉庫、車庫、農地や山などを除く)の購入費用 <p>※申請期限は住宅購入の日から1年間</p>	<p>●金額</p> <p>対象経費の1/10以内(上限30万円)</p>

住宅	住宅リフォーム事業費補助金	町内に住所を有する者等が自己所有し、居住(予定含む)する住宅等の居住部分の改築にかかる費用を補助しています。 ●対象者 ・吉備中央町に住所を有する者、又は交付対象工事完了までに町内に住所を有することができる者 ・納期の到来した町税等を完納している者 ・他の制度による補助を受けていない者 ・過去においてこの補助金の交付を受けていない者 ●要件 ・補助対象者が現に所有し、かつ居住している、又はリフォーム完了後3か月以内に居住する予定の住宅であること。 ・店舗等との併用住宅は、居住部分であること ・台所、浴室、便所の全ての設備があること、又はリフォーム後設けること ・過去10年以内においてこの補助金の交付を受けていない住宅であること ・補助対象経費の総額が20万円以上であること ・町内に本社がある法人、または町内に住所がある個人の建築業者が主たる施工業者であること (町外業者への下請け割合が50%を超えていないこと)	●金額 対象経費の 1/10以内(上限20万円)
	空き家片付け事業補助金	空き家バンクに物件登録している空き家(登録物件)の片付けを行う際にかかる費用を補助しています。 ●対象経費 ・空き家の片付けに要する経費(消耗品費、燃料費、手数料、委託料、使用料等) ※事前申請(交付決定前に実施した事業は対象となりません) ※店舗や事業等の用途に係るものを除きます。	●金額 対象経費の 1/2以内(上限20万円)
	宅地分譲購入補助金	住宅を新築する目的でハートフルタウン分譲地を購入した方に補助金を交付しています。※住宅取得奨励金と重複可 ●要件 ・延べ床面積が50㎡以上の住宅 ・分譲後3年以内に住宅の建築に着手	●金額 分譲価格に30%を乗じて得た額(1,000円未満切捨)
子育て	小児等医療費助成制度	子どもを健全に育成するため対象者の保険診療にかかる医療費の自己負担額を助成しています。 ●対象者 0歳から満18歳までの方(満18歳に達した方は、その年度の3月31日まで)※婚姻している方、社会保険加入者本人を除く	※対象者の方は、原則として無料で保険診療が受けられます。
	子育て世帯応援金	子育てを地域全体で応援しています。子ども達の健やかな成長を願い、出産、育児に係る応援金を支給しています。 ●対象者 出生した子を養育している父又は母で、新生児の出生日現在において、町内に居住し、住民登録があり、出生後も新生児とともに引き続き10年以上本町に定住する意志をお持ちの方(受給資格者と生計を一にする方の町税等の滞納が無い方)	●金額 ・第1子…100万円 (出生時:30万円、3歳到達時:20万円、小学校入学時:50万円※3歳到達時と入学時は出生時受給された方が対象) ・第2子以降…30万円
	高校生通学費等補助金	高等学校等に通学する生徒の保護者の経済的な負担の軽減を図るため、通学費等にかかる費用を補助しています。 ●対象経費 ◇バス、電車通学費補助金 通学する高等学校等までの区間のバス通学定期券、バスカード、回数券又は電車通学定期券の購入費用(交通系ICカードへのチャージ利用を含む) ◇寮費補助金 通学する高等学校等が設置する寮の費用 ◇アパート等賃貸費補助金 通学を目的として、アパート等を借りている場合の賃貸費用 ※通学する高等学校等までの間を路線バス又は電車にて通学することができない場合に限る。	●金額 ◇バス、電車通学費補助金 定期券等購入費用の1/2の額(100円未満切捨) ◇寮費補助金 寮の費用の1/2の額(100円未満切捨) * 上限6,000円/月 ◇アパート等賃貸費補助金 アパート等の賃貸費用の1/2の額(100円未満切捨) * 上限6,000円/月
	町営塾(Kii+ キイト)	中学生を対象に基礎学力の向上等を目的として公営塾を開設しています。 ●教科:英語、数学 ●開催日時:月曜日～金曜日 16時～ ※部活動等により変更有り (夏季18時～、冬季17時～、水曜日のみ15時～)	●料金 週1回 : 1,500円/月額 週2回 : 3,000円/月額
	育英資金(奨学金)貸付	町内に在住し、勉強意欲がありながら経済的な理由により就学が困難な学生に対して無利子で奨学金の貸付を行っています。 ※ただし、選考基準があります。	●貸付額 高等学校等 奨学金 (学 費) 月額 20,000円 (通学費) 月額 15,000円 その他(大学等)奨学金 (学 費) 月額 30,000円
その他	住みたいまち定住奨励金	定住の意思を持って、町外から本町にU・Iターンで転入した世帯(方)に対して、地域での活躍をお祈りし奨励金を交付しています。 ※就業奨励金と重複不可 ●要件 ・町内に居住し、事業所等に就業していること ・申請年度の4月1日現在50歳以下の方 ・一時的な転入(転勤)や婚姻等による転入でないこと ・申請期限は転入日から1年間	●金額 ・交付対象者のみの場合(単身)3万円 ・同居者がいる場合(複数)5万円 ※同居の子ども(中学生以下)1名につき3万円を加算